

会 務 月 報

第322号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成21年11月 常任理事会概要

1. 日 時 平成21年11月17日(火)13:30～16:05

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

特別出席(定款第29条第4項により、協議事項(6)のみ出席)

大友幸哉(東京海上日動火災保険(株)建設産業営業部次長)

矢島克則(東京海上日動火災保険(株)建設産業営業部主任)

事 務 局

恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、

前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、鈴木誠一副会長、木村旭常任理事

6. 議事進行役

鈴木誠一副会長

7. 議 事

2010- 1 日事連会務月報

(1)専決事項

1)第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年12月1日(火) 会場:八重洲富士屋ビル

10:00～12:00 「公益法人制度改革」への戦略的対応についての説明会

13:00～14:00 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:10～16:30 第108回建築士事務所協会全国会長会議(2F「桜の間」)

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく平成21年12月1日に第108回建築士事務所協会全国会長会議を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料1のとおり、これを決定した。

2)第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)の設置及び委員構成の決定の件

事務局より、平成22年に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催及び実行特別委員会の設置について資料2によって、次の趣旨の概要説明がなされた。

開催日は平成22年10月1日(金)を予定し、参加人数は大会式典及び記念パーティとも800名とし、参加費は前回同様に大会式典及び記念パーティ併せて1万2千円とする。会場は帝国ホテル(東京・日比谷)とし、予算は大会参加費960万円と大会運営費の日事連支出1,100万円を予定し、その合計2,060万円を予定している。また、実行特別委員会の委員は、平成20年に実施した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実行特別委員会のメンバーを中心に3名増員して構成することとしている。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく第35回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成等を資料2のとおり、これを決定した。

3)平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費

負担率の見直しの決定の件

事務局より、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて資料3によって次の趣旨の概要説明がなされた。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについては、総務・財務委員会での検討を経て、8月28日に開催した常任理事会及び9月16日に開催した通常理事会において、平成22年度からの登録機関特別会計の経費負担率等の見直し方針が了承され、11月17日に開催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することになった。また、11月17日開催の常任理事会の決定前に事前に各ブロック協議会で、今回の見直し内容を副会長及び常任理事が説明することになっているが、この期間にブロック協議会が開催されない場合があるので、各単位会へ事前に文書によりこの見直し方針の連絡をし、理解を得ることにした(10月15日に送付済)。本日決定する内容は、以下のとおりである。

見直し条件

登録制度を維持、存続するため、平成22年度より概ね10年間の経費負担率等の見直しを行い、財政安定積立預金の安定化を図るために次のとおり見直す。

見直し内容

1) 日事連の人件費、事務所費の現状での3会計の負担率は、一般会計で73%、福利厚生特別会計で5%及び登録機関特別会計で22%の按分負担をしている。そのうち登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率を現状の22%から15%に変更する。このことにより、一般会計の事務所費・人件費の案分率は現状の73%から80%とする。

2) 単位会事務局連絡会議開催時に実施している「登録窓口連絡会議」の経費(単位会事務局職員の旅費、会場費及び会食費等)は、現行は一般会計と折半しているが、その案分を実際の会議に占める時間割合に応じて見直し、現行の50%から20%に変更する。

3) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口(単位

会)の登録事務費5,500円・税込(登録料10,500円・税込の52.38%)を10%減して4,450円・税込、(登録料10,500円・税込の42.38%)とする。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

4) 当面、前記 3) から 4) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく資料3のとおり、これを決定した。

4) 常置委員会委員変更の決定の件

指導運営委員会委員の変更(資料4)について、東海・北陸ブロック協議会より依頼のあった同協議会推薦の委員を次の通り変更することを決定した。

指導運営委員会委員変更

[新] 西川英治(石川会) [旧] 桜井紘一(石川会)

(2) 協議事項

1) 平成21年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料5-1及び5-2によって平成21年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、収支結果によって一部分の予算更正を伴う科目があるが、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成21年度上半期事業報告及び収支報告は、11月13日の監査会及び11月16日の総務・財務委員会でも報告し、特段の指摘事項はなかった。

協議の結果、平成21年度上半期事業報告及び収支報告を資料5-1及び5-2のとおり、11月通常理事会に報告することとした。

2) 平成21年度の収支予算更正について

事務局より、平成21年度収支予算更正について資料6によって次の予算更正理由の説明と更正内容について説明がなされた。

平成20年度収支決算(平成21年6月16日総会承認)において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正

職員1名の退職(10月)に伴う「退職給与積立預金取崩収入」及び「退職金支出」の更正

今年度予算で見込んでいた管理建築士講習の4-7月分の受託費の収入が、前年度3月末に入金がなされたこと、及び建築士定期講習の受講者の減少見込による減収等に伴う収入及び支出の更正

改訂版の「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び「民間連合協定工事請負契約約款契約書」の販売増による収入・支出の更正

国の建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」について、補助金を受けることに伴う科目の設定
昨年度の管理建築士講習受託費の増加に伴う消費税の確定による更正

以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

協議の結果、平成21年度収支予算更正について資料6のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

- 3)平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について
事務局より、平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について資料7によって次の趣旨の概要説明がなされた。

資料7は、総務・財務委員会において平成19年11月の全国会長会議で決定した平成20・21年度役員候補者の推薦手順と選任方法を基にして、平成22・23年度役員候補者の推薦手順に沿った日程等に修正したものである。平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法としたい。

協議の結果、資料7を12月1日に開催される全国会長会議に提案することとした。

- 4)八丁堀NFC'Ⅱ賃貸借契約の更新について

山田総務・財務委員長より、資料8によって八丁堀NFC'Ⅱ賃貸借契約の更新について次の趣旨の概要説明がなされた。

平成22年1月1日に2年契約の更新契約を迎えるが、貸し主から契約更新にあたっての条件が11月11日に提示された。契約条件の内容は、2年一般借家契約(現状より年額約211万円減)、3年定期借家契約(現状より年額約282万円減)、5年定期借家契約(現状より年額約423万円減)である。この内容を昨日の総務・財務委員会で検討したところ、定期借家契約は、契約期間内に移転した場合、残期間の賃料を支払わなければならないが、当面事務所移転を行う要素がみあたらないこと及び昨年空調関係の設備機器等が更新(交換)されたことなどから、5年定期借家契約に契約内容を変更して固定経費の支出削減をすることがよいとの意見であった。

協議の結果、八丁堀NFC'Ⅱ賃貸借契約の更新については、5年定期借家契約に契約内容を変更する方針で11月通常理事会に提案することとした。

- 5)「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進会員について

常務理事より、「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進会員について資料9によって次の趣旨の概要説明がなされた。

平成18年に「住生活基本法」が施行され、「国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給」などの基本理念が示された。国民推進会議は、住生活基本法が施行された機会に、国民の意見を広く聴き、国民に広く訴え、国民が広く参加できる活動を展開するため、平成20年8月に設立された。同会議から本連合会へ推進会員として入会し、活動を支援してほしい旨の要請がなされた。その趣旨に賛同し入会したい。年会費は5万円(1口)である。

協議の結果、入会する方針とし、11月通常理事会に提案することとした。

- 6)建築士事務所賠償責任保険の特約条項新設について

八島副会長(建賠保険等調査専門委員会委員長)より、建築士事務所賠償責任保険の住宅瑕疵担保責任履行法求償対応特約条項の新設について資料10によって次の趣旨の概要説明がなされた。

「住宅瑕疵担保責任履行法」(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)が施行(「引渡し」が平成21年10月1日以降の住宅が対象)された。現行の日事連建築士事務所賠償責任保険(以下、建賠)は、「建築物の滅失・き損」の発生を発動要件とした保険である。このため建賠では「建築物の滅失・き損」を伴わない住宅の設計業務の瑕疵に起因する賠償責任が発生した場合、住宅瑕疵担保責任履行法では、保険法人より賠償金が建築主に支払われるが、この場合、保険法人より当該住宅を設計した建築士事務所に対し賠償金を求償された場合対応できない。そこで同法により建築士事務所が法律上の賠償責任を負うことによるリスクへの対応として上記特約を付帯する提案を行う。(参考:住宅瑕疵担保責任履行法に基づき求償された瑕疵に、「滅失・毀損」があり、且つ建築士事務所がその設計業務(監理業務)について相応の過失がある場合、従来の建築士賠償責任保険での補償が可能)*住宅瑕疵担保責任履行法では、瑕疵とは構造耐力上主要な部分及び雨水浸入を防止する部分をいう。

対象は、日事連・建築士事務所賠償責任保険(以下「建賠保険」という。)に加入している日事連会員事務所を対象とする。

補償および保険料水準

・自動付帯(建賠保険加入者全員(会員に限る)に一律に付帯される)

・補償水準・1事故填補限度額 300万円、保険料・建賠保険に対し特約保険料10%

・任意付帯(前 他、建賠保険加入者(会員に限る)の希望により填補限度額が次のパターンより選択できる)

填補限度額増額パターン

A)補償水準・1事故填補限度額 2,000万円、保険料・建賠保険に対し特約保険料27%

1)補償水準・1事故填補限度額 1,000万円、保険料・建賠保険に対し特約保険料22%

*A)、1)を選択しなければ自動的に . の自動付帯が適用される。

この方針が了承され特約が新設されることになると来年の更新時から会員の加入者全員を一律に特約が付帯されることになる。

今後の被保険者への案内スケジュール等の予定は次のとおりである。

・常任理事会での承認(平成21年11月17日予定)、理事会での承認(平成21年11月30日予定)、募集帳票、案内パンフレットの作成(平成21年12月中)、継続加入依頼書、募集帳票の発送(平成22年1月中旬～下旬)、募集の締切日(平成22年2月中旬)、保険料引落日(平成22年3月29日)、補償開始日(平成22年4月1日)。

以上の説明の後に以下の主な意見があった。

・総務・財務委員会でこの内容の報告がなされたが、総務・財務委員会では次の意見が多くあった。

今回の特約条項の趣旨はよいが、条件内容が自動付帯となっていて、既存の保険料に定率10%の上乗せとなっていることは加入者の理解が得られない心配がある。特約対象になっている建賠保険に加入している日事連会員事務所では住宅の設計監理を行っていない加入者の理解は得られるのか。これらの加入者に対する意向調査を実施する必要があるのではないか。また、高額な保険料を支払っている加入者(例えば年間100万円の保険料を支払っている加入者は定率10%であると10万円の保険料が増額する)は増額分に見合った補償水準(1事故填補限度額 300万円)となっていないことや少額保険料の負担者と同額補償となっているため、不公平であり、定率での考え方は加入者の理解は得られないのではないか。スケジュールを変更し、時間をかけて検討していく必要がある。

・住宅瑕疵担保責任保険法人(現在6法人)では、住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準が決められているとともに、検

査員によって建築物の検査が行われているため、保険法人より求償されることは少ないのではないか。

- ・保険料の問題(現状の保険料では安すぎる)を解決しなければならないが、建賠保険の適用条件である「建築物の滅失・き損」の条件を緩和する必要があるのではないかと。

協議の結果、今回の提案内容では保険加入対象者の理解が難しいと考えられるので、建築士事務所賠償責任保険の特約条項新設は継続して検討することとし、建賠保険等調査専門委員会で、加入者に対する特約条項の意向調査を来年度に実施する等して再検討を行うことになった。

7)11月通常理事会の議題等について

11月通常理事会の議題等について資料11により協議がなされた。

協議の結果、原案を一部削除して、11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1)建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について

三栖会長及び八島副会長より、建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について次の趣旨の概要報告がなされた。

10月28日に緊急常任理事会を開催し、建築基準法等に関する国のヒアリング項目に対する意見のまとめを行った。その後、本連合会は、10月30日の午後2時30分から4時10分まで国土交通省においてこのヒアリングを受けた。このヒアリングでは、国土交通省側は、佐々木住宅局審議官、金井建築指導課長および担当官等7名が、本連合会からは正副会長7名、業務・技術委員会から委員長、副委員長、委員の3名および専務理事、常務理事の合計12名が出席した。

本連合会は、このヒアリングにあたって、全単位会に対し建築基準法に関するアンケート調査を実施し、短期間にもかかわらず38単位会から700項目を超える意見が寄せられた。全国の意見を参考に日事連としての意見案をまとめるため、業務・技術委員会のワーキングチームにおいて精力的に検討を行い、これをもとに常任理事会で日事連の意見として資料12のとおり、「建築基準法等に関する意見について」および「建築基準法等に

関する意見」をまとめた。

ヒアリングでは日事連の意見の提出及び説明とともに、単位会からの全ての意見も参考として提出した。国交省は、このヒアリングで日事連の意見を聴くにとどまった。なお、この報告は、11月通常理事会及び12月1日の全国会長会議でも報告する。

2)「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

佐野教育・情報委員長より、(財)建築技術教育普及センターに要望した「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果をもとに、教育・情報委員会で要望書をまとめ8月10日に(財)建築技術教育普及センターに要望した。

この要望に対する回答を10月7日付で受けた。講習の運営方法については平成22年度の運営予定が示された。インターネットの活用については、センターは実施にあたってのサービスの質を確保できるかどうかを課題としているが、改善する方向で検討したい。講師関連については、センターは、省令上、講師が適切に回答するとしている前提に立って、DVD使用は不可という見解であるが、緊急時あるいは講師の講義準備の便を図るものとして、DVDの製作が進行中である。またセンターは、講師選定について、要望があれば本部から地方への講師派遣をするとのこと。一方、教育・情報委員会では、確認検査機関のOBやセンター支所のセンター長が前向きに協力していただいている事例が報告されたので、単位会で講師選定が困難な場合は委員会または事務局まで連絡願いたい。その他：建築士定期講習の受講への周知については、新・建築士制度普及協会から、今後、周知の葉書を出す予定。なお、教育・情報委員会ならびにセンターは、現状の受講状況の推移であれば、最終年に集中することを懸念しており、引き続き対策を練ってゆく考えである。この回答は既に単位会へは送付済である。また、11月通常理事会及び12月1日の全国会長会議でも報告する。

3)建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況

専務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会も設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映されると考えられるので、本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」（部長：岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長）を設け、これまでに11回の部会を開催し、検討作業を進めている。現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めた。

なお、中間とりまとめ案は11月通常理事会及び12月1日の全国会長会議でも報告する予定である。

この報告に対し、中間とりまとめ案のなかで「事業者」と「業者」の呼称の混用や「事業者団体」の呼称の定義に関する質問があり、今後さらに検討することとした。

4) 会員・構成員異動報告

平成21年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料15の通り。

平成21年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,875事務所、賛助会員4社

平成21年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,870事務所、賛助会員4社

5) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長より それぞれ資料16、資料17により報告がなされた。

< 配付資料 >

資料1: 第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

資料3: 平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しの決定の件

資料4: 指導運営委員会委員の変更について

資料5-1: 平成21年度上半期事業報告書

資料5-2: 平成21年度上半期収支報告書

資料6: 平成21年度収支予算更正について

資料7: 平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

資料8: 八丁堀NFCの賃貸借条件の改定について

資料9: 「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進会員について

資料10: 住宅瑕疵担保責任履行法求償対応特約条項の新設について

資料11: 平成21年11月通常理事会開催通知

資料12: 建築基準法等に関する意見のヒアリングについて
(報告)

資料13: 「建築士定期講習」に係る(財)建築技術教育普及センター宛て要望書と回答書について

資料14: 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況

資料15: 会員・構成員異動報告書

資料16: 後援、協賛名義使用の件

資料17: 経過報告

■第44回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年12月8日(火) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 佐々木宏幸、望月 淳一、高津 充良

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、
鈴木業務課長、今泉

(欠 席 者 小林 志朗、榊原 信一、佐野 吉彦)

<配付資料>

資料1 「建築基本法制定に向けて」シボ・ジウム関係資料

資料2 建築の質の向上に関する検討-第5回コンソーシアム会議関係資料

資料3-1 建築の質の向上に関する検討-日事連 中間とりまとめ(案)

資料3-2 中間とりまとめについての意見(佐野委員)

資料4 業務報酬基準(告示第15号)の適正活用に関する調査-アンケートに実施スケジュール

資料5 都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討シボ・ジウムの開催案内書(日本建築学会)

資料6 「2011年の建築家」(仮称)シボ・ジウムの開催案内書(JIA)

1. 建築基本法制定準備会のシボ・ジウム(11/17)の報告

吉田調査役より、資料1に基づき建築基本法制定準備会主催の建築基本法を制定するにあたっての国会議員との意見交換のシボ・ジウムについて概要報告がなされた。

2. 建築の質の向上に関する検討-第5回コンソーシアム会議(11/27)の報告

11/27に開催された第5回コンソーシアム会議について当日の資料を提出し、佐々木委員より資料2に基づき報告がなされた。

この後、上記について各委員からは、主に以下の意見が出された。

- ・理念(「質の高い建築」とは)については、一般の方が分かるよ

うにしていだきたい。これによって、日本の町がすごく綺麗になり、外国からみて、さすがに日本は素晴らしい建築を作るというものが見えないと共感を得られない。

- ・「関係者の役割」については、大きく2つの意見があり、「～なければならぬ」を書きすぎている。基本法であっても個別法の規制強化につながるので、なるべく書かないでいただきたい。「専門家と事業者」の整理が上手になされていない。専門家と設計業者の整理がなされていないために、ものすごく混乱があり、建築士は専門家であり、業者ではないイメージがある。
- ・コンソーシアム会議の場では、まとまらないので、5会で分科会を開いたらどうか。

3. 建築の質の向上に関する検討-日事連の中間とりまとめについての報告等

高津委員より、資料3-1に基づき「日事連の建築の質の向上に関する検討-中間とりまとめ」について概要報告がなされた。具体的報告事項としては、常任理事会及び理事会では、各2回ずつ報告済みであり、初めての全国会長会議における報告では、建築基本法制定に向けた4つの提案を柱に主張していくこと コンソーシアムのなかでは、日事連としての立場は「中間とりまとめ」を主張していくという説明をした旨報告がなされた。その後、吉田調査役より、資料3-2に基づき佐野委員から提言された「中間とりまとめの意見」について概要報告がなされた。現在、佐野委員に追加な論旨展開への修正に向けた「具体的な助言」を提出していただくことにしているが、まだ佐野委員からの返事がきていないので、返事を待ち、その後対応することとなった。

4. 今後のコンソーシアムへの対応等

吉田調査役より、次回コンソーシアムは12/24に予定されており、第4章「質の高い建築」の実現方策の検討に入ることとなっており、そのための資料として当会からは「中間とりまとめ」をコンソーシアム事務局へ送付することとする旨、報告がなされた。

5. 業務報酬基準(告示第15号)の適正活用に関する調査についての報告

国で行われる業務報酬基準の適正活用のアンケート調査及びヒアリン

グについて佐々木委員より状況報告がなされた。

特に個別の物件情報の調査は、アンケート調査票に含まれていたが、除外してヒアリング調査として行うことになった等の報告があった。

6. その他

「都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討シナリオ」の開催(1/12・日本建築学会主催)

事務局より、資料5に基づき1/12に開催される「都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討シナリオ」の概要報告がなされた。

「2011年の建築家」(仮称)シナリオの開催(1/15・JIA主催)

三栖委員長より、1/15に開催されるJIA主催の「2011年の建築家(仮称)シナリオ」の概要報告がなされた。開催案内に三栖委員長の名前が入っているが、参加するかどうかは、未定である旨報告された。

● 次回委員会日程

平成21年1月21日(木)10:00～12:00 日事連会議室

■ 第6回 総務・財務委員会概要

日 時 平成21年11月16日(月)13:30～16:40

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋祥治、
大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事 務 局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

1. 議事

(1)平成21年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より平成21年度上半期の事業報告について、資料1-1により次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位

会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

続いて、事務局より平成21年度上半期収支報告について、資料1-2により次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計では、今年度予算で見込んでいた管理建築士講習の第1期2-7月分の受託費収入が3月末に入金され、20年度の決算に計上されているため、事業収入の実績率は15%にとどまっているが、その分前期繰越収支差額が予算より81%増となっている。

事業活動収入は約1億1,851万円、事業活動支出は約1億6,809万円で当期収支差額は約4,957万円のマイナスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約2,109万円となった。

福利厚生特別会計では、事業活動収入は約1,126万円、事業活動支出は約365万円で当期収支差額は約760万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約1,004万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計では、今年度は、2年に1度の登録のない年なので、事業収入は、追加登録と変更の手数料のみとなっている。

事業活動収入は約1,709万円、事業活動支出は約1,850万円で当期収支差額は約141万円のマイナスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約96万円となった。

(2)平成21年度収支予算更正について

事務局より平成21年度の一般会計及び特別会計の収支予算について、その更正を行うため、資料2により更正理由、更正科目及び更正額が説明された。

なお、予算更正については、21年3月の予算総会において、予算の更正が生じた場合は、理事会の議決事項とすることの承認を得ていることから、この総務・財務委員会では、常任理事会及び理事会に諮る予算更正案を検討した。

協議の結果、平成21年度上半期事業報告及び収支報告、平成21年度収支予算更正について原案のとおり、常任理事会に提案することとした。

(3)平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、資料3により概要説明がなされ、前回の委員会で協議したとおり、平成20・21年度役員候補者の推薦手順と選任方法の内容を基に、平成22・23年度用として資料3を承認し、常任理事会に提案することとした。

(4)建築士事務所賠償責任保険の特約条項新設について

建築士事務所賠償責任保険(建賠)は、全構成員に関わりの大きいものであることから、建賠保険等調査専門委員会で検討していることについて総務・財務委員会の意見を聞くために、山田委員長より、建築士事務所賠償責任保険の「住宅瑕疵担保責任履行法求償対応特約条項」の新設に関して、資料4によって次の趣旨の概要説明がなされた。

住宅瑕疵担保責任履行法(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)が施行された(対象:「引渡し」が平成21年10月1日以降の住宅)。現行の日事連建築士事務所賠償責任保険(建賠)は、「建築物の滅失・毀損」の発生を発動要件とした保険であり、「建築物の滅失・毀損」を伴わない住宅の設計業務の瑕疵に起因する賠償責任について、保険法人より求償された場合対応できない。そこで建賠保険等調査専門委員会より、同法により建築士事務所が法律上の賠償責任を負うことによるリスクへの対応として、建賠の来年度更新時(平成22年4月1日)より以下の対象、補償および保険料水準の特約を付帯する提案がなされている。

なお、住宅瑕疵担保責任履行法に基づき求償された瑕疵に、「滅失・毀損」があり、且つ建築士事務所がその設計業務(監理業務)について相応の過失がある場合は、従来の建賠での補償が可能である。

1)対象は、日事連・建築士事務所賠償責任保険(建賠保険)に加入している日事連構成員事務所とする。

2)補償および保険料水準

自動付帯

建賠保険加入者(構成員のみ)に一律に自動付帯され、1事故填補限度額は300万円、特約保険料は建賠保険に対し10%

とする。

任意付帯

の自動付帯の他、建賠保険加入者(構成員のみ)の希望により、填補限度の増額が次のパターンから選べるようにする。

ア)1事故填補限度額2,000万円、特約保険料は建賠保険に対し27%

イ)1事故填補限度額1,000万円、特約保険料は建賠保険に対し22%

委員からは次のような意見が出された。

- ・全加入者に対し、1事故填補限度額が同額にもかかわらず、定率で一律に保険料アップを強いるのは、高額な保険料を払っている加入者には負担が大きすぎ、納得が得られない。
- ・滅失、毀損がない場合の補償にも対応できるのは、加入者にとっては大きなメリットである。
- ・加入者にアンケートを取ってみてはどうか。
- ・特約保険料を、定率でなく定額にすることも検討すべきである。
- ・特約を任意加入とすると、リスクの高い加入者しか入らない可能性がある。

協議の結果、平成22年4月実施に拘らず、提案の特約事項の新設については、自動付帯となる保険料の改定について加入者の公平が保てないため、再検討が望ましい旨、常任理事会に意見を付すこととした。

(5)就業規程の改正について

事務局より、就業規程の改正について資料5により次の趣旨の概要説明がなされた。

法律等、今日の情勢に合った就業規程とするため、以下の項目等について見直しを行いたい。 高年齢者雇用安定法に則した定年退職の年齢、労働基準法、母子健康法、育児・介護休業法等に基づく休暇等の制定、その他病気休暇等。

協議の結果、平成22年4月改正を目的に、次回委員会で改正案を作成し常任理事会へ提案することとした。

(6)平成22年度日事連建築賞の応募数の増加方策について

事務局より、平成22年度日事連建築賞の応募数の増加方策に

ついて資料6により次の趣旨の概要説明がなされた。

平成20年度より日事連建築賞選考委員会委員長に就任した坂本一成委員長より、(特に小規模建築部門において)作品の質の向上を図りたい、その為には応募の増加が必要であるとの意見が選考委員会であった。この意見を受けて、8月の常任理事会では、表彰者は会員を対象とすることに変わりはないが、会員外の事務所も応募可能とし、入賞した場合には入会してもらう東京会の東京建築賞のようなやり方も考えられるのではないかと意見が出されたため、応募数の増加策について総務・財務委員会で検討いただきたい。

委員からは次のような意見が出された。

- ・会員外でも応募を認めるが、入会を条件とすべきである。
- ・小規模事務所からの応募を促すため、住宅部門を設けたらどうか。
- ・この審査委員なら応募したいと思わせるような、魅力的な審査委員が必要。
- ・同じ審査委員が長期間勤めるのはどうか。
- ・建築の専門家を増やしてほしい。せめて審査委員の半数以上にすべき。

協議の結果、以下の意見等を事務局より坂本委員長に伝え、相談することとした。

1)応募条件については、日事連建築賞の主旨から、広く一般とせず、会員とする。但し、応募を増やすため、入賞した際の入会を条件等に応募時に会員でなくても応募可能とする。

2)住宅部門を設け、3部門制とする。

(7)第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)の設置及び委員構成について

事務局より、平成22年度第35回建築士事務所全国大会実行特別委員会(東京開催)の設置及び委員構成について資料7により次の趣旨の概要説明がなされた。

特別委員会の委員は、平成20年度に実施した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実行特別委員会の委員構成を基に、大会運営をより円滑に行うため、前回より委員を3名増員し、10名体制で12月中旬頃より活動を行いたい。

原案を承認し、常任理事会へ提案することとした。

(8)平成22年1月からの八丁堀NFC'Ⅱ賃貸借条件の改定について

山田委員長より、八丁堀NFC'Ⅱ賃貸借契約の更新について資料8により次の趣旨の概要説明がなされた。

平成21年12月末で、日事連事務局が入居する八丁堀NFC'Ⅱの賃貸借契約の期間が満了するため、貸主の代理人と事務局で交渉した結果、以下のような条件が提示された。

- 1)現状と同様、2年の一般借家契約の場合、現状より年間約211万円減
 - 2)3年定期借家契約の場合、現状より年間約282万円減
 - 3)5年定期借家契約の場合、現状より年間約423万円減
- 協議の結果、定期借家契約で契約期間内に解約した場合、契約期間満了日までの賃料及び共益費を支払わなければならないが、当面事務所を移転する必要性がみあたらないこと、給水器や空調設備機器等が交換されたことなどから、固定費の支出削減を図るために5年の定期借家契約での改定を常任理事会へ提案することとした。

次回委員会開催予定

平成22年2月16日(火)13:30～16:30

(配付資料)

資料1-1:平成21年度上半期事業報告書

資料1-2:平成21年度上半期収支報告書

資料2:平成21年度収支予算更正について

資料3:平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項他

資料4:住宅瑕疵担保責任履行法求償対応特約条項の新設について他

資料5:就業規程の改定項目について(案)

資料6:平成22年度日事連建築賞の応募の増強方策について

資料7:平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

資料8:八丁堀NFC'Ⅱ賃貸借条件の改定について

■ 主な行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成22年

1月20日 業務・技術委員会

21日 建築設計制度等対応特別委員会

26日 全国大会実行特別委員会

27日 指導運営委員会

28日 構造技術専門委員会

2月 2日 教育・情報委員会

5日 会誌編集専門委員会

8日 建賠保険等調査専門委員会

8日 全国大会運営特別委員会

会 務 月 報

第323号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第108回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1.日 時 平成21年12月1日(火) 14:10～16:40

2.会 場 八重洲富士屋ビル「桜の間」

3.会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

(内、表決委任状提出:北海道会・表決委任を受けた者の氏名

西村 武)

4.出席者

国土交通省

大臣官房審議官 佐々木 基

住宅局建築指導課長 金井 昭典

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 上野 浩也 上原 伸一 水谷 達郎

宮原 克平 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 收平

島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭 調査役 吉田 茂、

総務課長 前田 敏明

5.議長・副議長

議 長 山崎 善利(静岡会会長)

副議長 本澤 宗夫(栃木会会長)

6.議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、鈴木 誠一(秋田会会長)

山崎 善利(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より主に以下の趣旨の挨拶があった。

- ・ 建築設計の業の適正化のためには建築士法とは別に、建築士事務所法あるいは設計監理業法の制定により、建築士事務所の法的な位置づけを明確にし、我々が専門家として、または専門的な業務にかかわる建築士事務所として責任が取れる環境の整備を進めることが、最終的には国民の利益につながると考えており、その実現が必要である。
- ・ 新政権は建築士法、建築基準法の抜本的な改正を行うと表明しているが、私達もこの機会を重要と受け止め、私どもの考えが少しでも実現できるよう、一丸となって取り組む必要がある。

次に国土交通省の佐々木基大臣官房審議官より主に以下の趣旨の挨拶があった。

- ・ 建築基準法改正、建築士法改正及び最近施行になった住宅瑕疵担保履行法等、立て続けに制度改正が行われ混乱が生じている。それに加えて住宅着工が非常に落ち込んでいる。景気を先導していく意味においても、建築、住宅産業の活性化が必要であり、どのような制度がいいのか逐次検討を進めていきたいと考えている。皆さんには建築住宅行政が円滑に進むよう協力を願いたい。

つづいて、国土交通省金井昭典建築指導課長より「住宅着工、建築確認(確認、申請)の動向」、「平成21年10月の建築着工統計」、「構造設計一級建築士/設備設計一級建築士制度の円滑施行に向けた取組み」及び「改正建築士法に関する事務所向けガイドメール」について、説明がなされ、特に、公共発注の設計業務を受注された際にも重要事項説明が必要であるので留意されたい旨の依頼があった。

(1) 協議事項1. 平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

山田総務・財務委員長より、資料1に基づき次の趣旨の説明があった。

- ・ 平成22・23年度の役員候補者の推薦手順については、平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法(平成19年

11月27日開催の建築士事務所協会全国会長会議申し合わせ事項)と同じ考え方をとり、日程等のみを改め実施したい。

- ・ 理事候補者については、総数34名中、同一業界内候補者17名とし、それを平成21年9月末日の各ブロック構成員数を基にドント方式によりブロックに配分するものとする。

議長より「平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法」について諮ったところ、異議はなく、資料1の通り「平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の協議」を全国会長会議の申し合わせ事項として了承し、資料1の推薦日程等の加・図に基づき推薦手続きを行うこととした。

(2) 報告事項

平成21年度上半期事業報告及び収支報告について

- 1) 高津専務理事、山田総務・財務委員長、佐野教育・情報委員長、上野業務・技術副委員長、野呂広報・渉外委員長、髭右近指導運営委員長及び横須賀景観・まちづくり特別委員長よりそれぞれ、資料2-1に基づき、平成21年度上半期の事業報告について説明がなされた。

- 2) 北野常務理事より、資料2-2に基づき、平成21年度上半期収支報告について、一般会計・福利厚生特別会計・適合証明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

平成21年度収支予算更正について

北野常務理事より、資料3に基づき、平成21年度収支予算更正の理由として、職員1名の退職や管理建築士講習受託費収入の入金時期のずれ、「建築の質の向上に関する検討」について補助金を受ける科目の設定等及びそれに伴う当該科目の予算更正額について説明がなされた。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しについて

山田総務・財務委員長より、資料4に基づき、適合証明技術者の登録数の減少により、適合証明業務登録機関特別会計の登録料収入が減少し、財政安定積立預金の残高が減少してきている。今後、現状の登録数7,185名で推移したとしても、従来どおりの方法で執行していった場合の収支を試算する

と、平成24年度には登録制度の存続が困難な状況である。登録料の値上げを行わず、本登録制度を概ね10年間を目途として維持する試算をしたところ、本会計における事務所費、人件費及び登録窓口事務費(単位会)の負担額を資料のとおり見直す必要がある旨の報告がなされた。

建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について
三栖会長及び八島業務・技術委員会担当副会長より、資料5に基づき、「10月30日に国土交通省のヒアリングを受けた。当日、国土交通省側では、本連合会の意見を聞くのみのタスクで行われた。本連合会は、このヒアリングにあたって、事前に全単位会に対し建築基準法に関するアンケート調査を実施し、短期間にもかかわらず38単位会から700項目を超える意見が寄せられた。これらの意見を参考に日事連としての意見案をまとめるため、業務・技術委員会のワーキングチームにおいて精力的に検討を行い、これを基に常任理事会で日事連の意見として資料5のとおり、『建築基準法等に関する意見について』及び『建築基準法等に関する意見』をまとめた。ヒアリングでは日事連の意見の提出及び説明とともに、単位会からの全ての意見も参考として提出した」旨の報告がなされた。

「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

佐野教育・情報委員長より、資料6に基づき、「単位会に対する『建築士定期講習』のアンケート調査結果をもとに、教育・情報委員会で(財)建築技術教育普及センター(普及センター)宛の要望書をまとめ、8月10日に普及センターに要望した。この要望に対し、普及センターより、1)インターネットの活用については、改善する方向で検討したい。2)省令上、講師が適切に回答するとしているため、基本的にはDVD使用は不可であるが、緊急時あるいは講師の講義準備の便を図るものとして、DVDを製作中である。3)建築士定期講習の受講への周知については、新・建築士制度普及協会から、全登録建築士事務所宛に周知のながきを出す予定であるとの回答を受けた」旨の報告がなされた。

建築基準法等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する

検討」の検討状況について

高津専務理事より、資料7に基づき、「社会資本整備審議会では、『安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方』について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、この審議会の議論と並行した補助金事業『建築の質の向上に関する検討』については、日事連も加わってほしいという国土交通省からの要請があり、6月に応募し採択された。執行体制としては、建築設計制度等対応特別委員会に『基本法部会』を設け、検討作業を進めている。8月には各応募団体による調査事業に加え、応募団体14団体によるワークショップが設けられ、並行して意見調整が行われている。今般、日事連としては、1)建築設計等の事業者を法的に位置付ける『建築士事務所法』の制定、2)専門分化の進展に適應する設計等の専門資格者制度の創設、3)民間専門家等と行政との役割分担の明確化、4)建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を別添資料のとおり作成した旨」の説明がなされた。

議長より質疑を求めたところ以下の発言があった。

- ・富山会より、「単位会の地元では、従来からの自民党とのつきあいがある。今般政権交代があったことを踏まえ、今後は、連合会から民主党にも要望を働きかけていくということを、単位会にきちんとしたかたちで指示していただければ活動しやすくなる」旨の発言があった。
- ・新潟会より、建築基準法等に関する国のヒアリングについて、日事連の意見が反映されるように是非フォローされるようお願いしたいとの発言があった。

■平成21年11月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年11月30日(月)13:30～15:50
2. 会 場 日事連会議室
3. 理事会構成者数及び出席者数
理事会構成者数 34名
出席者数 30名
(内、表決委任状提出者5名含む)

4.出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、鈴木誠一、外木場久雄、

八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、

髭右近外嘉、山田美光

理 事 上野浩也、上原伸一、大野和男、計良光一郎、

須賀川勝、野呂幸一、水谷達郎、水庭武宣、

宮原克平、村山高文、横須賀満夫

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

副会長:山崎善利

理事:浅野善治、河野久、定行まり子、森野美德

欠席者

理事:秋野卓生、馬場錬成、山中保教、割田正雄

事務局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、

吉田 茂調査役

5.議 事

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上野浩也理事、上原伸一理事

(3)議決事項

1)常任理事会専決事項の承認の件(平成21年11月17日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局よりつぎの事項の説明がなされた。

第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、常任理事会で決定した第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年12月1日(火) 会場:八重洲富士屋ビル

10:00～12:00 「公益法人制度改革」への戦略的対応についての説明会

13:00～14:00 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:10～16:30 第108回建築士事務所協会全国会長会議(2F「桜の間」)

第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)の設置及び委員構成の決定の件

事務局より、常任理事会で決定した平成22年に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催及び実行特別委員会の設置について資料2によって、次の趣旨の説明がなされた。

開催日は平成22年10月1日(金)を予定し、参加人数は大会式典及び記念パーティとも800名とし、参加費は前回同様に大会式典及び記念パーティ併せて1万2千円とする。会場は帝国ホテル(東京・日比谷)とし、予算は大会参加費960万円と大会運営費の日事連支出1,100万円を予定し、その合計2,060万円を予定している。また、実行特別委員会の委員は、平成20年に実施した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実行特別委員会のメンバーを中心に3名増員して構成することとしている。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しの決定の件

事務局より、常任理事会で決定した平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについては、総務・財務委員会での検討を経て、8月28日に開催した常任理事会及び9月16日に開催した通常理事会において、平成22年度からの登録機関特別会計の経費負担率等の見直し方針が了承され、11月17日に開

催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することになった。また、11月17日開催の常任理事会の決定前に事前に各ブロック協議会で、今回の見直し内容を副会長及び常任理事が説明することになっているが、この期間にブロック協議会が開催されない場合があるので、各単位会へ事前に文書によりこの見直し方針の連絡をし、理解を得ることにした(10月15日に送付済)。決定した内容は、以下のとおりである。

・見直し条件

登録制度を維持、存続するため、平成22年度より概ね10年間の経費負担率等の見直しを行い、財政安定積立預金の安定化を図るために次のとおり見直す。

・見直し内容

1) 日事連の人件費、事務所費の現状での3会計の負担率は、一般会計で73%、福利厚生特別会計で5%及び登録機関特別会計で22%の按分負担をしている。そのうち登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率を現状の22%から15%に変更する。このことにより、一般会計の事務所費・人件費の案分率は現状の73%から80%とする。

2) 単位会事務局連絡会議開催時に実施している「登録窓口連絡会議」の経費(単位会事務局職員の旅費、会場費及び会食費等)は、現行は一般会計と折半しているが、その案分を実際の会議に占める時間割合に応じて見直し、現行の50%から20%に変更する。

3) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口(単位会)の登録事務費5,500円・税込(登録料10,500円・税込の52.38%)を10%減して4,450円・税込、(登録料10,500円・税込の42.38%)とする。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

4) 当面、前記 3) から 2) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

常置委員会委員変更の決定の件

指導運営委員会委員の変更(資料4)について、東海・北陸ブ

ロック協議会より依頼のあった同協議会推薦の委員を次の通り変更することを決定した。

指導運営委員会委員変更

[新] 西川英治(石川会) [旧] 桜井紘一(石川会)

議長より、以上の から までの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 平成21年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件

各常置委員会委員長、専務理事、常務理事より、資料5-1によって平成21年度上半期の事業報告、資料5-2によって一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、収支結果によって一部分の予算更正を伴う科目があるが、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成21年度上半期事業報告及び収支報告は、11月13日の監査会、11月16日の総務・財務委員会及び11月17日の常任理事会でも報告し、特段の指摘事項はなかった。

平成21年度上半期監査報告

速水監事より、平成21年11月13日に行った監事による監査報告が次のとおり行われた。

1) 事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。

2) 理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5-1及び資料5-2のとおり平成21年度上半期事業報告及び収支報告を承認した。

事業報告に関連して山田常任理事より次の発言がなされた。11月24日に開催された関東甲信越ブロック協議会で日事

連に対する要望が決定され、その内容として新業務報酬基準については、官公庁に対する要望は行われたが、今後は民間団体に対しても周知及び要望活動を行ってほしい旨の提案がなされた。これについて意見を求めたところ、特に異論はなく、今後は広報・渉外委員会で建築3会(共同歩調がとれた場合)で行うことも含め要望活動内容及び方法について検討することになった。要望活動を速やかに行うため広報・渉外委員会での検討結果についての要望内容等の文言等は会長一任とすることとした。

3) 平成21年度の収支予算更正の承認の件

常務理事より、平成21年度収支予算更正について資料6によって次の予算更正理由の説明と更正内容について次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度収支決算(平成21年6月16日総会承認)において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正

職員1名の退職(10月)に伴う「退職給与積立預金取崩収入」及び「退職金支出」の更正

今年度予算で見込んでいた管理建築士講習の4-7月分の受託費の収入が、前年度3月末に入金がなされたこと、及び建築士定期講習の受講者の減少見込による減収等に伴う収入及び支出の更正

改訂版の「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び「民間連合協定工事請負契約約款契約書」の販売増による収入・支出の更正

国の建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」について、補助金を受けることに伴う科目の設定

昨年度の管理建築士講習受託費の増加に伴う消費税の確定による更正

以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおり平成21年度収支予算更正を承認した。

4) 八丁堀NFI'Ⅱ賃貸借契約の更新の承認の件

山田総務・財務委員長より、資料7によって八丁堀NFI'Ⅱ賃貸借契約の更新について次の趣旨の説明がなされた。

平成22年1月1日に2年契約の更新契約を迎えるが、貸し主から契約更新にあたっての条件が11月11日に提示された。契約条件の内容は、2年一般借家契約(現状より年額約211万円減)、3年定期借家契約(現状より年額約282万円減)、5年定期借家契約(現状より年額約423万円減)である。この内容を常任理事会で検討したところ、定期借家契約は、契約期間内に移転した場合、残期間の賃貸料を支払わなければならないが、当面事務所移転を行う要素がみあたらないこと及び昨年空調関係の設備機器等が更新(交換)されたことなどから、5年定期借家契約に契約内容を変更して固定経費の支出削減をすることがよいとの意見であり、契約更新にあたっては、5年定期借家契約に契約内容を変更したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、八丁堀NFI'Ⅱ賃貸借契約の更新については、5年定期借家契約に契約内容を変更することを承認した。

5) 「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進委員の入会の承認の件

常務理事より、「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進委員について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成18年に「住生活基本法」が施行され、「国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給」などの基本理念が示された。国民推進会議は、住生活基本法が施行された機会に、国民の意見を広く聴き、国民に広く訴え、国民が広く参加できる活動を展開するため、平成20年8月に設立された。同会議から本連合会へ推進委員として入会し、活動を支援してほしい旨の要請がなされた。その趣旨に賛同し入会したい。年会費は5万円(1口)である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推

進会員の入会を承認した。

(4) 報告事項

1) 建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について

三栖会長及び八島副会長より、建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について資料9によって、次の趣旨の報告がなされた。

10月28日に緊急常任理事会を開催し、建築基準法等に関する国のヒアリング項目に対する意見のまとめを行った。その後、本連合会は、10月30日の午後2時30分から4時10分まで国土交通省においてこのヒアリングを受けた。このヒアリングでは、国土交通省側は、佐々木住宅局審議官、金井建築指導課長および担当官等合計7名が、本連合会からは正副会長7名、業務・技術委員会から委員長、副委員長、委員の3名および専務理事、常務理事の合計12名が出席した。

本連合会は、このヒアリングにあたって、事前に全単位会に対し建築基準法に関するアンケート調査を実施し、短期間にもかかわらず38単位会から700項目を超える意見が寄せられた。全国の意見を参考に日事連としての意見案をまとめるため、業務・技術委員会のワーキングチームにおいて精力的に検討を行い、これをもとに常任理事会で日事連の意見として資料12のとおり、「建築基準法等に関する意見について」および「建築基準法等に関する意見」をまとめた。

ヒアリングでは日事連の意見の提出及び説明とともに、単位会からの全ての意見も参考として提出した。国交省は、このヒアリングで日事連の意見を聴くにとどまった。なお、この報告は、12月1日の全国会長会議でも報告する。

2) 「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

佐野教育・情報委員長より、(財)建築技術教育普及センターに要望した「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について資料10によって次の趣旨の報告がなされた。単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果をもとに、教育・情報委員会では要望書をまとめ8月10日に(財)建築技術教育普及センターに要望した。

この要望に対する回答を10月7日付で受けた。その内容は、

講習の運営方法について：平成22年度の運営予定が示された。インターネットの活用については、センターは実施にあたってのサービスの質を確保できるかどうかを課題としているが、改善する方向で検討したい。講師関連について：センターは、省令上、講師が適切に応答するとしている前提に立って、基本的にはDVD使用は不可という見解であるが、緊急時あるいは講師の講義準備の便を図るものとして、DVDの製作が進行中である。またセンターは、講師選定について、要望があれば本部から地方への講師派遣をするとのこと。一方、教育・情報委員会では、確認検査機関のOBやセンター支所のセンター長が前向きに協力していただいている事例が報告されたので、単位会で講師選定が困難な場合は委員会または事務局まで連絡願いたい。その他：建築士定期講習の受講への周知については、新・建築士制度普及協会から、今後、周知の葉書を出す予定。なお、教育・情報委員会ならびにセンターは、現状の受講状況の推移であれば、最終年に集中することを懸念しており、引き続き対策を練ってゆく考えである。この回答は既に単位会へは送付済である。また、12月1日の全国会長会議でも報告する。

これに関連し上野理事より次の趣旨の意見があった。

講師育成講習を複数回行う等の方法で講師の不足は解消できるのではないかと。また、講師育成講習会に多くの会員が参加することにより会員の資質の向上にもつながるのではないかと。

3) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会でも設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事

業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映されると考えられるので、本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」(部会長:岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長)を設け、これまでに12回の部会を開催し、検討作業を進めている。現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めた。なお、中間とりまとめ案は12月1日の全国会長会議でも報告する予定である。

中間とりまとめ案の内容について意見があれば、事務局に早めに提出願いたい。

4) 会員・構成員異動報告

平成21年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成21年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,875事務所、賛助会員4社

平成21年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,870事務所、賛助会員4社

< 配付資料 >

資料1: 第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

資料3: 平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しの決定の件

資料4: 指導運営委員会委員の変更について

資料5-1: 平成21年度上半期事業報告書

資料5-2: 平成21年度上半期収支報告書

資料6: 平成21年度収支予算更正について

資料7: 八丁堀ビル賃貸借条件の改定について

資料8: 「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進会員について

資料9: 建築基準法等に関する意見のヒアリング について(報告)

資料10: 「建築士定期講習」に係る(財)建築技術教育普及センター宛て要望書と回答書について

資料11: 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況

資料12: 会員・構成員異動報告書

■ 第7回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年10月14日(水) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

委 員 國分 恵之、中岡 数夫、尾添 信行、福島 正継

事 務 局 北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、上原規子、市川貴之
今泉光裕

欠 席 者 宮原 克平、高橋 邦雄、遠山 紀芳

山崎 善利(日事連副会長)

< 配付資料 >

第6回 議事録

資料1-1: 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」における今後の対応等について

資料1-2: 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」報告書について

資料1-参考: 建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査の実施について(ご協力をお願い)

資料2: 「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

資料2-参考: 「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料3: 「管理講習・開設者研修」のテキストに係る対応方針について(案)

資料4-1: 日事連業務支援サービスのウェブ審査願いについて

資料4-2: 日事連業務支援サービスのウェブ審査願い

資料4-参考:「登録・契約について」「登録・契約の基本条件」

資料5:「建築CPD情報提供制度」における認定プログラムの認定について(愛媛大会)

資料6-1:平成21年度2期「管理建築士講習」申込状況

資料6-2:平成21年度3期「建築士定期講習」申込状況

資料6-3:「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」プログラム別連絡会議(案)

資料7:平成21年度上半期事業報告(案)

資料8-参考:建設工業新聞(10月9日)

1.「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」における今後の対応等について(協議)

事務局より、資料1-1に基づき基礎的データ調査における今後の対応等について報告した。また、8月末の回答率が37.4%と低いので、現状のWEB・紙媒体での調査方法のまま調査期間をWEBは11月13日、報告書の送付は11月20日に延長することとなり、その旨を理事会・キャンペーンで報告し、各単位会の回答率は最低80%以上になるようにしていただくとともに、80%を超えている単位会は100%を目指していただくこととなった。

調査データをもとにした報告書の作成については、特に要望があったわけではないが、報告書を作成し単位会へ報告をしたほうが良いのではないかと思い議事にあげた旨報告した。

2.建築士定期講習に係る教育普及センターに対する要望書の回答について(協議)

事務局より、資料2に基づき「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について報告した。以下のような留意点を記入して、要望書の回答書を各単位会へ連絡することとなった。

1.インターネットの活用:センターとしては実施することに問題はないが費用がかかりすぎるため、回答書には、改善する方向で検討してまいりたいとの回答になっております。

2.講師の依頼:センターの考えとしては、平時の講習で今のところDVDを利用できないと言っていますが、教育・情報委員会において、県庁等の行政の受託は難しくなっていますが、確認検査機関のOBやセンター支所のセンター長が対応してくれることもあるという意見もありました。

3.建築士定期講習の受講への周知:新・建築士普及協会から、今後、周知の葉書を出していく予定となっています。センターとしても、今のまま推移して最後の年に集中することを懸念しています。

3.管理講習・開設者研修の実施方法等に係るアンケート調査について(協議)

事務局より、資料3に基づき「管理講習・開設者研修の実施方法等に係るアンケート調査」について説明した。管理建築士講習については、23年度の3年間の経過措置期間終了後、新たに受講するのは、数千人程度になると思われるので、法定講習の枠外を指定講習の枠外に転用する方向で協議を行ってきたが、未受講者が、事前に管理建築士講習の枠外を入手できることになる。管理建築士講習の既受講者にとっては、まったく同じ講習を受けることとなる。などの問題点がでてきたことを踏まえ、従来の管理講習会を枠外を含めてどのようにするのかという意見を単位会に対するアンケート調査により把握することとした。

4.業務支援サービスにおけるソフト提供について(協議)

事務局より資料4に基づき業務支援サービスにおけるソフト提供についての報告をした。

登録・契約の基本条件であるシステム体制を持つことなどがないため、今回は見送りとさせていただくこととなり、文書でその旨連絡することとなった。

なお、文書については事務局で作成後、佐野委員長に確認して頂き、ソフト審査願いを提出してきた(有)木村設計室に対し佐野委員長名で送付することとなった。

5.建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)

事務局より資料5に基づき、10月9日に行われた「全国大会(愛媛大会)」のCPDの認定については、日事連が実施する一般の講習では初めての認定プログラム講習であり、建築CPD情報提供制度認定プログラム出席者名簿には204名の記入があった旨の報告があった。

報告に続いて以下の発言があった。

○Argus-eyeなどでCPDの広報をしたら良いのではないかな。

なお、士会との違いをだすために マークをつける 名称を「建築CPD運営会議プログラム」にすることとなった。

6. 法定講習の実施状況等について(報告)

事務局より、管理建築士講習第2期の実施状況等について募集人数20,550名に対し、受講申込者数は、9,865名に(48%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、追加受付を実施し、全体の受講申込者数は13,841名(67.4%)となった旨の説明があった。

また、建築士定期講習の実施状況等について、21年度(10～12月)の受講申込み状況の報告が行われた。

7. 平成21年度上半期事業報告について(協議)

事務局より、資料7に基づき平成21年度上半期事業報告を行い、最終的に12月1日の全国会長会議に提出する旨報告した。

8. その他

- 次回委員会開催予定

平成21年1月21日(木)14:00～16:00 日事連会議室

■独立行政法人 住宅金融支援機構の 適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成22年1月12日(火)11:00～12:40

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田 純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 金井 昭典

〃 国土交通省 住宅局総務課

民間事業支援調整室長 瀬口 芳広

代理出席:同室証券化支援対策官 長谷川 貴彦

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 池田 和政

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ長 城野 敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也

代理出席:同部企画調整課主任 狩俣 利奈

委 員 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中 保教

代理出席:常務理事 上口 隆

オブザーバー

国土交通省 住宅局建築指導課 課長補佐 遠山 明

住宅金融支援機構 審査部住宅審査室検査指導グループ

総括調査役 藤野晶成

日事連事務局 専務理事 高津充良 常務理事 北野芳男

事務局長 恩田利昭 業務課長 鈴木雅之

総務課長 前田敏明

協議事項

1. 住宅金融支援機構適合証明業務に係わる適合証明技術者の不誠実行為による処分について

適合証明技術者が現地調査を自ら行わず適合証明書を発行したことの事実及び処分内容の案について事務局より説明がなされた。

また、これまでの調査の経緯及び処分理由の詳細について、住宅金融支援機構より説明がなされた。

これらの説明に対して、適合証明技術者本人が現地調査を行っていないと認めた物件や同技術者が適合証明書を発行した他の物件については、住宅金融支援機構で実体違反があるか否かを調査していく考えはあるのかについての質疑及びその説明があった。

審議の結果、原案どおり処分内容を承認し、処分事実の公表も行うことを決定した。

2. 運営委員会規約の改定について

運営委員会で定めている規約について、昭和59年に一度改定を行った以後、住宅金融支援機構の組織編成、融資の名称及び個人情報について規約に反映してきていないため、整合性を図るべく改定することとしたい旨の説明が事務局からなされた。

審議の結果、規約の改定については原案のとおり決定し、1月12日即日より適用することとした。

その他の事項

1. 適合証明書が交付された物件(処分した適合証明技術者関連)への対応

協議事項1で処分を決定した適合証明技術者の適合証明書を交付した物件の調査状況に関連し、フラット35sの物件は国費が含まれていること、そのことに慎重な対応が求められていることや既に融資を実行している顧客への周知等の考え方について、住宅金融支援機構より報告がなされた。

2. その他の適合証明技術者の業務状況

平成21年4～12月までのフラット35の適合証明書の交付実績及びその他の適合証明技術者への業務調査の実施状況等について、住宅金融支援機構から報告がなされた。

3. 再発防止のための体制整備等について

今回の不適正な業務が発生した事態の重大性に鑑み、登録制度を適正に運営していくための体制整備等に関し、登録規程については消費者保護の観点や不適正な業務の再発を防ぐため必要な見直しの改定を行うとともに、平成22年の新規・更新登録の申請者に対しては、講習の中で適正な業務を実施することを徹底していくことについて、事務局より説明がなされた。

4. その他

次回運営委員会の開催日程については、平成22年2月12日(金)11:00～13:00日事連会議室で開催することとした。

■ 主な行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

3月 5日 日事政研役員会

5日 通常理事会

9日 建築設計制度等対応特別委員会

10日 景観・まちづくり特別委員会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成22年2月 常任理事会概要

1. 日 時 平成22年2月19日(金)13:30～15:45
2. 会 場 日事連会議室
3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数	15名
出席者数	15名
4. 出席者の氏名

出席者	
会 長	三栖邦博
副 会 長	山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一 外木場久雄、八島英孝
専務理事	高津充良
常務理事	北野芳男
常任理事	木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行 髭右近外嘉、山田美光
事 務 局	恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長 鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長 吉田 茂調査役
5. 議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、佐野吉彦常任理事
6. 議事進行役 八島英孝副会長
7. 議 事
 - (1) 専決事項
 - 1) 平成22年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

山田総務・財務委員長より、平成22年度の日事連建築賞募集要

項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1により次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、日事連建築賞の応募数の増加方策について常任理事会、総務・財務委員会での意見を踏まえて、日事連建築賞選考委員長との協議の結果、応募資格者を次のとおり変更した。

「応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか又は単位会に入会申請をすることを条件として応募を認める。」こととした。

また、選考委員会委員では2名の変更を行った。(新)小玉祐一郎(神戸芸術工科大学デザイン学部教授)、富永譲(法政大学デザイン工学部教授)、(旧)小林志朗(小林設計一級建築士事務所代表)、酒井寛二(中央大学専門職大学院国際会計研究科教授)。

その他年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり平成22年度の日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員を決定した。

これに関連して選考委員会委員の任期、推薦基準について今後、内規等が必要となるのではないかと意見があった。これについては今後の課題とすることとした。

(2) 協議事項

1) 平成22年度事業計画案について

平成22年度事業計画案について資料2により、次の趣旨の説明が事務局よりなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

主な事項としては、管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建

築士事務所に対する苦情の解決業務の実施、改正建築士法等の周知及び日事連の役割・建築士事務所の業務についての広報活動、建築士事務所キャンペーン事業、適合証明技術者の新規・更新登録の受付の実施とそれに伴う講習の実施及び適合証明技術者への業務調査の実施等の事業を実施する。

協議の結果、原案を了承し、資料2の平成22年度事業計画案を3月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成22年度収支予算案について

平成22年度収支予算案について一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について資料3により事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案の合計は、事業活動収入では、会費収入179,160,000円、事業収入236,270,000円、雑収入3,610,000円、特定預金取崩収入40,050,000円、合計459,090,000円となっている。事業活動支出では、事業費359,100,000円、管理費97,030,000円、特定預金支出58,040,000円、合計514,170,000円となり、予備費支出は8,920,000円、前期繰越収支差額64,000,000円となっている。協議の結果、原案を了承し、資料3の平成22年度収支予算案を3月通常理事会に提案することを決めた。

3) 建築確認手続き等の運用改善の方針について

専務理事より、建築確認手続き等の運用改善の方針について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

本年の1月22日に国土交通省から建築確認手続き等の運用改善の方針が示された。

今回は法律改正が伴わない運用改善となっている。運用改善の内容については建築基準法施行規則及び関係告示等の改正として反映される。これらの改正は3月末を目途に公布され、6月に施行される予定である。また、運用改善の内容については、パブリックコメントの意見募集がなされ、締切が2月21日とされている。本会では、改善内容に対する意見について、業務・技術委員会、構造技術専門委員会で検討するとともに単位会にも意見を求めた。単位会からの意見では法律改正が伴う意見が多くあり、そのほとんどが今回のパブリックコメントの対象とはならない。構造技術専門委員会での意見の一部は定義を厳密にし、申請

図書の補正及び軽微な変更等について事例の列举を多くしてほしい旨の意見があるが、業務・技術委員会では、事例の列举は、その事例以外は認められなくなる可能性がある。事例を列举することは、現状では実態的に弾力的な運用がなされているので、むしろ個別の事情に応じて弾力的な運用を求めるべきであり、定義の厳密化と事例の列举の意見については、硬直的な運用になる可能性があるため、構造技術委員会と調整し、理解を得たところである。

これらの経緯を踏まえ、本会としての意見をまとめた。

主な項目は、1. 建築基準法等の抜本改正検討の確実な実施、2. 改善・改正内容に対する設計実務者側との事前調整、3. 今回の改善措置の実行性が上がるようなきめ細かい対応として5項について、それぞれの改善意見をまとめた。

協議の結果、資料4のうち日事連の意見としてまとめた資料を2月22日に国土交通省に会長が意見書として提出することとした。

なお、今後行われる建築基準法の改正に係る国の「(仮称)建築基準法等制度見直し検討会」の委員として連合会の推薦が求められたが、これについては三栖会長が参加することとの説明があり、了承された。

4) 定款施行細則の一部変更について

山田総務・財務委員長より、資料5によって定款施行細則の一部変更について次の趣旨の説明がなされた。

現行の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として必要な定款施行細則の一部変更を行う案が資料5である。

協議の結果、資料5の定款施行細則の一部変更を3月通常理事会に提案することとした。

5) 就業規程の一部改正について

山田総務・財務委員長より、就業規程の一部改正について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

現在の就業規程は平成2年1月に制定以来、土曜日を休日とす

る必要最小限の改正しか行っておらず、社会の労働情勢の変化等への対応措置がなされず今日に至っている。また、労働基準法、母子保健法、育児・介護休業法及び高年齢者雇用安定法等の法律に則した規程となっていないため、今日の情勢に合った就業規程に改正する必要がある。主な改正点は次のとおりである。

①60歳定年退職後、65歳までの継続雇用制度の導入(高年齢者雇用安定法)

②産前6週間の休業を、多胎妊娠の場合は14週間の休業に改正(労働基準法)

③妊娠中または出産後の母性健康管理のための休暇等の制定(母子保健法)

④産婦の育児時間の制定(労働基準法)

⑤育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための短時間勤務等の制定(育児・介護休業法)

⑥病気休暇、夏季休暇の明記

⑦年次有給休暇の付与日数の改正

協議の結果、資料6の就業規程の一部改正を3月通常理事会に提案することとした。

6) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書(案)について

専務理事より、次の趣旨の説明がなされた。

資料7は建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書(案)である。昨年の11月から12月にかけて中間報告(案)について、常任理事会、理事会等から意見が出された。その意見を基にして建築設計制度等対応特別委員会基本法部会で修正、追加を行い最終報告書としたものである。3月通常理事会での承認を得て報告書として国に提出する予定である。

報告書に対する意見として、報告書の18頁の図4については、図のタイトルを入れた方がわかりやすいとの意見があり、修正することとした。

協議の結果、資料7を一部修正して3月通常理事会に提案することとした。

7) 岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更について
事務局より、岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度に行う適合証明技術者の岐阜県での新規・更新登録の受付業務については、平成20年度と同様に日事連が(社)岐阜県建築士事務所協会と登録業務委託契約を締結して実施する。当受付業務を実施するにあたっては、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費率等の見直しに伴い、(社)岐阜県建築士事務所協会の委託業務に係る委託費のうち、登録事務費を変更したい。

①登録事務費(変更)・登録料 1件10,500円(税込)につき、委託費を変更前4,000円から3,000円に変更する。(会員団体は4,500円)

②適合証明技術者実務手引き(従来通り)・卸値 1冊につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の0.7掛け)

③適合証明等業務登録標識(従来通り)・卸値 1枚につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の約0.44掛け)

④講習の受講料(従来通り)・受講料は5,250円(会員団体も同額)※受講料は、会場費、広報費及び人件費等に充当する。
協議の結果、原案を了承し、資料8を3月通常理事会に提案することを決めた。なお、(社)岐阜県建築士事務所協会がこの条件で登録業務委託契約を締結しない場合は、岐阜県では新規・更新登録の受付業務を実施せず、岐阜県での新規・更新登録希望者は、隣県の建築士事務所協会での新規・更新登録手続きを行っていただくこととする。

8) 第53回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第53回通常総会等の日程及び運営について資料9により次の通り説明がなされた。

平成22年3月30日(火) 会場:ホテルグザール竹芝

11:00~13:15 3月常任理事会

13:30~15:30 第109回建築士事務所協会全国会長会議

15:40~16:20 第53回通常総会(平成22年度予算総会)

16:30~17:10 第36回日市政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料9の第53回通常総会等の日程

及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

9) 3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、資料10を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

事務局より、住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年1月12日及び2月12日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者小川俊一及び当該適合証明技術者が所属する(株)ターブルプランニング(開設者 野上一夫、事務所所在地・神奈川県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったため1月18日付けで取消し、同日より5年間の再登録禁止処分を行った。また、適合証明技術者小村敏夫及び当該適合証明技術者が所属する(有)未来工房(開設者 小村敏夫、事務所所在地・兵庫県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったこと及び適合証明業務に関する帳簿、関係書類を適切に保管していなかったため2月16日付けで取消し、同日より2年間の再登録禁止処分を行った。なお、両事務所ともそれぞれの建築士事務所協会の会員である。

また、国土交通省には小川俊一氏の処分については報告した。

また、小村敏夫氏については報告する予定である。

2) 民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について

専務理事より、民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について資料12によって次の趣旨の報告がなされた。

昨年の1月7日に新しい業務報酬基準が告示され、建築関係団体では新業務報酬基準の遵守等について自治体に対し6月29日より全国的に共同要望活動を実施するとともに、7月には中

央の12府省へ要望活動を行った。

民間団体への要望活動としては、11月30日の通常理事会で民間団体への周知を図るべきではないかとの提案、決定に基づき、12月21日から12月24日にかけて日事連は、民間団体8団体(日本商工会議所、不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会、住宅生産団体連合会、日本損害保険協会、生命保険協会、全国信用金庫協会、日本経済団体連合会)に対し、三栖会長はじめ役員等が当該団体を訪問し、民間建築物の設計等業務発注にあたり、新しい業務報酬基準についての理解とそれぞれの団体の会員への周知について要望した。

3) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

山本全国大会運営特別委員長より、昨年10月9日に開催した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果について、大会参加者1,684名、パーティ参加者505名、収支結果は52,751,102円となった旨の報告が資料13によってなされた

4) 第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について

第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について、資料14によって次のとおり報告がなされた。

委員長 三栖邦博(日事連会長・東京会会長)、副委員長 大内達史(東京会会長代行)、委員・外木場久雄(日事連副会長・兵庫会会長)、西倉努(東京会副会長)、吉川昭(神奈川会副会長)、小林忠志(神奈川会副会長)、宮原克平(埼玉会会長)、中澤茂(埼玉会副会長)、高木憲一(千葉会副会長)、宮下登久子(千葉会副会長)

5) 平成22年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成22年度の主な会議日程(予定)について資料15によって事務局より報告がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成21年11月末日から平成22年1月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料16の通り。

平成21年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,888事務所、賛助会員4社

平成21年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,894事務所、賛助会員4社
平成22年1月31日現在
正会員46団体、構成員14,905事務所、賛助会員4社
7)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料17、資料18により報告がなされた。

<配付資料>
資料1:平成22年度日事連建築賞の募集要項改正について
資料2:平成22年度事業計画(案)
資料3:平成22年度一般会計予算内訳書(案)
資料4:建築確認手続き等の運用改善の方針について
資料5:定款施行細則の一部変更について(案)
資料6:就業規程の一部改正について(案)
資料7:平成21年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」報告書(案)
資料8:岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更について(案)
資料9:第53回通常総会及び第109回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について
資料10:平成22年3月通常理事会開催通知
資料11:独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所の登録取消しと再登録禁止の処分通知
資料12:民間団体に新しい業務報酬基準の周知について要望
資料13:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告
資料14:平成22年度・第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について
資料15:日事連・平成22年度主な会議日程(予定)
資料16:会員・構成員異動報告書
資料17:後援、協賛名義使用の件
資料18:経過報告

■第1回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成22年1月26日(火)14:00～15:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 外木場久雄、西倉努、吉川昭、小林忠志、宮原克平

中澤茂、高木憲一、宮下登久子

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、前田、松谷

1. 議事

(1)副委員長の選出について

副委員長に大内達史委員が選出された。

(2)平成20年度開催・第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書等について

事務局より、平成20年10月3日に開催された第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書(資料1)に基づき実施概要及び当時の全国大会実行特別委員会での協議事項等について説明がなされた。

(3)平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

事務局より、平成22年10月1日に開催される第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について資料2から資料4によって以下の事項について説明がなされた。

①通常理事会(平成21年11月30日)決定事項について

既に通常理事会において決定した以下の事項について説明がなされ、今後は本委員会で大会テーマ、行事形式等について企画・立案していくこととした。

・開催日 平成22年10月1日(金)

・参加人数 大会式典及び記念パーティとも800名とする。

・参加費 大会式典及び記念パーティ併せて12,000円とする。

・会 場 帝国ホテル(東京・日比谷)

・予 算 日事連支出(概ね1,100万円)と大会参加費の合計を大会運営費とする。

なお、通常理事会の決定事項のうち大会参加人数については、単位会の会員が参加しやすいように参加人数枠を撤廃でき

ないかとの意見が出されたが、本来、東京開催は地方開催と異なり規模、予算を縮小し実施することとしているため、800名の参加人数での設定が妥当であるとし、通常理事会の決定事項通りとした。

②委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて

スケジュールについては、原案を一応の目安とし、5月中旬開催予定の常任理事会に大会実施要項が提案出来るように今後委員会を開催していくこととした。

③大会テーマ、大会宣言、行事形式について

大会テーマ、行事形式について各委員に意見を求めたところ、次のような意見が出されたが、今回の委員会では具体的な案の集約は行わず、各委員には次回委員会開催までに意見を提出してもらい、次回の委員会で協議、検討することとした。

(出された意見)

- ・「建築基本法」をテーマにした講演、シンポジウム。
- ・著名人、他団体の代表者などの講演、シンポジウム。
- ・現在の情勢に沿った大会テーマ等を決定するのは前回の大会と比較しても難しく、ハードな話は受け入れにくいのではないか。
- ・明るい話題をテーマに取り上げる。
- ・大会テーマやシンポジウムの内容で参加者数が変わる。
- ・若者が「建築離れ」をしている傾向や「継承問題」をテーマにする。
- ・地方開催とは異なり東京で開催する意義を考え、「業務に関連する内容」を取り上げて、勉強会というイメージにする。
- ・2時間同じ構成の講演は長すぎる。建築以外の分野や、2部構成などにする。
- ・午前中又は早い時間帯に講演会等を開始する。
- ・シンポジウムは、パネリストの人選が難しいため、講演会を実施する。

(4) 次回の委員会開催日及び検討事項について

次回委員会の開催は、平成22年3月17日(水)15:00～17:00とし、各委員は、3月8日(月)までに前回の東京開催での検討事項を参考にしながら大会テーマ、大会宣言、行事形式について意見を

提出してもらうこととした。

(配付資料)

資料1 平成20年度開催・第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書等について

資料2 通常理事会(平成21年11月30日)決定事項について

資料3 委員会及び事務局の大会当日までのスケジュール(案)について

資料4 大会テーマ、大会宣言、行事形式について

■第45回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成22年1月21日(木) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 小林 志朗、佐々木宏幸、高津 充良

事務局: 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、鈴木業務課長、今泉

(欠席者 榊原 信一、佐野 吉彦、望月 淳一)

<配付資料>

資料1 建築の質の向上に関する検討-第6回コンソーシアム会議関係資料

資料2 「成果イメージ(はじめに～第4章)骨子案」に対する意見

資料3 「建築の質の向上に関する検討」報告書のとりまとめに向けて

資料4 第1回調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会関係資料

1. 建築の質の向上に関する検討-第6回コンソーシアム会議(12/24)の報告

12/24に開催された第6回コンソーシアム会議について当日の資料を提出し、岡本副委員長より資料1に基づき報告がなされた。

○外部専門家へのヒアリングのとき、日事連として、最終的に「建築士事務所を法的に位置づけること」を入れればいいと言われたが、コンソーシアム会議において、他団体では、建築は設計者という概念はあるが、事業者という概念がないというのがほとんど

どであるため、建築士事務所を法的に位置づけることなどの意見が出てこないとの意見がだされた。

2. コンソーシアム会議で示された「建築の質の向上に関する検討(とりまとめ)の成果イメージ」に対しての日事連の意見についての検討
吉田調査役より、資料2に基づきコンソーシアム会議における「成果イメージ 骨子案」に対する日事連としての意見について概要報告がなされた。

○コンソーシアム会議関係資料のP20(2-1専門家・事業者に係る課題)の実現方策における「建築士と事業者の責務・役割等を明確にした法制度の創設」の「建築士と事業者」を「建築士と建築士事務所(あるいは開設者)」にさせていただくよう市浦H&Pに要請する。

3. 「建築の質の向上に関する検討(日事連)」報告書のとりまとめに向けて

吉田調査役より、資料3に基づき「建築の質の向上に関する検討」報告書の今後のとりまとめについて概要報告がなされた。

○最終的な報告書のとりまとめに際して、次回の建築設計制度等対応特別委員会において秋野卓生先生、浅野善治先生、河野久先生の3人にヒアリングを行うこととなった。日程については、2/8若しくは2/12を候補日とし事務局において調整を行い、各委員へ通知をすることとなった。

4. 業務報酬基準(告示第15号)の適正活用に関する調査についての状況報告

当アンケート調査については、締め切りを1月初旬にしていたが、回答率が低いことにより、1/20まで締め切りを延期したこと等、佐々木委員より状況報告があった。

5. 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会(12/15)の報告

12/15に懇談会が開催され、概要について岡本副委員長より報告があった。

6. その他

○次回委員会日程

日程を調整した結果、平成22年2月12日(金)14:00～16:00

(日事連会議室)に開催することとした。

■第46回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成22年2月12日(金) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、高津 充良

特別出席

秋野 卓生(日事連理事・匠総合法律事務所)

浅野 善治(日事連理事・大東文化大学法科大学院)

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役

鈴木業務課長、今泉

(欠 席 者 榊原 信一、佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1 建築の質の向上に関する検討-報告書(案)

資料2-1 報告書(案)についての建築設計制度等対応特別委員等の意見

資料2-2 建築の質の向上に関する検討-報告書(訂正案)

資料3-1 建築の質の向上に関する検討-第7回コンソーシアム会議関係資料

資料3-2 「とりまとめ(素案)」に対する提出意見

資料4 建築確認手続き等の運用改善の方針について

1. 専門家(秋野理事、浅野理事)に対するヒアリング

(建築の質の向上に関する検討の報告書(案)について専門家の意見を伺う)

秋野理事と浅野理事よりヒアリングを行い、ヒアリングの概要は以下のとおりであった。

秋野理事:

○建築士の資格取り消し処分に係る補佐人を務め、①建築士事務所として責任を負うべきところは、しっかり負っていただくという形が実態に合うだろう。②現場を担当する建築士が処罰されたら会社としてどのようにフォローしていけばいいのか。個人で支払う罰金を会社が補てんするのか。そういうことを制度上もりこむのはどうだろう。ということ強く感じた。

そのような事実と法律のギャップについては、建築士事務所法と

いうものを創設して解消していけば良いと思う。

○団体による自律的監督体制の確立については、資格を維持するために、団体から認めていただけるような活動をしようという自分の意思が働いてくるので、モルの向上につながるのではないかと思う。

○設計賠償責任保険の加入義務化については、任意であり、民間の保険会社の仕事であるが最近の社会状況を勘案した保険にしても良いのではないかと思う。

浅野理事：

○建築士事務所というものが大きな役割を果たしていることを社会制度のなかで位置づけなければ建築の質の確保ができないということを印象づけることが大事である。

○建築士事務所というものをいかに明確にしていくか。その関係団体というものをさらにどのように位置づけるかというものをきちんと表すということが今回の報告書の一番大きな目的にするべきである。

秋野理事：

○「建築士事務所に所属する建築士がいる場合は、その建築士は必ず団体の規律を受けなくてはならない」ということを制度化して、団体が当該建築士に対する自律的な処分を含めた権限を持った方が、違法以前のモルのところで向上すると思う。

浅野理事：

○チームになって一つの組織が動く時、「建築士がやるべきことは建築士がやっていること」と「組織として責任をもつ人は誰であるか」ということは別々にしても、組織としてまとまりを持つので、建築士が開設者でなくてもいいと思う。

秋野理事：

○建築の紛争を取り扱っている中で、建築士が意図的に違反建築をやっていることもある。建築士の違法行為をやめさせるためには誰かがペナルティを科さなければならない。現状における国が処分をするというやり方ではあまりにも大掛かりすぎて機能しないので、モルを向上させるためにも別途、団体による規律という観点から優しい処分というものがあればいいと思う。

浅野理事：

○建築士がいない団体が業務を受けて、どこかへ丸投げする場合、建築士がやらなければいけない業務があれば、どこかの建築士がやることになるので、そこに責任がくと思う。丸投げされた後だとしても、組織なり個人が責任を負うだろう。それを防ぐのであれば、①「どこまで専門家がからむべきか。」②「専門家がからんだときにどういう形で責任を取るべきか。」③「専門家がからまない仲介というものをどうするのか」をまとめなくてはならない。

秋野理事：

○消費者が保護されるためには、建築士の関与がなされれば、建物の安全につながり間違いがない。それが業とすることによって、全てが満たされるかという直結しないような気がする。今の業務の実態と現実の建築士法が乖離してしまっているものを是正し、実態に合わせるために、建築士事務所法というものが必要ということは理解できる。消費者保護のためには、開設者は建築士しかねないほうが消費者のためであると思う。

2. 同報告書(案)のとりまとめについて

吉田調査役より、資料2-1における委員からの意見を考慮し作成した資料2-2に基づき、報告書(案)の概要報告をしながら、上記①②③を踏まえ意見交換がなされた。

報告書(案)を吉田調査役が本日決定した事項をもとにとりまとめ、委員各位へ送付し、指摘事項があれば、連絡していただくこととした。最終的に岡本副委員長の下承を得て、2月19日の常任理事会で報告し、3月5日の理事会で承認していただいた後、印刷に取り掛かることとなった。

3. 建築の質の向上に関する検討-第7回コンソーシアム会議(1/29)の報告等

1/29に開催された第7回コンソーシアム会議について当日の資料を提出し、岡本副委員長より資料3-1に基づき報告がなされた。

その後、吉田調査役より、資料3-2に基づき補足説明がなされた。

4. 建築確認手続き等の運用改善の方針について

国の建築確認手続き等の運用改善の方針がまとまり、①確認審査の迅速化、②申請図書の簡素化、③厳罰化について改善する

ことになったことを資料4に基づき高津委員より概略報告がなされた。

○6月施行に向けて施行規則、告示及び通達の中で改善することになる。

○建築基準法自体の改正は先送りされたが、国が検討会を立ち上げ検討を進めることにしており、本会からは三栖会長が出席することとしている。今後、当特別委員会に検討会の内容を報告しつつ、その法律改正案に対して意見調整を行うことになる。

5. その他

○次回委員会日程

日程を調整した結果、平成22年3月9日(火) 15:00～17:00
(日事連会議室)に開催することとした。

■第7回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成22年1月20日(水) 14:00～16:20

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委 員:富田賢一、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:斉藤俊夫

特別出席:生駒 勝

日事連事務局:高津、北野、恩田、戸谷、鈴木、千浜、今泉

{配付資料}

資料1:履行遅滞・違約金に関する事例情報の収集について
(お願い)

資料2:平成22年度 業務・技術に関する事業計画(案)

資料3:建築基準法等に関する意見について

資料4:建賠保険等調査専門委員会の報告資料

資料5:民間建築物の設計業務発注にあたり新しい業務報酬基準
の尊重及び会員への周知のお願い

資料6:温暖化対策会議 第15回

資料7:第2回合法木材普及拡大部会

2010-3 日事連会務月報

資料8:四会連合協定 契約約款講習会開催状況一覧

資料9:指導課長通知

公共工事における設計業務等の契約の際の重要事項説明
について

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の
実施について

議 事

1. 協議事項

(1) 履行遅滞・違約金に関する事例情報の収集について(お願い)

日事連の四会約款改正WG委員であり民間連合協定工事請負契約約款委員会に日事連の委員として出席している生駒勝氏が特別出席し、工事請負契約約款委員会で工事請負契約約款第30条(履行遅滞・違約金)の検討を行うため、工事遅延及び支払遅延に伴う遅延損害金・違約金に関する事例情報の収集を依頼したい旨、資料1により説明された。

○協議の結果、各委員で所属単位会、ブロック協議会等で説明し、事例収集を行うこととした。事例がない場合には自由意見の欄に設計事務所としての意見を記入して提出する。

第1回の締め切り日を2月20日、ブロック等に諮って回答収集に時間がかかる場合には3月20日を締め切りとすることとし、回答は日事連事務局へ送付することとした。

(2) 平成22年度 業務・技術に関する事業計画(案)について

○事務局より資料2により平成22年度 業務・技術に関する事業計画(案)が説明され、了承された。

構造技術専門委員会と業務・技術委員会の連絡を密にしていくことが確認された。

2. 報告事項

(1) 国土交通省の建築基準法等に関するヒアリングに対する意見の提出の報告について

○木村委員長より資料3により国土交通省の建築基準法等に関するヒアリングに対する意見の提出について報告された。おもな内容は以下の通り。

・単位会から提出された意見も含め、業務・技術委員会の木

村委員長、上野副委員長、安藤委員、八島担当副会長で日事連としての意見をまとめ、昨年10月30日に国土交通省へ意見提出を行った。ヒアリング出席者は、正副会長、業務・技術委員会の木村委員長、上野副委員長、安藤委員、高津専務理事、北野常務理事の12名。

○建築基準法改正に関するその後の動きについて、国土交通省では基準法改正は行わず、制度の運用改善で対応する方針であることが新聞などで報道されている旨、高津専務理事より補足説明された。

(2) 建築士事務所賠償責任保険について

○事務局より資料4により建賠保険等調査専門委員会の活動状況について報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・建賠保険の加入事務所については9～11月まで増加しているが、加入率については10月と11月が同率となっており、横這い状態であった。
- ・住宅瑕疵担保履行法に対応するための特約(住宅瑕疵担保責任履行法求償対応特約条項)を常任理事会に諮ったが、一律10%の保険料の値上げで補償金額が一律300万円では不公平であるとのことで建賠保険等調査専門委員会で特約内容についてさらに検討することとなった。

(3) 民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について

○事務局より資料5に基づき民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について報告された。広報・渉外委員会で民間団体に対して新業務報酬基準の周知を要望することにしたもので、昨年12月21日、22日、24日に不動産協会、住宅生産者団体連合会など計8団体へ要望を行った。

三栖会長、外木場広報・渉外担当副会長、横須賀広報・渉外副委員長、高津専務理事、北野常務理事、戸谷広報渉外・担当課長が各団体を訪問し、新業務報酬基準について会員への周知を要望した。

(4) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」の報告について

○資料6により八島業務・技術担当副会長より「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」対策会議について報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」については、パンフレットが完成し、これからどのように普及していくかを検討している。1月29日にシンポジウムが行われる予定。今後は行動計画策定に向けてタスクフォースを立ち上げる。

(5) 合法木材普及拡大部会の報告について

○資料7により富田委員より第2回合法木材普及拡大部会の報告がなされた。合法木材の普及促進事業の進捗状況、需要者へのPR活動、シンポジウムの開催などについて説明された。1月にパンフレットができる予定。「合法木材」という名称はわかりにくいのではないかななどの意見が出された。

(6) その他

○資料8により事務局より四会連合協定 契約約款の講習会の開催状況が報告された。22年1月20日現在で、講習会を開催済みの単位会が21単位会、これから開催する予定の単位会が7単位会、これまでの受講者数が1,369人であることが報告された。

○事務局より資料9に基づき昨年12月10日付けで「公共事業における設計業務等の契約の際の重要事項説明について」「構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の実施について」の通知が発出されている旨、説明された。各通知の内容は、公共工事の設計業務等の契約の際にも重要事項説明が必要であること、構造設計・設備設計一級建築士制度が入札への参入の機会を制限するものではないことを都道府県等に周知依頼したものである。

◎次回委員会

平成22年4月20日(月)14:00～16:30 日事連会議室

*その後、1/22に国土交通省より「建築確認手続き等の運用改善の方針について」が公表され、建築基準法施行規則の一部改正等に関するパブリックコメントが募集されたため、パブリックコメントに対する日事連としての意見をまとめるため、2月17日(水)に業

務・技術委員会を開催し、検討することになった。

■第7回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年12月15日(金)14:30～17:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・野呂敏秋

委 員・沖野 覚、新井典夫、吉田勝則、下西伊佐男、山下卓治
国吉真正

担当副会長・外木場久雄

欠 席

副委員長・横須賀満夫

〈配付資料〉

資 料1:民間団体に対する新業務報酬基準の遵守及び周知
のお願い

資 料2:日事連ホームページに関する単位会の意見

資 料3:平成22年度事業計画(案)

参考資料 :第6回委員会記録

議 事

1. 民間団体に対する新業務報酬基準の遵守及び周知に関する要望活動の実施について

本年1月7日に新しい業務報酬基準が告示されたことにより、建築関係団体で新業務報酬基準の遵守等について自治体に対し6月29日より全国的に共同要望活動を展開するとともに、7月には中央の12府省へ要望活動を実施している。

11月30日開催の常任理事会で、関東甲信越ブロック協議会選出理事より、民間団体に対する新業務報酬基準の周知活動の実施について提案があり、異論なく実施が決定し、要望内容及び方法等について広報・渉外委員会で検討することとなり、事務局より資料1により要望案及び活動方法等について提案した。

検討の結果、要望案は提案どおり了承され、12月21日(月)または22日(火)に三栖会長、外木場担当副会長、正副広報・渉外委員長が民間団体に出向き、新業務報酬基準の周知等について要望することとした。

2. ホームページの活用促進の検討について

日事連ホームページの見直しをする際の参考とするため、単位会にアンケート調査を実施し、回答のあった日事連ホームページの改善すべき点等に関する意見をもとに、実際に日事連ホームページの画面を確認しながら見直しの方向性を検討した。

単位会からの意見集約は以下のとおり

- 全国組織である日事連をアピール
- 一般の方でも目的の情報が探せるように分かりやすく
- 最新情報の提供及び掲載項目の迅速な更新
- レイアウトの工夫(全体の色合い、ビジュアル化等)
- 会員専用ページ開設

委員から以下の意見が出された。

- ・ケータイでも見ることができるレイアウトの工夫が必要
- ・一般の方に日事連を理解してもらうホームページに
- ・会員用、一般用がはっきり分かるように表示
- ・ニュースは簡潔明瞭に
- ・一般にアピールする内容が必要
- ・会員が積極的にアクセスする情報の掲載
- ・検索が簡単にできる工夫が必要
- ・画面は明るく

協議の結果、事務局で作成したサンプル画面を各委員に送付し、出された意見をもとに次回委員会に提案し、具体的な検討をすることとした。

3. 平成22年度事業計画(案)の検討について

平成22年度事業計画(案)について、資料3により説明を行った。平成22年度の広報・渉外に関する事業は、法定団体としての社会的意義及び役割等についての広報活動を実施することとし、以下の事業を行う。

1. 建築士事務所キャンペーンの実施
2. 会誌の充実・発行
3. 要望・陳情運動の実施
4. ホームページを活用した広報活動
5. UIA2011東京大会開催への対応の検討

なお、「UIA2011東京大会開催への対応の検討」については、現在

ブロック及び単位会で検討しているイベントへの支援を求められた
場合の日事連としての対応の検討、今後想定されるUIA日本組
織委員会からの協力依頼等への対応をすることとしている。

検討の結果、原案どおり決定し、2月開催の常任理事会に提案す
ることとした。

次回委員会 平成22年3月19日(金)13:30～16:00

■第6回 指導運営委員会概要

日 時 平成22年1月27日(水) 13:30～15:50

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長:髭右近外嘉

副委員長:上原伸一

委 員:佐藤真彦、飯窪功児、西川英治、山上紀鷹、中野満

担当副会長:鈴木誠一

(欠席:森口勝茂)

事 務 局:北野、恩田、吉田、鈴木、野出

＜ 提出資料 ＞

資料1 単位会の苦情の解決業務の個別レポートに基づく参考事
例集

資料2 苦情の解決業務の規程モデル等関係資料

資料3 指導運営に関する平成22年度事業計画(案)

議事1. 単位会の実施報告書(個別レポート)に基づく参考事例集の作
成について

○各委員が担当した個別レポートの修正について、どういった趣旨
で修正をしたのか、各々から説明がなされた。参考事例集とし
てとりまとめるにあたり、本会事務局で個別レポート全体の整合
性を図るべく修正することとした。

【個別レポートの修正及びとり決め事項】

- ・西暦・和暦は、和暦で統一する。
- ・苦情相談番号は、関係資料に記載されている付け方に統一す
る。
- ・会社名は全てアルファベット(A、B、C...)にして伏せる。
- ・苦情業務対象外の個別レポートに関しては、参考事例集の最後に

まとめて載せる。

・平成20年度1～3月分と、平成21年度4～9月分の事例に分冊す
る。

※参考事例集を作成するにあたって、前書き文を髭右近委員長が
作成する。

※修正した個別レポートは、該当単位会へ送付し、参考事例集として
全単位会に送付することを踏まえた上で、確認してもらう。

議事2. 苦情の解決業務の規程モデル等関係資料の作成について

○各委員から意見が出され、以下のことをとり決めた。

【関係資料のとり決め事項】

・「苦情(トラブル)の概要」の注意書きとして、建築士事務所との関わ
りを明確にするように、個別レポートにその旨を記載する。

・A3用紙の苦情解決業務フローは、カラーで印刷する。

・倫理規程モデル及び懲戒規程モデルは、参考資料として併せて掲載
する。

・関係資料の目次の前に「目的」等の前書き文を入れる(事務局が
文案作成)。

議事3. 平成22年度 指導運営に関する事業計画について

○資料3の平成22年度 指導運営に関する事業計画(案)に基づき
事務局より報告がなされ、同計画内容に対して意見があれば、2
月10日(水)までに本会事務局宛てに意見書を提出していただ
くこととした。

議事4. その他

○参考事例集及び規程モデル等関係資料は、印刷して各単位会に15
～20部配布することとする。印刷のスケジュールとしては、参考事例
集及び規程モデル等関係資料の修正(2月中)、製本を業者に依頼
(3月上旬～中旬)、単位会への配布(3月中)を目標とする。

○日事連が規定する苦情解決業務に当てはまらないと思われる
報告書も提出されているので、単位会が規定する苦情解決業務
や建築相談としての業務と、日事連が規定する苦情解決業務と
の区別を徹底するべきである、という意見が出た。

■次回委員会 平成22年5月11日(火)13:30～16:00

■独立行政法人 住宅金融支援機構の

適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成22年2月12日(金)11:00～12:20

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田 純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 金井 昭典

代理出席:同課 課長補佐 遠山 明

〃 国土交通省 住宅局総務課

民間事業支援調整室長 瀬口 芳広

代理出席:同室証券化支援対策官 長谷川 貴彦

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 池田 和政

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ長 城野 敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也

代理出席:同部企画調整課主任 狩俣 利奈

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中 保教

代理出席:常務理事 上口 隆

オブザーバー 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ 総括調査役 藤野晶成

日事連事務局 専務理事 高津充良 常務理事 北野芳男

事務局長 恩田利昭 業務課長 鈴木雅之

総務課長 前田敏明 総務係長 千浜民子

○協議事項

1. 平成22年度適合証明業務登録機関事業計画及び収支予算について

○平成22年度適合証明業務登録機関事業計画及び収支予算について、日事連事務局より資料に基づき説明し、審議の結果、原案のとおり承認した。

2. 適合証明技術者の不適正な行為による処分及び処分事実の公表について

表について

○適合証明技術者が住宅金融支援機構の技術基準について不適合があった物件に対して適合証明書を発行したこと、適合証明業務に関する帳簿その他の関係書類が保管されていなかったこと等が判明し、処分内容について日事連事務局並びに住宅金融支援機構より資料に基づき説明がなされた。

審議の結果、原案のとおり処分内容を承認し、処分事実の公表も原案に基づいて行うことを承認した。

その他の事項

1. 不適正な業務に対する再発防止のための体制整備の検討状況について

①業務調査の実施方法について及び②登録規程の改正方針について、資料に基づき日事連事務局より説明がなされ、原案の方針により進めていくことを了承した。

2. その他

○前回の運営委員会で登録取消しを行った適合証明技術者に係る物件の調査状況について、資料に基づき住宅金融支援機構より報告がなされた。

○住宅レーダーN0.66により、前記の登録取消しの処分事実をもとに適合証明業務の適正な実施が図られるよう周知した旨、住宅金融支援機構より報告がなされた。

○平成22年度に作成する「適合証明技術者の実務手引き」の記載内容の充実等に向けた改正概要について、住宅金融支援機構より資料に基づき説明がなされ、この方針により進めていくことを確認した。

○次回運営委員会の開催日程については、平成22年5月14日(金)10:30～12:00日事連会議室で開催することとした。

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

3月17日 日事政研監事会、全国大会実行特別委員会

19日 広報・渉外委員会、構造技術専門委員会

30日 常任理事会、全国会長会議、予算総会、
日事政研総会（ホテルアジュール竹芝）

4月 7日 建賠保険等調査専門委員会

9日 会誌編集専門委員会

■第7回 日本建築士事務所政経研究会役員会

1. 日 時 平成21年11月30日(月)11:00～12:10

2. 場 所 日事連会議室

3. 出 席 者 ○印は出席者

会 長 ○山本 茂男(高知)

幹 事 長 ○外木場久雄(兵庫)

会計責任者 ○鈴木 誠一(秋田)

職務代行者 ○北野 芳男(日事連)

幹 事 ○野呂 敏秋(青森) ○本澤 宗夫(栃木)

○山田 美光(群馬) 山崎 善利(静岡)

○髭右近外嘉(石川) ○佐野 吉彦(大阪)

○木村 旭(岡山) ○八島 英孝(福岡)

○原田 照行(佐賀)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

4. 議長

山本茂男会長

5. 議事録署名人

山本茂男会長、八島英孝幹事

6. 議事

(1) 政経フォーラムの運営について

事務局から、資料1により、平成21年度第13回建築士事務所政経フォーラムの運営方法(案)についての概要説明に併せ、「今回は民主党の木俣佳丈参議院議員(前民主党企業団体対策委員長代理)を講師に迎え、マニフェスト等の業界の関心の高いテーマについて講演をいただくこととしたい。」旨の発言があり、了承を得た。

(2) 民主党との今度の付き合い方について

① 民主党議員による議員連盟の設置について

事務局から、資料2に基づき、これまでの民主党との接触の状況、及び新聞報道等による民主党の企業・団体対策の方針等について概要説明があり、続いて山本議長より、今後、政権政

党たる民主党との関係のあり方について、例えば、議員連盟の設置や意見交換会の開催等、様々な方法が考えられるが、今後の方針を策定していく上で、各位の忌憚のないご意見を伺いたい旨の発言があった。

委員の間からは、国会としての法律改正あるいは制度改善要望等の実現を図るためには、政権政党による議員連盟をつくらなければ意味がなく、すでにある自民党の議員連盟はそのまま残し、うまくバランスを取りながら進めていくべき、両党の議連が併存することとなった場合、選挙などの際に対応方法が難しくなるのではないか、日事政研の果たすべき役割として民主党の議員連盟はつくらざるをえず、選挙の際には民主党並びに自民党の双方を推薦する等の方法もある、地方ではいまだ自民党が優勢な地域も多く、その辺りの事情も考慮して中央と地方の二段構えの体制で進めるべき、等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、山本議長からは、国会としての要望実現を図るためにも、基本的に、政権政党たる民主党の議員連盟の設置を目指していく方向で進めていくこととしたい。但し、議員連盟はあくまで議員の自主的発意によって設置される機関であることから、今後、民主党及び同党関係議員との間で調整を図っていくこととしたい、旨の発言があり、了承された。

② 民主党議員との定期的な意見交換について

事務局から、今後の民主党との関係を構築していく上で、定期的な意見交換会を開催していくことが相互理解の促進にあたり必要ではないか、旨の説明があった。

委員の間からは、建築基本法のコンソーシアム等に定期的に参加し、深く関わっている民主党議員もいる。そうした建築設計分野に関心の高い議員を中心に意見交換を行うべき、例えばソバジムの形で、建築設計分野に造詣が深い議員を招き、日事連の常任理事会等の場で話を聞くような場を設けてはどう

か、あまり多人数の会合ではなく、密度の高い意義ある議論が行える程度の規模とするのが効果的ではないか、等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、山本議長より、これまでに接触のあった民主党議員(前田武志参議院議員、木俣佳丈参議院議員、小川勝也参議院議員等)を中心に、今後の定期的な意見交換会の開催等について打診を行うこととし、意見交換の方法をはじめ、検討テーマ、メンバー等については、今後の状況を踏まえながら検討していくこととしたい、旨の発言があり、了承を得た。

③その他

一部委員から、単位会では、地域の事情等もあり、本日の議論の内容を踏まえた日事政研としての活動方針を単位政研・単位会に対し、文書により示していただきたい。そうした明確な方針提示がなされれば、地方としても相当に動きやすくなる面があると思う、旨の発言があった。

引き続き協議の結果、民主党の議員連盟設立も視野に入れ、定期的な意見交換の場を設けていくこと等により、民主党との関係構築を推進していく旨の基本方針文書を作成・発信することとした。

(配布資料)

資料1:平成21年度「建築士事務所政経フォーラム」のご案内

資料2:民主党関連参考記事

参 考:自民党建築設計議員連盟名簿

会 務 月 報

第325号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成22年3月 通常理事会概要

1. 日 時 平成 22 年 3 月 5 日 (金) 13:30～15:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34 名

出席者数 34 名

(内、表決委任状提出者 11 名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、外木場久雄
八島英孝

専務理事 高津充良

常任理事 木村 旭、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉
山田美光

理 事 秋野卓生、上野浩也、上原伸一、大野和男

計良光一郎、須賀川勝、野呂幸一

水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、横須賀満夫

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

鈴木誠一副会長、北野芳男常務理事、佐野吉彦常任理事

理事: 浅野善治、河野久、定行まり子、馬場錬成、村山高文

森野美徳、山中保教、割田正雄

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

吉田 茂調査役

5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、宮原克平理事、横須賀満夫理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成 22 年 2 月 19 日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局より次の事項の説明がなされた。

①平成 22 年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、2 月 19 日の常任理事会で決定した平成 22 年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員について資料 1 によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、日事連建築賞の応募数の増加方策について常任理事会、総務・財務委員会での意見を踏まえて、日事連建築賞選考委員長との協議の結果、応募資格者を次のとおり変更した。

「応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第 1 次審査で第 2 次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか又は単位会に入会申請をすることを条件として応募を認める。」こととした。

また、選考委員会委員では 2 名の変更を行った。(新)小玉祐一郎(神戸芸術工科大学デザイン学部教授)、富永譲(法政大学デザイン工学部教授)、(旧)小林志朗(小林設計一級建築士事務所代表)、酒井寛二(中央大学専門職大学院国際会計研究科教授)。その他年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

議長より、常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 第 53 回通常総会議案の承認の件

①平成 22 年度事業計画の承認の件(第 1 号議案)

各常置委員会委員長、専門委員会委員長、専務理事より、資

料2-1によって平成22年度の事業計画案について次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行くとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

主な事項としては、管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士のための定期講習の実施協力機関としての実施、建築士事務所に対する苦情の解決業務の実施、改正建築士法等の周知及び日事連の役割・建築士事務所の業務についての広報活動、建築士事務所キャンペーン事業、適合証明技術者の新規・更新登録の受付の実施とそれに伴う講習の実施及び適合証明技術者への業務調査の実施等の事業を実施する。

議長より、平成22年度事業計画案について諮ったところ異議なく、これを承認し、第53回通常総会で第1号議案として提案することを決定した。

②平成22年度収支予算の承認の件(第2号議案)

平成22年度収支予算案について一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について資料2-1、2-2、2-3によって事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案の合計は、事業活動収入では、会費収入179,160,000円、事業収入236,270,000円、雑収入3,610,000円、特定預金取崩収入40,050,000円、合計459,090,000円となっている。事業活動支出では、事業費359,100,000円、管理費97,030,000円、特定預金支出58,040,000円、合計514,170,000円となり、予備費支出は8,920,000円、前期繰越収支差額64,000,000円となっている。

議長より、平成22年度収支予算案について諮ったところ異議なく、これを承認し、第53回通常総会で第2号議案として提案することを決定した。

なお、関連して、前期繰越収支差額が64,000,000円となっているが、この額を予備費として支出科目に計上できないかと

の発言があったが、次年度以降のより適切な計上方法については今後の課題とすることとした。

3) 第53回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、資料3により次の通り説明がなされた。

今回の会場は前年度から変更になった。

平成22年3月30日(火) 会場：ホテルジュール竹芝

11:00～13:15 3月常任理事会(16階・憩)

13:30～15:30 第109回建築士事務所協会全国会長会議(14階・天平の間)

15:40～16:20 第53回通常総会(平成22年度予算総会)(14階・天平の間)

16:30～17:10 第36回日事政研総会(14階・天平の間)

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを承認した。

4) 定款施行細則の一部変更の承認の件

山田総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

現行の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として必要な定款施行細則の一部変更を行う案が資料4である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、定款施行細則の一部変更の承認がなされ、平成22年4月1日より施行することとした。

5) 就業規程の一部改正の承認の件

山田総務・財務委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

現在の就業規程は平成2年1月に制定以来、土曜日を休日とする必要最小限の改正しか行っておらず、社会の労働情勢の変化等への対応措置がなされないまま今日に至っている。また、労働基準法、母子保健法、育児・介護休業法及び高齢者雇用安定法等の法律に則した規程となっていないため、今日の情勢に合った就業規程に改正する必要がある。今回の主な

改正点は次の7項目である。

①60歳定年退職後、65歳までの継続雇用制度の導入(高年齢者雇用安定法)、②産前6週間の休業を、多胎妊娠の場合は14週間の休業に改正(労働基準法)、③妊娠中または出産後の母性健康管理のための休暇等の制定(母子保健法)、④産婦の育児時間の制定(労働基準法)⑤育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための短時間勤務等の制定(育児・介護休業法)、⑥病気休暇、夏季休暇の明記、⑦年次有給休暇の付与日数の改正

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、就業規程の一部改正の承認がなされ、平成22年4月1日より実施することとした。

6) 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書の承認の件

専務理事より、次の趣旨の説明がなされた。

資料6-1は建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書(案)であり、資料6-2は同報告書の検討状況と建築基本法構想の動向についてまとめた参考資料である。同報告書は昨年11月から12月にかけて中間報告(案)として、常任理事会、理事会等へ報告し、それに対して意見が出された。その意見を基にして建築設計制度等対応特別委員会基本法部会で修正、追加を行い最終報告書としてまとめたものであり、建築基本法制定に向けた4つの提案を主な骨子としてまとめている。①設計等を機能的に統括する中心的役割を担う建築士事務所を事業者として法的に位置付ける「建築士事務所法」を制定すること、②専門分化の進展に対応するために、建築に関わる専門技術者が、建築士のもとで部分的な設計を行える仕組みを導入すること、③設計等業務に関する民間専門家等と行政との役割分担を明確化すること、④関係者のうち建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割は、特に明確にすること、である。本日の通常理事会での承認を得て報告書として本年3月末までに国に提出する予定である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、

これを承認した。

7) 岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更の承認の件

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度に行う適合証明技術者の岐阜県での新規・更新登録の受付業務については、平成20年度と同様に日事連が(社)岐阜県建築士事務所協会と登録業務委託契約を締結して実施する。当受付業務を実施するにあたっては、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費率等の見直しに伴い、(社)岐阜県建築士事務所協会の委託業務に係る委託費のうち、登録事務費を変更したい。

①登録事務費(変更)・登録料1件10,500円(税込)につき、会員団体への委託費が引き下げられたことに伴い、委託費を変更前4,000円から3,000円に変更する。(会員団体は4,500円)

②適合証明技術者実務手引き(従来通り)・卸値1冊につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の0.7掛け)

③適合証明等業務登録標識(従来通り)・卸値1枚につき定価の0.9掛け(会員団体は定価の約0.44掛け)

④講習の受講料(従来通り)・受講料は5,250円(会員団体も同額)※受講料は、会場費、広報費及び人件費等に充当する。

なお、常任理事会では(社)岐阜県建築士事務所協会がこの条件で登録業務委託契約を締結しない場合は、岐阜県では新規・更新登録の受付業務を実施せず、岐阜県での新規・更新登録希望者は、隣県の建築士事務所協会での新規・更新登録手続きを行うことを方針とした。

議長より、同議案及び方針の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築確認手続き等の運用改善の方針について

専務理事より、資料8によって次の趣旨の報告がなされた。

本年の1月22日に国土交通省から建築確認手続き等の運用改善の方針が示された。

今回は法律改正が伴わない運用改善となっている。運用改善

の内容については建築基準法施行規則及び関係告示等の改正として反映される。これらの改正は3月末を目途に公布され、6月に施行される予定である。また、運用改善の内容については、パブリックコメントの意見募集がなされ、締切が2月21日であった。本会では、改善内容に対する意見について、業務・技術委員会、構造技術専門委員会で検討するとともに単位会にも意見を求めた。単位会からの意見では法律改正が伴う意見が多くあり、そのほとんどが今回のパブリックコメントの対象とはならなかった。構造技術専門委員会での意見の一部は定義を厳密にし、申請図書のコツ補正及び軽微な変更等について事例の列挙を多くしてほしい旨の意見があったが、業務・技術委員会では、事例の列挙は、その事例以外は認められなくなる可能性がある。現状では実態的に弾力的な運用がなされているので、むしろ個別の事情に応じて弾力的な運用を求めるべきであり、定義の厳密化と事例の列挙の意見については、硬直的な運用になる可能性があるため、構造技術専門委員会と調整し、理解を得た。これらの経緯を踏まえ、本会としての意見をまとめた。主な項目は、①建築基準法等の抜本改正検討の確実な実施、②改善・改正内容に対する設計実務者側との事前調整、③今回の改善措置の実行性が上がるようなきめ細かい対応として5項目について、それぞれの改善意見をまとめた。日事連の意見としてまとめた資料を2月22日に国土交通省に会長が意見書として提出した。なお、今後行われる建築基準法の改正に係る国の「(仮称)建築基準法等制度見直し検討会」の委員として連合会からは三栖会長が参加するとの報告がなされた。

2) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

事務局より、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。
平成22年1月12日及び2月12日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者小川俊一及び当該適合証明技術者が所属する(株)ターブルランニング(開設者 野上一夫、事務所所在地・神奈川県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったため1月18日付けで登録を取消し、同日より5年間の

再登録禁止処分を行った。また、適合証明技術者小村敏夫及び当該適合証明技術者が所属する(有)未来工房(開設者 小村敏夫、事務所所在地・兵庫県)に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったこと及び適合証明業務に関する帳簿、関係書類を適切に保管していなかったため2月16日付けで登録を取消し、同日より2年間の再登録禁止処分を行った。なお、両事務所ともそれぞれの建築士事務所協会の会員である。また、国土交通省には小川俊一及び小村敏夫の処分については報告した。

3) 民間団体に対する新業務報酬基準の周知に関する要望活動の実施について

専務理事より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。
昨年の1月7日に新しい業務報酬基準が告示され、建築関係団体では新業務報酬基準の遵守等について自治体に対し6月29日より全国的に共同要望活動を実施するとともに、7月には中央の12府省へ要望活動を行った。

民間団体への要望活動としては、11月30日の通常理事会で民間団体への周知を図るべきではないかとの提案、決定に基づき、広報・渉外委員会での検討を経た後、12月21日から12月24日にかけて日事連は、民間団体8団体(日本商工会議所、不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会、住宅生産団体連合会、日本損害保険協会、生命保険協会、全国信用金庫協会、日本経済団体連合会)に対し、三栖会長はじめ役員等が当該団体を訪問し、民間建築物の設計等業務発注にあたり、新しい業務報酬基準についての理解とそれぞれの団体の会員への周知について要望した。

4) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

山本全国大会運営特別委員長より、昨年10月9日に開催した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果について、大会参加者1,684名、パティ参加者505名、収支結果は52,751,102円となった旨の報告が資料11によってなされた。

5) 第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について

第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員について、資

料 12 によって次のとおり報告がなされた。

委員長 三栖邦博(日事連会長・東京会会長)、副委員長 大内達史(東京会会長代行)、

委員・外木場久雄(日事連副会長・兵庫会会長)、西倉努(東京会副会長)、吉川昭(神奈川会副会長)、小林忠志(神奈川会副会長)、宮原克平(埼玉会会長)、中澤茂(埼玉会副会長)、高木憲一(千葉会副会長)、宮下登久子(千葉会副会長)

6)平成 22 年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成 22 年度の主な会議日程(予定)について資料 13 によって事務局より報告がなされた。

7)会員・構成員異動報告

平成 21 年 11 月末日から平成 22 年 1 月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料 14 の通り。

平成 21 年 11 月 30 日現在

正会員 46 団体、構成員 14,888 事務所、賛助会員 4 社

平成 21 年 12 月 31 日現在

正会員 46 団体、構成員 14,894 事務所、賛助会員 4 社

平成 22 年 1 月 31 日現在

正会員 46 団体、構成員 14,905 事務所、賛助会員 4 社

<配付資料>

資料 1:平成 22 年度日事連建築賞の募集要項改正について

資料 2-1:第 53 回通常総会議案書

資料 2-2:平成 22 年度収支予算書(案)説明書

資料 2-3:平成 22 年度収支予算内訳書(案)

資料 3:第 53 回通常総会及び第 109 回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料 4:定款施行細則の一部変更について(案)

資料 5:就業規程の一部改正について(案)

資料 6-1:平成 21 年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」報告書(案)

資料 6-2:補助事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況と建築基本法構想の動向について

資料 7:岐阜県での適合証明技術者登録事務の委託費の変更に
ついて(案)

資料 8:建築確認手続き等の運用改善の方針について

資料 9:独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所の登録
取消しと再登録禁止の処分通知

資料 10:民間団体に新しい業務報酬基準の周知について要望

資料 11:第 34 回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告

資料 12:平成 22 年度・第 35 回全国大会実行特別委員会(東京開
催)委員について

資料 13:日事連・平成 22 年度主な会議日程(予定)

資料 14:会員・構成員異動報告書

■第7回総務・財務委員会概要

日 時 平成 22 年 2 月 16 日(火)13:30～15:25

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委員 岡本 賢、山田清治、大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷

欠席者 佐藤 誠、高橋祥治

1. 議事

(1)平成 22 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

①平成 22 年度事業計画案について

日事連全体の平成 22 年度事業計画(案)について、資料 1 により次の趣旨の概要説明がなされた。

本年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行くとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

続いて、総務・財務に関する事業計画として以下の趣旨の説明がなされた。

法定団体として自律的な監督体制を確立に向けて、構成員の更なる増強に努め組織の拡充に取り組む。また、日事連建築賞では募集要項の一部見直しや積極的な広報活動等を行うなどして賞の魅力を PR し応募を促し、構成員の増強に繋げたい。これらを踏まえ、次の事業を実施する。

1) 構成員の増強等組織の拡充

・講習の企画実施を通じた事務所協会の紹介や加入促進パンフの配付、キャンペーン事業の実施等、あらゆる機会を通じた建築士事務所の加入促進

2) 日事連建築賞の実施

3) 第 35 回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施

・平成 22 年 10 月 1 日(金)於：東京

4) 公益社団法人または一般社団法人への移行の調査・検討

5) 日事連の運営に関わる諸規程等の整備

6) 各種保険制度の運営

協議の結果、平成 22 年度事業計画案について、資料 1 のとおり常任理事会に提案することとした。

②平成 22 年度収支予算案について

平成 22 年度の一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計収支予算案について、資料 1 により説明がなされ、協議の結果、原案を了承し常任理事会に提案することとした。

なお、平成 22 年度より、事務所費・人件費の各会計の案分率を一般会計 80%、福利厚生特別会計 5%、適合証明業務登録機関特別会計 15%とした。3 会計の収支予算案の合計は以下のとおり。

事業活動収入では、会費収入 179,160,000 円、事業収入 236,270,000 円、雑収入 3,610,000 円、特定預金取崩収入 40,050,000 円、合計 459,090,000 円。事業活動支出では、事業費 359,100,000 円、管理費 97,030,000 円、特定預金支出 58,040,000 円、合計 514,170,000 円となり、予備費支出は 8,920,000 円、前期繰越収支差額は 64,000,000 円となっている。

(2) 日事連建築賞の募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員

について

前回 11 月の総務・財務委員会で検討した意見を踏まえた募集要項の一部改正及び委員の変更案について説明がなされ、協議の結果、資料 2 のとおり常任理事会に提案することとした。主な改正点は以下のとおり。

1) 応募の増加及び会員増強のため、応募時の条件を次のように緩めたこと。

「応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第 1 次審査で第 2 次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認める。」

2) 委員について、小林志朗氏及び酒井寛二氏を小玉祐一郎氏及び富永譲氏に交代し、他の委員については従来通りとしたこと。

3) 対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準となる会員数の期日及び表彰日について、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと。

委員から賞金の額を上げることは考えられないかとの意見が出されたが、これに対し、多少金額が上がっても応募の動機付けにはならないのではないかとの意見が大勢を占めた。

(3) 定款施行細則の一部変更について

事務局より、資料 3 によって定款施行細則の一部変更について次の趣旨の説明がなされた。

現行の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として必要な変更を行う。

相談役の就任期間については、今回制限を設ける理由について委員から質問があり、事務局から、常任理事会で相談役の就任期間は 6 年までとするとして内規で運用してきたため、この機会に施行細則で明記することとした。

協議の結果、資料 3 のとおり原案を常任理事会に提案することとした。

(4) 就業規程の一部改正について

就業規程の一部改正について資料4により次の趣旨の概要説明がなされた。

現在の就業規程は平成5年の休日の改正以来、改正していない。それ以降、労働基準法等の法律改正が行われ、今日の情勢に合った就業規程とするため、前回までの委員会で検討した次の事項について見直しを行う。

- ①60歳定年退職後、65歳までの継続雇用制度の導入(高年齢者雇用安定法)
- ②産前6週間の休業を、多胎妊娠の場合は14週間の休業に改正(労働基準法)
- ③妊娠中または出産後の母性健康管理のための休暇等の制定(母子保健法)
- ④産婦の育児時間の制定(労働基準法)
- ⑤育児休業、介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための短時間勤務等の制定(育児・介護休業法)
- ⑥病欠休暇、夏季休暇の明記
- ⑦年次有給休暇の付与日数の改正

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

- (5)第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

平成21年10月9日に開催した第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果について次のとおり概要説明がなされた。

大会参加者 1,684名、パーティ参加者 505名、収支決算は52,751,102円であった。

異議無く、資料5のとおり、事業報告書を常任理事会に提案することとした。

- (6)平成22年度の主な会議日程(予定)について

平成22年度の主な会議日程について資料6によって事務局より報告がなされた。

次回委員会開催予定

平成22年5月18日(火)13:30～16:00

(配付資料)

資料1:平成22年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

資料2:日事連建築賞の募集要項改正について、「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料3:定款施行細則の一部変更について

資料4:就業規程の一部改正について、就業規程新旧対照表

資料5:第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告書

資料6:平成22年度の主な会議日程(予定)

■第8回業務・技術委員会概要

[日時] 平成22年2月17日(水)14:00～16:10

[会場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委員:富田賢一、斉藤俊夫、安藤誠、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:宮崎清史

日事連事務局:高津、北野、恩田、戸谷、鈴木、千浜、今泉

(配付資料)

資料1-1:建築確認手続き等の運用改善の方針について

資料1-2:建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集について

資料1-3:確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

資料1-4:非常用の照明装置の構造方法を定める件等の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

資料2-1:単位会からの意見

資料2-2:構造技術専門委員会・意見

資料2-3:確認手続き等の運用改善の方針に対する意見(案)

議 事

1. 協議事項

- (1)建築確認手続き等の運用改善の方針と建築基準法施行規則の一部を改正する省令案等のパブリックコメントへの日事連の意見について

○事務局より資料 1-1～資料 1-3 により 1 月 22 日に公表された国交省の「建築手続き等の運用改善の方針について」及びパブリックコメントの募集について説明がなされた。

おもな内容は以下の通り。

- ・1/22 に四団体に対して「建築手続き等の運用改善の方針」について国交省より説明があった。建築基準法等に関するアプルグを行った後、法律の改正のないもので意見の一致しているものを緊急にとりまとめて運用改善案とした。構造計算適合性判定の対象建築物の緩和などは法改正が必要なので見送られたとのことであった。
- ・建築基準法の改正等については今後検討会をつくって検討する予定としている。

○事務局より資料 2-1～2-3 によりパブリックコメントに対する単位会からの意見、構造技術専門委員会の意見、日事連意見案が説明された。単位会意見は栃木、千葉、愛知会から提出されており、愛知会安藤委員が意見の趣旨について説明した。日事連としてまとめた意見の提出については、本日の業務・技術委員会で検討後、2 月 19 日の常任理事会に諮り、2 月 19 日中に国交省に提出、22 日に三栖会長が国交省に趣旨説明に向く予定としている旨、事務局より説明がなされた。

○構造技術専門委員会の意見の取り扱い、日事連意見案の検討を行った。

次のような意見が出された。

- ・確認申請の迅速化を図るには、構造計算適合性判定の対象建築物の見直しをすることと審査の仕方の問題を解決する必要がある。
- ・日事連の意見案と構造技術専門委員会の意見は少しスタンスのちがいがある。
- ・日事連の意見案では「基準を明確に」というより「実効性があるように」の方に重きがある。
- ・軽微な変更の取り扱いはかなり弾力的になってきている。軽微な変更のマニュアル等が出されるとそれ以外のものは計画変更になってしまうおそれがある。

○協議の結果、次のようにパブリックコメントをまとめ、提出することとした。

- ・構造技術専門委員会の意見は日事連の意見とスタンスの違う部分については表現を修正してすりあわせを図ってパブリックコメントを提出する。「定義を厳密に」などの表現を「柔軟な対応」などの表現にする。具体的な文言の修正については八島担当副会長が構造技術専門委員会の西委員長と調整する。
- ・日事連の意見案については、実務者団体との継続的な協議の場を設けること、個別の状況に照らして法の趣旨に則り柔軟な対応を要望すること、1 地域に複数の機関が指定されるよう指導いただきたいことなどの項目を付け加えることとした。

(2) その他

○第 7 回業務・技術委員会で工事請負契約約款委員会より依頼された履行遅滞・違約金に関する事例収集の状況について確認した。現在、千葉会より 1 件、京都会より 1 件、愛知会より 1、2 件の事例の提出予定があるとの報告があるが、第 1 回締め切りが 2/20 であるので他に事例のある会があれば提出してほしい旨、事務局より再度依頼された。

◎次回委員会 平成 22 年 4 月 20 日 (火) 14:00～16:30

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成 22 年

4 月 16 日 全国大会実行特別委員会

20 日 業務・技術委員会

26 日 教育・情報委員会

28 日 建築設計制度等対応特別委員会

5 月 11 日 指導運営委員会

会 務 月 報

第326号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成22年3月17日(水) 15:00～17:05

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 外木場久雄、西倉努、吉川昭、小林忠志、
宮原克平、中澤茂、高木憲一、宮下登久子
事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、
前田、松谷

1. 議事

(1)平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

1)大会実施要項(案)について

事務局より大会実施要項(案)について資料1によって説明がなされた。大会実施要項(案)は5月常任理事会に提案することとしている。開催日、会場、参加費、参加人数等確定している以外の項目として、大会テーマ、大会宣言、行事形式については資料2により協議、検討を行い、次回の委員会で最終案をまとめることとし、予算については事業計画の進捗にあわせて案を作成することとした。

2)大会テーマ、大会宣言、行事形式について

各委員より事前に提出されていた、大会テーマ、大会宣言、行事形式について資料2より協議、検討を行った。

①大会テーマ案

「良質な社会ストックの形成に向けて」、「時代の変革に応える建築士事務所の新しい使命」、「建築基本法制定に向けて」、「品格ある未来に向かって」等

②大会宣言案

「若者に魅力ある、設計監理の楽しさを、地域ぐるみで育てよう。」

「事務所協会の置かれる現在の状況を打破し、事務所協会と会員の問題意識の共有化を図り、結束を固め、会員には誇りを、国民からは信頼に足る品格ある会員で組織される事務所協会を目差すことを宣言する。」等

③行事形式案

・建築士会、JIA、学会等団体の代表者によるパネディスカッション
・教育者、消費者代表、建築関係の著名人又は設計業界外の有識者などによる、シンポジウム或いは基調講演(後継者問題、品格、建築基本法等をテーマとして)

(主な意見)

- ・地方で開催される大会とは異なったテーマ(国と関わった)が良いのではないか。
- ・シンポジウム形式の場合、複数のパネリストの意見が聞けるので良いのではないか。
- ・今までは固いテーマが多かったので、夢を持ったものも良いのでは。
- ・建築に対する夢を取り戻すと同時に人材も取り戻したい。
- ・基本法が話題になっているが、敢えて取り上げる必要があるか。
- ・大きく分けると、基本法(業法)、未来・夢、事務所の使命、の3点となる。
- ・明るい話題がいい。
- ・建築団体の会長を交えた基本法に関するシンポジウムも考えられ、会員にとって地方開催では聞けない話が聞ける。

検討の結果、2つのキーワード「(魅力・夢・品格)ある建築士事務所」と「基本法・業法・ストック形成」に対し、各委員からそれぞれテーマ及び大会宣言を提案していただき、次回委員会で決定することとした。

次回委員会の開催は、平成22年4月16日(金) 14:00～17:00

[配付資料]

資料1 大会実施要項(案)について

資料2 大会テーマ、大会宣言、行事形式について

■第3回全国大会運営特別委員会概要

日 時 平成22年2月8日(月)16:00～17:00

会 場 日事連会議室

出席者 委 員 長 山本茂男(高知) 副委員長 中岡教夫(愛媛)

委 員 佐々木世希(愛媛)、眞木政経(愛媛)、

松井健治(大分)、大内達史(東京)、

田畑光三(福島)

特別出席 三栖邦博

オブザーバー 渡辺光司(福島)

事 務 局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、

松谷

1. 議事

(1) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告・収支報告について

中岡副委員長より、平成21年10月9日に開催された第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告書(資料1)に基づき大会実施及び収支報告について説明がなされた。開催日程、参加者数および収支決算の概要は次のとおりであった。

・開催日程:平成21年10月9日(金)

11:00 記念式典受付開始、日事連建築賞受賞作品展
愛媛県物産展

13:00～14:15 パネルディスカッション

14:30～14:40 (オープニングアトラクション)

14:45～16:10 記念講演

16:25～17:55 大会式典(日事連建築賞表彰・功労者
表彰)

18:10～19:40 記念パーティ

・式典・パーティ出席者

単位会参加数1,357名、愛媛会会員266名、

招待者その他61名(合計1,684名)

招待者内訳

国会議員 塩崎恭久衆議院議員、山本順三参議院議員

愛媛会顧問 関谷勝嗣元建設大臣

愛媛県関係 加戸守行県知事、愛媛県議会 帽子敏信県議会議
長 他

松山市関係 中村時広市長、松山市議会 菊池伸英市議会議長
他

国土交通省、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会、
独立行政法人住宅金融支援機構、報道関係、関連団体他

・収支決算 収入合計52,751,102円 支出合計52,751,102円

協議の結果、資料1の第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)
事業報告・収支報告を2月常任理事会に提案することです承さ
れた。

引き続き、中岡副委員長より参考資料として第34回建築士事
務所全国大会(愛媛大会)終了後の主な意見(愛媛会関係者の
意見を集約)について説明がなされた。パネルディスカッション、記念講
演では学生等一般の方が参加することにより協会のPRにもつ
ながった。その他の委員からは、大会式典での時間配分(審査
講評、表彰式等)、正副会長の登壇時間の配慮等の改善が必要
との意見が出され、次回以降の大会に向けて協議検討してい
くこととした。

また、大会記念誌では一部単位会の記載誤りがあったため、原
稿確認を慎重に行う必要があるとの意見が出された。

(2) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)運営特別委員会の委員構成及び委員会開催日程について

事務局より、平成23年10月21日(金)に開催される第36回建築
士事務所全国大会(福島大会)運営特別委員会の委員構成(案)
及び委員会開催日程について資料2によって以下のとおり説
明がなされた。

①全国大会運営特別委員会の構成(案)

委 員 長 原則として日事連副会長とする。

(主管会が所属するブロックから選出されている副会
長又は常任理事が担当する)

副委員長 福島会会長

委 員 福島会副会長

委 員 福島会役員

委 員 第34回全国大会運営特別委員会委員(愛媛会選出
委員)

委 員 第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)委員

委 員 三重会会長(平成25年度主管会)

②今後の委員会開催予定

平成23年2月初旬に日事連会議室にて、第1回委員会を開催する予定としている。

また、高津専務理事より福島大会が開催される直前にUIA2011東京大会が2011年9月25日から10月1日の期間で開催される予定であり、日事連も関係団体として協力している。
また、大会の準備を促進するため、建築5団体に対し、参加協力要請があり、今後調整することとなっている旨の報告がなされた。

(配付資料)

資料1: 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)事業報告等
について

資料2: 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)運営特別
委員会の委員構成及び委員会開催日程について

■第47回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成22年3月9日(火) 15:00~17:00

会 場 日事連会議室

出席者 委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、佐々木宏幸、望月 淳一、
高津 充良

事 務 局 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、
鈴木業務課長、今泉

(欠席者 榊原 信一、佐野 吉彦)

〈配付資料〉

資料1-1 建築の質の向上に関する検討-第8回コンソーシアム会議
(2/25)関係資料

資料1-2 報告書(2/25時点案)に対する意見

資料2-1 平成21年度補助金事業報告書の提出及び報告会の

開催と報告に係る連絡文書

資料2-参考 スケジュール表(案)

資料3 建築分科会基本制度部会(2/26)関係資料

資料4 建築基準法等見直し検討会議(3/8)関係資料

資料5 建築五会共催シンポジウムプログラム

1. 建築の質の向上に関する検討-第8回コンソーシアム会議(2/25)の報告
及び今後の対応について

2/25に開催された第8回コンソーシアム会議について当日の資料を提
出し、岡本副委員長より資料1-1に基づき概要が報告された。

その後、吉田調査役より、資料1-2に基づきスケジュールの補足説明
がなされた。

2. 平成21年度補助金事業報告書の提出及び報告会の開催と報告
について

吉田調査役より、資料2-1に基づき「平成21年度補助金事業報告
書の提出及び報告会の開催と報告」について概要報告がなされ
た。

○報告書については、「2ページにまとめた報告書の概要」「第9回基
本法部会で提出した参考資料」「委員会名簿」を参考資料として
つけることとし、参考資料については岡本副委員長が確認する
こととなった。

○報告会については、4月2日までに発表者と聴講者を登録するこ
ととなっており、発表者については、佐々木委員と高津委員に
より行うこととした。

報告会当日に使用する発表用資料(パワーポイント)及び配付資料に
ついては、吉田調査役が作成することとなった。

3. 建築分科会基本制度部会(2/26)の報告について

三栖委員長より、2/26に開催された最後となった「建築分科会
基本制度部会」について資料3に基づき報告がなされた。

その後、高津委員より、川本住宅局長が審議会後の挨拶におい
て①「一つに集約する性格のものではない」②「政務三役の指示
をいただきながら行政側として詰めていく」と述べていた旨補
足説明がなされた。

4. 建築基準法等見直し検討会議(3/8)の報告について

三栖委員長より、3/8に開催された「建築基準法の見直しに関す
る検討会」の委員構成、昨年10月~11月に実施した建築基準法
等に関するヒアリングの意見について資料4に基づき報告がなされ
た。

今後、検討会は各委員による意見発表を中心とした内容で3回
に分けて開催し、夏頃に意見をまとめる予定となっている。

5. その他

○次回委員会日程

平成22年4月28日(水) 10:00～12:00 (日事連会議室)に開催することとした。

■第8回 教育・情報委員会概要

日 時 平成22年2月2日(火) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦

副委員長 宮原 克平

委 員 高橋 邦雄、國分 恵之、中岡 数夫、遠山 紀芳、
尾添 信行、福島 正継

事 務 局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、吉田 茂、
市川 貴之、今泉 光裕、野出 友樹

欠 席 者 山崎 善利

〈配付資料〉

第7回 議事録

資料1:平成22年度 教育・情報委員会 事業計画(案)

資料2-1:産学連携建築教育連絡会議資料

資料2-2参考:愛知県建築技術支援センターとは

資料2-3参考:建築系卒業生の職業・資格の実態調査
(武庫川大学)

資料3:「基礎的データ調査」回答率向上のための調査期間延長
についてのお願い

資料4:法定講習に係るブロック連絡会議の概要について

資料5:平成22年度以降の法定講習の運営方法等について

資料6:「管理講習・開設者研修」に係るアンケート調査回答票

資料7-1:第14回建築CPD運営会議次第

資料7-2:建築CPD情報提供制度に係るプロパティ登録状況及び
プログラム申請状況等について

資料7-3:建築CPD情報提供制度の活用等について(概要版)

資料8:プロフェッショナルを鍛える基盤について(新建築原稿 佐野
委員長)

議事:

1. 平成22年度事業計画(案)について

事務局より、資料1に基づき平成22年度事業計画(案)について報告があった。佐野委員長より「インターシップ」をはじめとする次世代への教育についても、当教育・情報委員会の重要な使命であるとする。そのため、冒頭の総論を記載した文章の中に“次世代の育成を図る”という文言を追加することとした。旨の発言があり、了承を得たため、当該箇所を修正の上、2月19日(金)開催の常任理事会に上程することとした。

2. インターシップについて

事務局より、資料2-1に基づき、これまでの2回に渡る「産学連携建築教育連絡会議」の検討状況、及び昨年9～10月に全国建築系大学教育連絡協議会の会員校を対象に実施された「大学院におけるインターシップ・アンケート」の結果について、概要報告が行われた。

資料2-2に基づき、建築士会ではあまりインターシップの受入れが進んでいない現状が報告されるとともに、愛知県では、インターシップを受入れた企業に対して、県から補助金が出るシステムが構築中である旨が報告された。また、佐野委員長より「我々自身の能力開発も重要だが、それに併せ、後進の育成という観点からもインターシップの受入れをできるだけ推進していくべき」旨の発言があり、了承を得た。

また、資料2-3に基づき、平成21年3月に武庫川女子大学が実施した「建築系卒業生の職業・資格の実態調査」の概要報告が行われた。

3. 「会員建築士事務所の基礎的データ調査」の追加調査について
事務局より、資料3に基づき、「会員建築士事務所の基礎的データ調査」の追加調査の実施要領等について報告があった。委員の間から、「追加調査で回答率が80%に満たなかった場合は、また調査期間を延長するのか」という質問が出され、佐野委員長より「できる限り今回の追加調査期間内に目標を達成できるよう努力していただきたい」旨の発言があり、了承を得た。

また、WEB調査ページのURLが長すぎることで回答率の低さに繋がっている可能性がある旨の指摘を受けたため、次回から改善することとした。

4. 法定講習に係るブロック連絡会議の実施結果等について

事務局より、資料4に基づき法定講習に係るブロック連絡会議の実施結果等についての報告に併せ、「今後、教育普及センターの管理建築士講習の受講者データが国に報告され、そのデータと建築行政情報センターのデータベースとを照合して未受講事務所への督促を行うこととなっている。」旨の説明があった。

また、特に建築士定期講習については、23年度に受講者が集中することが予想され、事務所協会及び建築士会が対応しきれなくなる恐れがあることに対して、教育普及センターとしては、できる限り周知を図って22年度中に前倒し受講してもらう考えである旨が説明された。

5. 平成22年度以降の法定講習の運営方法等について

事務局より、資料5に基づき、平成22年度以降の法定講習の運営方法等について報告があった。主な変更点としては、以下のとおり。

- ・管理建築士講習、定期講習ともに、年次計画を策定・公表し、受講者の便に供することとする。
- ・管理建築士講習については、これまでの年間3回の(4か月ターム)が、年間4回(3か月ターム)にする。
- ・受講申込書及び受講番号シールについては、年度を通じて使用できる形とし、随時受付ができるようにする。
- ・定期講習については、講師の推薦等事務の取扱いを、センター本部から支部へ移管する。
- ・定期講習の緊急時対応用DVDが制作され、単位会に提供される。

また、講師側から、次のような意見が出た。①受講者にテキストの棒読み等が批判される、②法廷講習なので、どの程度テキスト以外の話をしても大丈夫なのかわからない、③参考になるので、テープおこしはできないのか。

これに対し事務局から、教育普及センターでは、読み上げ原稿の準備をするという協議はなされており、今後確認することとしたい。また、本講習は法定講習という性質上、テキストの内容を100%盛り込まなくてはならないこととされている旨の説明があった。

さらには、定期講習の日程を日事連のHPからリンクさせるべきと

いう意見が出され、これに対応することとした。

6. 管理建築士講習・開設者研修の実施方法等に係るアンケート調査について

事務局より、資料6に基づき管理建築士講習・開設者研修の実施方法等に係るアンケート調査(案)の概要について説明があった。協議の結果、指定講習と法定講習の違いが分かりにくいので、指定講習を知事指定講習と修正の上、本アンケート調査を実施することとした。

7. 建築CPD情報提供制度への対応等について

事務局より、資料7に基づき建築CPD情報提供制度への対応等について報告した。前回の建築CPD情報提供制度運営委員会において、「建築CPD情報提供制度」という名前が分かりにくい、という意見が出たことが報告された。

8. その他

次回委員会開催予定 平成22年4月26日(月)14:00～16:00 日事連会議室

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

5月17日 景観・まちづくり特別委員会

18日 総務・財務委員会

19日 正副会長会議、常任理事会

6月 1日 通常理事会

2日 構造技術専門委員会

3日 建築設計制度等対応特別委員会

7日 建賠保険等調査専門委員会

14日 日事連建築賞選考委員会

17日 総会、全国会長会議、常任理事会、
臨時理事会(おたけ)

21日 五会会長会議

25日 事務局連絡会議(八重洲富士屋ビル)

30日 景観・まちづくり特別委員会

会 務 月 報

第327号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第109回 建築士事務所協会全国会長会議議事録

1. 日 時 平成22年3月30日(火) 14:30～16:10

2. 会 場 ホテルアジュール竹芝「天平」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名(内、代理出席:石川会)

4. 出席者

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 浅野 善治 上野 浩也 上原 伸一 大野 和男

河野 久 須賀川 勝 野呂 幸一 馬場 鍊成

水谷 達郎 宮原 克平 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 吉田 宏 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫

群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平

千 葉 荻原 幸雄

東 京 三栖 邦博

神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴

長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄

富 山 近江 吉郎

石 川 桜井 紘一

福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利

愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆

滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也

大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄

奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文

鳥 取 足立 収平

島 根 矢野 敏明

岡 山 貴田 茂

広 島 直井 稔征

山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次

香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫

高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝

佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一

熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治

宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也

沖 縄 新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭、総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 本澤 宗夫(栃木会会長)

副議長 鈴木 誠一(秋田会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、野呂 敏秋(青森会会長)、

本澤 宗夫(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より挨拶があり、引き続き次の事項について協議がなされた。

(1) 協議事項1. 平成22年度事業計画案について

1) 高津専務理事より、第53回通常総会(平成22年度予算総会)議案書に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針等について説明がなされた。

2) 上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より平成22年度事業計画案の説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成22年度収支予算案について

1) 北野常務理事より、平成22年度収支予算書(案)説明書に基づき、平成22年度収支予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

協議事項1、2について、議長より諮ったところ、異議なく了承された。

(3) 報告事項1. 平成22年度日事連建築賞募集要項等について

山田美光総務・財務委員長より、日事連建築賞募集要項等について、資料1及び日事連建築賞作品募集リーフレットに基づき説明がなされた。昨年度からの変更点として、応募の増加及び会員増強のため、応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で単位会に入会申請することを条件として応募を認めること、選考委員会委員の交代等が報告された。

(4) 報告事項2. 建築基準法の見直しに関する検討会について

三栖会長及び高津専務理事より、資料2に基づき次の説明がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会の第1回目が3月8日に開催された。同検討会の委員は建築設計関係、学識経験者、行政関係、消費者関係で構成され25名である。今後の予定は、4月末までに3回程度で各委員による意見発表、5月中旬から6月下旬の間に4回程度テーマ別意見交換、夏頃を目途として意見のとりまとめが行われる予定である。日事連は三栖会長が委員として4月1日に意見表明を行う。意見表明の内容は、昨年10月30日に国土交通省に提出した建築基準法等に関する意見についての内容を基に整理した。

(5) 報告事項3. 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の最終報告書について

高津専務理事より、建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」について、資料3及び報告書に基づき説明がなされた。この事業は国の補助金を受け、今後の建築の質の向

上を図るために、理念や関係者の業務、基本的施策の方向性について採択された団体が各々検討を行うもので日事連も平成21年度に採択されている。報告書は、建築設計制度等対応特別委員会基本法部会が検討し、取りまとめを行ったものだが、途中、昨年12月の全国会長会議で中間取りまとめ案を報告し、その後、単位会等からの意見を踏まえ修正、追加を行って、3月5日に開催された通常理事会で承認を受け、最終的にまとめたものである。日事連としては今後の運動の方向性を示したものである。

(6) 報告事項4. 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の実施結果報告について

山本茂男全国大会運営特別委員長より、資料4に基づき、平成21年10月9日に開催された第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)の事業報告及び収支決算について報告がなされた。

中岡愛媛会会長より、中四国ブロック協議会をはじめ、全国の方の協力・支援により、大会を無事終了できたとの挨拶が述べられた。

(7) 報告事項5. 平成22・23年度の日事連会長候補者の推薦決定について

鈴木誠一ブロック協議会代表者会議座長より、次の趣旨の報告がなされた。

3月12日にブロック協議会代表者会議が開催され、各ブロック協議会から提出された会長候補者の1次推薦書及び2次推薦書が確認された。また、平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法についての内容確認が行われた後、協議の結果、三栖邦博東京会会長を平成22・23年度の会長候補者として推薦することを代表者会議で満場一致で決定した。

(8) 報告事項6. 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

高津専務理事より、住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について資料5により次の趣旨の説明がなされた。

1月及び2月に開催された登録制度運営委員会において、神奈川県に存する建築士事務所及び属する適合証明技術者に対し、当

該適合証明技術者が不適正業務を行ったため1月18日付けで取消し、同日より5年間の再登録禁止処分を行った。また、兵庫県に存する建築士事務所及び属する適合証明技術者に対し、当該適合証明技術者が不適正業務を行ったこと及び適合証明業務に関する帳簿、関係書類を適切に保管していなかったため2月16日付けで取消し、同日より2年間の再登録禁止処分を行った。なお、残念ながら両事務所とも単位会の会員である。国費・補助金の入る事業でもあるので、不適正業務を行えば損害賠償請求される可能性もある。また不適正業務は制度の根幹、存続にも関わることなので、登録者に対しては住宅レーダー等で情報発信している。各単位会においても適正な業務の実施について周知して頂きたい。

- (9) 報告事項7. 評価・保険付住宅、住宅リフォームについての相談員派遣の協力依頼について
北野常務理事より、資料6に基づき次の説明がなされた。
国交省より、評価・住宅付保険、住宅リフォームについての相談体制を整備するため、これまで住宅紛争審査会にお願いしてきた紛争処理業務に加え、住宅紛争審査会の対象となる住宅(評価住宅・保険付住宅)及び住宅リフォーム工事について相談業務を行うこととなった。これに伴い相談業務に従事する紛争処理委員等の増員の依頼がきている。今後、都道府県の弁護士会から単位会宛相談員の派遣要請があるので、協力して頂きたい。
- (10) 報告事項8. 平成22年度主な会議日程(予定)について
事務局より、資料7に基づき平成22年度の主な会議の予定について報告がなされた。

■平成22年5月常任理事会議事録

1. 日 時 平成22年5月19日(水)13:30～15:50
2. 会 場 日事連会議室
3. 常任理事会構成者数及び出席者数 常任理事会構成者数 15名
出席者数 15名
(内、表決委任状提出者2名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

2010-6 日事連会務月報

会 長 三栖邦博
副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、外木場久雄、
八島英孝
専務理事 高津充良
常務理事 北野芳男
常任理事 佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、
山田美光
欠 席 者(表決委任状提出者) 鈴木誠一副会長、
木村 旭常任理事
事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人
三栖邦博会長、本澤宗夫副会長、原田照行常任理事

6. 議事進行役
本澤宗夫副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

- 1) 平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について
事務局より、広報・渉外委員会で検討した平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度で12回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちはあなたの夢を創造するパートナーです～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する形式とする。

協議の結果、資料1の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

- 2) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項及び収支予算について
事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項及び収支予算について資料2に

よって次の趣旨の説明がなされた。

全国大会実行特別委員会で検討した結果は、平成22年10月1日を開催日とし、帝国ホテルで開催する。大会テーマは「建築士事務所法の制定を目指して」とし、シンポジウムを行う。参加人数は800名を想定し、参加費は12,000円(大会参加費及び記念パーティ参加費込)としている。収支予算は2千60万円となっている。

協議の結果、原案を了承し、資料2を6月通常理事会に提案することを決めた。

3) 日事連業務支援サービスについて

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連業務支援サービスは、平成16年3月1日から本サービス(利用料有償)が開始され、利用者は会員限定とした。本サービスの運用が開始されて以降、平成19年度には、プログラム提供会社から、当サービス形態でのプログラム提供が困難となった旨の申出により、15種類のサービスを終了した。また、平成20年度には利用期間及び回数の利用頻度が少ないソフトウェア14種類について、サービスを終了した。平成22年3月31日現在で725事務所が利用登録をしている。

今般、プログラム提供会社である(株)構造システムより、平成22年4月1日付けで、現在業務支援サービスに提供しているプログラム5種類(DRA-CAD 9、HOUSE-ST1、1次・2次診断パック、HOUSE-DOC、FAP-3)を平成22年11月20日に休止したい旨連絡があった。現在、日事連業務支援サービスは15種類のソフトウェアを提供しているが、使用頻度の高い5種類のプログラムの提供が休止されると、他の4社が提供しているプログラム利用数が少ないため、業務支援サービスとして、維持、運営することは困難である。このため、本年11月20日に本サービスを終了することとしたい。今後の予定としては、常任理事会(5/19)及び通常理事会(6/1)へ提案し、承認を得た後、7月下旬に利用登録者及び他のプログラム提供会社(4社)に対しサービス終了の連絡をし、本年11月20日にサービスを終了することとしたい。なお、サービス終了後の構造システム提供のソフトウェア利用希望者は、kozoStation(構造システムのASPサービス)に新たに利用登録をすることにより、利用できる状況となる。

協議の結果、原案を了承し、資料3を6月通常理事会に提案する

ことを決めた。

4) 第54回通常総会議案について

①平成21年度事業報告案について

事務局より資料4-1、資料4-2のうち第1号議案に該当する平成21年度事業報告案について、会議報告、全体の事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この事業報告は5月13日の監事3名による監査を経たものである。

協議の結果、原案を了承し、資料4-1及び資料4-2の第1号議案に該当する平成21年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

②平成21年度収支決算案について

事務局より資料4-1、資料4-2のうち第2号議案に該当する平成21年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月11日の公認会計士による監査及び5月13日の監事3名による監査を経たものである。

平成21年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約414万円の増収となり、約3億3,198万円となった。事業活動支出は予算額より約4,972万円の支出減となり、約3億4,392万円となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約1,193万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,873万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約16万円の減収となり、約1,233万円となった。事業活動支出は予算額より約150万円の支出減となり、約1,223万円となった。当期収支差額は約10万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約253万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約86万円の増収となり、約4,294万円となった。事業活動支出は予算額より約386万円の支出減となり、約3,960万円となった。当期収支差額では約334万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約572万円となった。

協議の結果、原案を了承し、資料4-1及び資料4-2の第2号議案に該当する平成21年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

③任期満了に伴う役員改選について

事務局より資料4-1のうち第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選については、前回の役員改選時と同様に理事(同一業界内17名、同一業界外17名)、監事(同一業界内3名)という案である旨の説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料4-1の第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選についての議案書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

5) 第54回通常総会等の日程及び運営について

第54回通常総会等の日程及び運営について資料5により協議がなされた。協議の結果、資料5を6月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成22年6月17日(木) 会場:ホテルグランド東京

11:00～13:15 6月常任理事会

13:30～15:30 第110回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:35 第54回通常総会(平成21年度決算総会)

16:40～17:00 第37回日市政研臨時総会

17:15～19:00 懇親会

6) 平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料6によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料6を6月通常理事会に提案することを決めた。

7) 法律顧問契約について

常務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

住宅金融支援機構の適合証明技術者登録制度の適合証明技術者の不誠実、不適正な行為による登録取消の処分に関して、登録機関として登録規程の解釈について法律専門家の見解を要することが発生していること、また、法定団体としての本連合会は、苦情解決業務への取り組みとして、常時、法律的相談に

協力してもらえる体制が必要であること等のため、日事連の理事で法律の専門家である秋野弁護士が代表社員弁護士である弁護士法人匠総合法律事務所と日事連との間で法律顧問契約を締結し、法律的相談についての体制を整えたい。法律顧問契約等の概要については資料7のとおりであるが、日事連理事職にある者が日事連の顧問弁護士に就任することは、利益相反行為に該当するのではないか、との疑問に対しては、秋野弁護士より資料7により、利益相反行為に該当しない旨の見解が出されているが、このことについては、他の弁護士の見解も確認する。

協議の結果、原案どおり、資料7を6月通常理事会に提案することとした。

8) 6月通常理事会の議題等について

6月通常理事会の議題等について資料8により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料8を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 建築基準法の見直しに関する検討会について

三栖会長及び専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会の委員は建築設計関係、学識経験者、行政関係、消費者関係で構成された25名である。第1回目が3月8日に開催された以降4月26日までの間に4回開催され、各委員による意見発表が行われた。4月1日に三栖会長が委員の一人として意見書の提出と意見陳述を行った。同検討会の今後の予定は、5月26日、6月11日、6月16日、6月30日にテーマ別に意見交換を行い、7月以降にまとめが行われる予定となっている。また、検討会とは別に建築設計界の意見を共通化できるものについては共通化していくため、建築設計4会で委員等による意見交換会を5月10日に実施しており、今後にも必要な意見交換をして、必要に応じ連携していくことになっている。

2) 平成22・23年度役員候補者について

平成22・23年度役員候補者について資料10によって事務局より報告がなされた。

3) 建築士会CPD制度について

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

建築士会連合会では、平成22年4月より建築士会CPDを会員外にオープン化した。建築CPD運営会議の情報提供制度(教育普及センターが事務局、以下運営会議CPDという。)との関係では、認定されるプログラムは95%が共通。ただし、運営会議CPDでは対象としていない法定講習と士会の認定教材が建築士会CPDでは対象としている違いがある。受講実績データは建築士会CPDに制度参加時に追加費用を支払うことにより、共通認定されるプログラムについては、双方に受講実績データとして蓄積される。ただし、それぞれの受講実績証明書が必要な場合には申請は別々に行う。受講実績証明書のうち、地方自治体の発注機関の活用状況は工事部門を中心として先行して建築士会CPDを採用しているところが現時点では多く、運営会議CPDを活用しているところは、国を中心としており、発注機関は少ない。これは参加するCPDによって有利不利が生じる課題がある。CPD実績を採用する国、県、市等の発注機関が運営会議CPDを活用するための要望活動が必要であるので、運営会議事務局である建築技術教育普及センターに強く申し入れ、その活動に必要な協力をしていくこととしたいとの説明があり、了承された。

なお、中期的には、建築士事務所協会としてCPD制度の正しい定着を目指してゆく、と教育・情報委員長が発言した。

4) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年5月14日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者大和成行及び当該適合証明技術者が所属する有限会社聖和建築事務所(開設者 多田 貢)に対し、登録規程に基づき処分を行った。処分内容は以下のとおりである。

- ・処分理由については、適合証明技術者・大和成行は、一戸建て住宅(一戸、所在地:滋賀県大津市)の適合証明業務に関し、現地調査において住宅が未完成であることを確認して

いながら、再度の現地調査をせず、技術基準への適合性を確認しないまま適合証明書を発行した。結果として、発行された適合証明書に基づき、未完成の一戸建て住宅に対して独立行政法人住宅金融支援機構が資金実行するに至り、同機構に損害を生じさせた。このことは、登録規程第11条第1項第二号の「不適正な業務」及び同条同項第六号の「住宅金融支援機構に損害を与える行為を行った」ことに該当する。

・大和成行に対する処分は、適合証明技術者の登録を平成22年5月18日付けで取消す。平成22年5月18日より5年間の再登録を禁止する。

・有限会社聖和建築事務所(開設者 多田 貢)に対する処分は、適合証明業務登録建築士事務所の登録を平成22年5月18日付けで取消す。建築士事務所の開設者に対して平成22年5月18日より5年間の再登録を禁止する。

5) 新医療保険の団体扱いから個人扱いの変更について

事務局より、資料13によって次の主旨の報告がなされた。

新医療保険の団体扱いは保険契約者が20名以上であることが条件となっているが、平成22年3月末現在で18名となったため保険契約者は5月31日に団体契約が解除され個人扱い契約となる。このことにより概ね3%程度保険料が高くなる。団体扱い解除の事務連絡は6月1日に日事連より保険契約者18名に連絡するが、解除後の保険契約者の事務的な処理はAIGエジソン生命が行う。

6) 会員・構成員異動報告

平成22年3月末日及び4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料14の通り。

平成22年3月31日現在 正会員46団体、構成員14,877事務所、賛助会員4社

平成22年4月30日現在 正会員46団体、構成員14,853事務所、賛助会員4社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局より

それぞれ資料15、資料16により報告がなされた。

〈配付資料〉

資料1:平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料2:平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)

実施要項(案)

資料3:日事連業務支援サービスのこれまでの経過概要及び業務

支援サービスの終了について

資料4-1:第54回通常総会議案書(平成21年度決算総会)

資料4-2:平成21年度事業報告・収支決算説明書

資料5:第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長

会議等の日程と運営について

資料6:平成22年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料7:法律顧問契約について

資料8:平成22年6月通常理事会開催通知

資料9:建築基準法の見直しに関する検討会について

資料10:平成22・23年度同一業界内役員候補者

資料11:建築士会CPDのオープン化に伴う課題について

資料12:独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る

適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所

の登録の取消しと再登録禁止の処分通知

資料13:「日事連・新医療保険」の団体扱いから個人扱いの変更

について

資料14:会員・構成員異動報告書

資料15:後援、協賛名義使用の件

資料16:経過報告

■第8回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年5月18日(火)15:00～17:05

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋祥治、大旗 健、
井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷

1. 議事

(1)第54回通常総会議案について

1)平成21年度事業報告案について

2010-6 日事連会務月報

事務局より総会の第1号議案に該当する平成21年度事業報告案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告としては以下の趣旨の説明がなされた。

①平成21年度末の会員・構成員数は46団体で14,877事務所であり、前年度末から構成員数は55事務所増となった。

②平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、平成19年11月の全国会長会議で決定した内容を基に検討、作成を行った。

③従来の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として、定款施行細則を一部変更した。

④平成21年度に指定事務所登録機関に指定を受けた単位会は、北海道会、青森会、秋田会、茨城会、群馬会、千葉会、富山会、石川会、三重会、滋賀会、兵庫会、福岡会、長崎会、熊本市、宮崎会の15単位会であり、これまで28単位会が指定を受けた。

⑤第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)は、大会テーマを「建築に夢、地球に愛」とし、10月9日に記念講演、パネディスカッション、大会式典を行った。単位会参加人数は1,623名であった。

⑥平成21年度年次功労者表彰は、単位会推薦33名の表彰を行った。

⑦平成21年度の日事連建築賞は、183点が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から日事連へ一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の応募がなされた。そのうち、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点、優秀賞7点(一般建築部門4点、小規模建築部門3点)、奨励賞9点(一般建築部門5点、小規模建築部門4点)の受賞作品を決めた。

⑧本会の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、今後、適合証明技術者が現状の登録数(7,185名)及び経費負担率(22%)で推移した場合、平成24年度には財政安定積立預金が無くなり、登録制度の存続が困難な状況である。そのため、「住宅

金融支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」において、登録料の値上げを行わないで、本登録制度が今後も維持、存続が可能となるよう、適合証明業務登録機関特別会計における支出項目のうち平成9年から見直されていない事務所費、人件費及び登録窓口事務費の負担額の見直しについて提案がなされ、経費負担率の見直し等検討を行った。

⑨労働基準法等の法律改正に則したものにするため、就業規程を一部改正した。

⑩平成24年度に本会の創立50周年を迎えるにあたり、過去の周年事業の開催時期、会場、担当委員会、事業内容及び経費等の確認を行った。

2) 平成21年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成21年度収支決算案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について次の趣旨の説明がなされた。

一般会計の事業活動収入は約3億3,198万円、事業活動支出は約3億4,392万円、予備費支出は発生せず、当期収支差額は約1,193万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,873万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は約1,233万円、事業活動支出は約1,223万円で当期収支差額は約10万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約253万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は約4,294万円、事業活動支出は約3,960万円となり、当期収支差額は約334万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約572万円となった。

委員から、当期収支差額が赤字の予算建てはいいかなものか、また、旧公益法人会計基準の収支計算書のように、前期繰越収支差額を収入の部に入れた方が分かりやすいのではないかとの意見が出されたが、事務局からは新公益法人会計基準に則って処理している。しかし、次の予算作成の際にはそのような処理も可能か公認会計士等にも相談し、検討する旨回答がなされた。

3) 任期満了に伴う役員改選について

事務局より任期満了に伴う役員改選の件について、資料1の該当項目について以下の説明がなされた。

平成22・23年度の役員選任数について、理事は同一業界内理事17名、同一業界外理事17名とし、監事は同一業界内監事3名とする。

1)から3)の総会議案について協議の結果、全ての原案を了承し、常任理事会に提案することとした。

(2)第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について事務局より、全国大会実行特別委員会で検討した第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項(案)について資料3によって、次の説明がなされた。

- ・大会テーマ「建築士事務所法の制定を目指して」

- ・開催日は平成22年10月1日(金)とし、会場は帝国ホテルとする。

- ・大会行事としてシンポジウム、大会式典、記念パーティー、日事連建築賞受賞作品展示を予定している。

- ・参加費は1名あたり12,000円(大会参加費及び記念パーティー参加費込み)とし、参加者は800名を想定している。但し、日事連建築賞及び功労者表彰受賞者、日事連OBの会員は別枠とする。

- ・収支予算は大会参加費と大会運営費で2,060万円とする。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

(3)第54回通常総会等の日程及び運営について

第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料4により事務局より説明がなされ、全国会長会議での平成21年度事業報告案についての説明は、常置委員会委員長より行うことを確認した。

(4)法律顧問契約について

常務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

住宅金融支援機構適合証明技術者登録制度の適合証明技術者の不誠実、不適正な行為による登録取消の処分に関して、登録機関として登録規程の解釈について法律専門家の見解を要することが発生していること、また、法定団体としての本連合会は、苦情解決業務への取り組みとして、常時、法律的相談に協力してもらえる体制が必要であること等のため、日事連の理事で法律の専門家である秋野卓生氏が代表社員弁護士である弁護

士法人匠総合法律事務所と日事連との間で法律顧問契約を締結し、常時法的相談に乗ってもらえる体制を整えたい。法律顧問契約等の概要については資料5のとおりであるが、日事連理事職にある者が日事連の顧問弁護士に就任することは、利益相反行為に該当するのではないかと疑問に対しては、秋野弁護士より日事連の顧問弁護士に就任すること自体は、利益相反行為に該当しない旨の見解が出されている。

委員から、第三者の立場にある法律専門家の意見を聞くべきではないかと指摘があり、そのように対応する旨、常務理事より回答がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 新医療保険の団体扱いから個人扱いの変更について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

新医療保険は、被保険者が20名以上であることが団体契約の条件となっているが、平成22年3月末現在で18名となったため、5月31日に団体契約が解除され、保険契約者は保険会社との個人契約となる。団体契約から個人契約になることにより、概ね3%程度保険料が高くなる。団体契約扱い解除の事務連絡は6月1日以降に日事連より保険契約者18名に行うが、保険契約者との事務的な処理等はAIGエシヅン生命が行う。

(配付資料)

資料1: 第54回通常総会議案書(案)

資料2: 平成21年度事業報告・収支決算説明書

資料3: 平成22年度第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項(案)

資料4: 第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議の日程と運営について

資料5: 法律顧問契約について

資料6: 「日事連・新医療保険」の団体扱いから個人扱いの変更に
ついて

■第9回 業務・技術委員会 議事概要

[日 時] 平成22年4月20日(火) 14:00～16:30

[会 場] 日事連会議室

2010-6 日事連会務月報

[出席者] 委員長: 木村旭 副委員長: 上野浩也

委員: 斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長: 八島英孝

欠席者: 富田賢一

日事連事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1: 平成21年度 業務・技術に関する事業報告(案)

資料2-1: 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針の
講習会実施について(案)

資料2-2: 大地震被災後のボランティア協定締結についての意見交換
関係資料

資料3: 建賠保険等調査専門委員会の報告資料

資料4: 構造技術専門委員会議事録

資料5: 合法木材普及拡大部会関係資料

資料6-1: 第1回建築基準法の見直しに関する検討会(3/8)資料

資料6-2: 第2回建築基準法の見直しに関する検討会(4/1)資料

資料6-3: 第3回建築基準法の見直しに関する検討会(4/15)資料

資料7: 建築確認手続き等の運用改善に係る説明会関係資料

資料8: 住宅金融支援機構の適合証明技術者登録処分関係資料

資料9: 地球温暖化対策会議の最終回報告資料

議 事

1. 協議事項

(1) 平成21年度の業務・技術に関する事業報告について

○資料1により平成21年度の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明され、(7)の文言を一部修正の上、これを了承した。

(2) 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針の講習会の実施について

○資料2-1、2-2により震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針の講習会の継続実施について事務局より説明され、協議した。事務局と防災協会で講習内容を整理し、引き続き協議することとした。おもな意見は以下の通り。

・この講習は平成17年から開催しているが、5年で技術者証の

有効期限が切れる。定期講習化していかないといけない。そのためにはテキストを改訂するか補足的資料を作成するなどの措置が必要である。

- ・被災度区分判定業務には改修、建替など相談的な業務が含まれる。経験が重要なので被災度区分判定講習を受けたからといって務まるのか、管理建築士で十分ではないかという意見もある。

- ・講習会のシステム自体を防災協会と日事連でももう少し詰めないといけない。事務局で問題点を整理し、防災協会と協議する必要がある。

2. 報告事項

(1) 建倍保険等調査専門委員会の検討状況について

○資料3により建倍保険等調査専門委員会の活動状況について事務局より報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・建倍保険の加入については12月～2月までの3か月間に53事務所の増加。加入率は2月末日で24.4パーセント。

- ・住宅瑕疵担保履行法に対応するための特約については住宅瑕疵担保保険法人からの設計事務所への求償の可能性について検討し、保険法人へのヒアリング、保険約款の記載などにより設計事務所への求償の可能性が少ないと考えられることから、他の特約とからめた特約として検討し直す、求償される事例があるか少し様子を見るなどすることとした。

- ・平成22年4月よりパンフレット、約款が改定され、滅失・き損が滅失・破損となるなど専門用語を避け、わかりやすい表現に改められた。

(2) 構造技術専門委員会の報告について

○資料4により構造技術専門委員会の活動状況が事務局より報告された。建築基準法施行規則の一部を改正する省令案等のパブリックコメントへの意見提出の報告、外部委員会の検討状況の報告、限界耐力の講習会の報告などが行われた旨、説明された。

(3) 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」の報告について

○資料9により3/15に行われた地球温暖化対策会議の最終回についての報告が八島業務・技術担当副会長よりなされた。おも

な内容は以下のとおり。

- ・最終的な成果品は3月に仙台で開催されたシンポジウムと提言書の作成配布。今後の課題はアクションプランの作成。次年度以降も建築学会内に委員会を設置し検討を継続する予定。

(4) 合法木材普及拡大部会の報告について

○富田委員は本日は欠席であるが富田委員より資料5の第3回合法木材普及拡大部会議事録とパンフレットの資料が送付された旨、事務局より報告された。第3回部会ではおもに平成21年度の報告がなされたことが説明された。

(5) 建築基準法の見直しに関する検討会について

○資料6-1～6-3により「建築基準法の見なおしに関する検討会」の状況が事務局より報告された。おもな内容は以下のとおり。

- ・国交省では建築基準法等に関するヒアリングを行い、省令・告示等の改正で対応できるものについては建築確認手続き等の運用改善の方針を1/22に公表し、建築基準法施行規則および関係告示の改正を3月29日に行った。検討会では法改正が必要な部分について、①構造計算適合性判定制度の対象範囲、②建築確認審査に係る法定期間、③厳罰化、④その他の4つのテーマに沿って検討する。

- ・第2～4回までは各委員による意見発表を行い、以後は各テーマ別に意見交換を行う。今夏頃までに意見をまとめ法改正の準備に入る予定。

- ・日事連からは三栖会長が委員として出席し、第2回の検討会で資料6-2、P. 12の意見を述べた。

- ・設計者側、消費者側で立場の違いがあり、消費者側弁護士からは確認審査は厳格に行うべきとの意見も出されている。

(6) 建築確認手続き等の運用改善に係る説明会について

○資料7により建築確認手続き等の運用改善に係る説明会の報告と都道府県別講習会の実施について事務局より説明された。おもな内容は以下のとおり。

- ・4/16に国交省の「建築確認手続き等の運用改善に係る説明会」が開催され、ヒアリングを行った団体向けに建築確認手続き等の運用改善に係る都道府県別講習会の開催と運用改善の内容

についての説明が行われた。

・都道府県別講習会は4/26より全国で103回開催され、参加費は無料。申し込みは国交省のホームページより行う。テキストは「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」一般建築物用および小規模建築物用(木造住宅等)の2冊。小規模建築物用(木造住宅等)では既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置についても解説されている。

・日事連では一般建築物用を会員全員に行き渡るよう手配している。

・施行規則・関係告示の改正は6/1に施行され、申請図書に係る規定は6/1以降に確認申請を行うものに対して適用される。

(7)住宅金融支援機構の適合証明技術者登録制度の適正化について

○資料8により住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者および登録建築士事務所において不適正な業務が行われ、登録取り消しの処分がなされた旨、事務局より報告された。今後は件数の多い事務所についての立ち入り調査、登録規程の改正を行うなどして厳格に対処していきたい旨、説明された。

(8)その他

○本委員会は第9回委員会をもって終了し、平成22年度よりあらたに委員を改選して再開することとする。

以上

■独立行政法人 住宅金融支援機構適合証明業務 登録制度運営委員会 議事概要

日 時 平成22年5月14日(金)10:30～12:10

会 場 日事連会議室

出席者 運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田 純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 金井 昭典

代理出席:同課 課長補佐 遠山 明

〃 国土交通省 住宅局総務課

民間事業支援調整室長 瀬口 芳広

代理出席:同室証券化支援対策官 長谷川 貴彦

2010-6 日事連会務月報

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 鈴木 一史

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査管理グループ長 城野 敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也

代理出席:同部企画調整課主任 檜 利香

〃 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中 保教

代理出席:常務理事 上口 隆

アドバイザー 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室検査管理グループ

推進役 藤野晶成

日事連事務局

専務理事 高津充良 常務理事 北野芳男

事務局長 恩田利昭 業務課長 鈴木雅之

総務課長 前田敏明 総務係長 千浜民子

〈提出資料〉

資料1-1 平成21年度適合証明業務登録機関事業報告(案)

資料1-2 平成21年度収支計算書(案)

資料2-1 適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所
に対する処分について(案)

資料2-2 適合証明技術者の処分に係る事案の経緯等

資料2-3 適合証明業務登録建築士事務所の概要について

資料2-4 登録処分スケジュール(案)

資料2-5 処分事実の公表内容について(案)

資料3-1 登録規程の改正要旨(案)

資料3-2 登録規程の新旧対照表(案)

資料3-3 登録規程改正(案)

資料4 登録取消しを行った適合証明技術者に係る物件の
調査状況等について

資料5 平成22年度適合証明技術者の新規・更新登録の案内
書(案)

資料6-1 フラット35(中古住宅)適合証明書の交付実績[平成21年度]

資料6-2 適合証明技術者の適合証明書交付実績(上位30名)

[平成21年度]

参考資料1 処分事例一覧(平成17年度以降)

参考資料2 適合証明技術者に係る業務調査の実施方針(案)

参考資料3 再発防止措置の実施状況について

参考資料4 前回2/12の運営委員会議事概要

協議事項

1. 平成21年度適合証明業務登録機関事業報告及び収支決算について

平成21年度適合証明業務登録機関事業報告及び収支決算について、日事連事務局より資料1及び資料2に基づき説明がなされた。

○審議の結果、原案(資料1、資料2)のとおり承認した。

2. 適合証明技術者の不適正な行為による処分及び処分事実の公表について

大阪府で登録している適合証明技術者が住宅金融支援機構の技術基準への適合性を確認しないまま適合証明書を発行したことが判明し、その処分内容について日事連事務局より資料2-1に基づき説明がなされた。

これまでの調査の経緯及び処分理由の詳細については、住宅金融支援機構・審査部より資料2-2に基づき説明がなされた。

また、今後のスケジュール及び処分事実の公表について日事連事務局より資料2-4、2-5に基づき説明がなされた。

○事実関係を確認し、審議の結果、原案のとおり処分内容を承認し、処分事実の公表も原案に基づいて行うことを承認した。

3. 登録規程の改正について

登録規程改正案について、日事連事務局より資料3-1、3-2、3-3に基づき概略説明がなされた。

[質疑]

・改正の周知はどのように行うか。

①規程に基づき厳格に業務を行うことの文書(前文)、②改正要旨及び③規程全文の3点を適合証明技術者支援情報ホームページに掲載し、登録者へ5月末までに改正された旨を通知する。また、適合証明業務の実績のある登録者には、前記3点を印刷し郵送する。

その他、7/12より新規・更新登録の受付を行う際に、登録申請書に6/1施行の登録規程を遵守することを更新者が了解する旨の文言を入れることにする。

・資料3-3の8頁に登録規程の本文と切り離して、別に定めるところとされている規程が書かれているが、別に定める規程は何処(誰)が定めているのか。

①登録規程は登録機関が定めることとしており、別に定めている登録有効期間等は2年ごとに新規・更新登録の受付をする際に年月日等を変えられるように運用上やりやすいように登録機関が別に定めている。

○審議の結果、原案のとおり改正することを承認した。

その他の事項

4. 登録の取消しを行った適合証明技術者に係る物件の調査状況等について

今年1月に登録の取消しを行った適合証明技術者が係わった物件について、調査状況を住宅金融支援機構・審査部より資料4に基づき報告がなされた。

5. 平成22年度適合証明技術者の新規・更新登録の案内書について 適合証明技術者の案内書(案)について、日事連事務局より資料5に基づき報告がなされた。

今年度の登録受付は、当案内書に基づき広報していくこととする。

6. その他

・平成21年度の適合証明書の交付実績について、住宅金融支援機構・審査部より資料6-1、6-2に基づき報告がなされた。

・適合証明技術者に係る業務調査の実施方針及び再発防止措置の実施状況について、日事連事務局より参考資料2、参考資料3に基づき報告がなされた。

以上

日事政研では、平成21年8月の衆院選に伴う政権交代を踏まえ、同年11月30日の役員会におきまして、日事連の施策の支援を推進するためには、政権与党たる民主党との関係構築を推進していくことに、自民党及び同建築設計議員連盟とも良好な関係を保っていく旨の基本方針を決定し、民主党議員による議員連盟の設立も視野に入れ、民主党との定期的な意見交換の場を設けていくことを決めました。

上記方針に基づき、かねてより日事政研と関係があり、以前には自民党の建築設計議員連盟にも所属していた前田武志参議院議員(民主党常任幹事会議長)を中心に、民主党本部や細野豪志副幹事長(当時)等とも接触し、両者の関係の構築推進を目指し、前田議員を核とした今後の民主党議員との意見交換のあり方等について、協議を重ねてきたところです。

こうした状況を踏まえ、これまでに、民主党並びに前田武志議員等との間で、以下の活動を行いましたので、ご報告申し上げます。

■前田武志参議院議員との政策協定の締結及び推薦状の交付

日事政研では、本年7月に実施予定の参議院議員選挙に向けて、去る4月15日、民主党の前田武志参議院議員・党常任幹事会議長(次期参院選全国比例代表候補)と政策協定を締結・調印するとともに、前田議員に対し推薦状を交付しました。

日事政研として、前田議員を同参院選における全国比例代表候補として推薦し、その当選に向けた支援活動に取り組むとともに、前田議員は、この協定書で合意した協定内容を民主党と連絡調整を図りつつ、国政への反映に努めていくことを合意したものです。

具体的な協定内容(概略)としては、①建築士事務所の業務の適正化と健全な発展を図ることで、安全・安心で質の高い建築物の供給が図られる環境づくりに努める(基本理念)、②建築設計監理に関する業法(建築士事務所法)の制定、③設備等の専門分野の資格

者制度の創設、④建築確認制度の効率化・合理化の促進、の4点です。

なお、この調印式・交付式の間では、改めて日事政研として前田議員を支援すること、及び前田議員は民主党との連携・調整を図りつつ、協定内容の国政への反映に努めること等を相互に確認し合い、両者の結びつきを強化していくことで一致いたしました。

■民主党関係議員との第1回懇談会の開催

日事政研並びに日事連では、去る3月31日、日事政研幹部(日事連正副会長)と民主党の前田武志参議院議員・党常任幹事会議長をはじめとする有志議員(8名)との間で、第1回懇談会を開催いたしました。

これは、政権与党である民主党との関係構築を推進し、日事連の諸施策の実現を図っていくとの基本方針に基づき、民主党の建築政策等に関係の深い議員との間で、これまでの制度改正に係る経緯や建築基準法に対する基本的な考え方等について理解を求めるとともに、その内容等について意見交換を行ったものです。

この懇談会では、冒頭、三栖会長より、これまでの建築基準法・建築士法等の制度改正に係る経緯や、それに対する日事連の要望等について概要説明を行った後、主に建築確認制度の状況をはじめ、建築基準法に対する考え方、業法の必要性等について意見交換を行いました。

民主党議員からは、両者の間で十分に意思の疎通を図り、より良き建築基準法・建築士法の方向性等を検討し、そしてまた、事務所協会の要望等についても、我々として、しっかりと勉強をさせていただきたい旨の見解が示されるとともに、併せて、こうした懇談会を今後も引き続き開催し、活発な意見交換を通じ相互の認識を一層深めていきたい旨を双方にて合意いたしました。

本懇談会への出席者は以下のとおりです。

※敬称略

(民主党側)

[衆議院議員]

川内博史(衆議院国土交通委員長)鹿児島1区、中川 治(衆議院国土交通委員会委員、決算行政監視委員会理事)大阪18区、辻惠(民主党副幹事長、消費者問題特別委員会筆頭理事)大阪17区、若井康彦(技術士・都市設計プランナー、国土交通委員会委員)千葉13区、萩原 仁(民主党大阪府第2区総支部長)大阪2区

[参議院議員]

前田武志(民主党常任幹事会議長)比例区、室井邦彦(民主党組織委員長代理、参議院国土交通委員会理事)比例区、藤田幸久(民主党国際局長)茨城選挙区

[その他]

民主党事務局(企業団体対策委員会)

(日事連側)

三栖日事連会長、山本副会長兼政研会長、
外木場副会長兼政研幹事長、鈴木副会長兼政研会計責任者、
山崎副会長兼政研幹事、事務局

■民主党に政策要望を行った

民主党側からは、前田議員との政策協定に重ね、それを裏打ちする形で党本部に対しても政策要望を提出してはどうかとの提案があり、これに沿う形で、先の前田議員との政策協定の内容をベースとした政策要望書を臨時役員会の承認を経て、去る5月28日(金)に、山本日事政研会長と外木場幹事長、そして三栖日事連会長で、前田議員立ち会いの下、民主党の佐藤公治副幹事長と面談し、政策要望書等を提出し理解を求めました。

これにより、前田議員個人との政策協定だけでなく、民主党本部に対し、正式に政策要望を行った形となり、今後の国交省政務三役との協議の場の設定や、議員連盟の設立等も視野に入れ、活動の一層の推進を図っていくための契機となった。

日事政研は、このように、これまでの間、民主党との関係構築の推進に努め、日事政研としての要望の実現に向けた諸活動に取り組んでいます。

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

6月17日 総会、全国会長会議、常任理事会、
臨時理事会(お休み)

21日 五会会長会議

25日 事務局連絡会議(八重洲富士屋ビル)

30日 景観・まちづくり特別委員会

7月 8日 正副会長会議、常任理事会



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成22年6月通常理事会議事録

1. 日 時 平成22年6月1日(火)13:30～16:05

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 31名

(内、表決委任状提出者4名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、
外木場久雄、八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

理 事 上野浩也、上原伸一、大野和男、計良光一郎、
須賀川勝、野呂幸一、水谷達郎、水庭武宣、
宮原克平、村山高文、横須賀満夫、割田正雄

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)理事: 秋野卓生、浅野善治、河野久、
定行まり子

欠席者 理事: 馬場鍊成、森野美徳、山中保教

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

5. 議 事

2010-7 日事連会務月報

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上野浩也理事、上原伸一理事

(3)議決事項

1)平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

事務局より、広報・渉外委員会で検討し、常任理事会で協議した平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度で12回目を迎える事業である。基本的な行事形式は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度はキャンペーンの統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちはあなたの夢を創造するパートナーです～」としている。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成することとなっている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2)第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項の承認の件

事務局より、平成22年度に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

全国大会実行特別委員会で検討し、常任理事会で協議した結果は、平成22年10月1日を開催日とし、帝国ホテルで開催する。大会テーマは「建築士事務所法の制定を目指して」とし、シンポジウムを行う。参加人数は800名を想定し、参加費は12,000円(大会参加費及び記念パーティ参加費込)としている。収支予算は2,060万円となっている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3)法律顧問契約の承認の件常務理事より、法律顧問契約について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

住宅金融支援機構の適合証明技術者登録制度の適合証明技術者の不誠実、不適正な行為による登録取消の処分に関して、登

録機関として登録規程の解釈について法律専門家の見解を要することが発生していること、また、法定団体としての本連合会は、苦情解決業務への取り組みとして、常時、法律的相談に協力してもらえる体制が必要であること等のため、日事連の理事で法律の専門家である秋野弁護士が代表社員弁護士である弁護士法人匠総合法律事務所と日事連との間で法律顧問契約を締結し、法律的相談についての体制を整えたい。法律顧問契約等の概要については資料3のとおりであるが、日事連理事職にある者が日事連の顧問弁護士に就任することは、利益相反行為に該当するのではないかと、との疑問に対しては、秋野弁護士及び弁護士会霞ヶ関法律相談センターの担当弁護士2名より、利益相反行為に該当しない旨の見解が出されている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおりこれを承認した。

なお、この議決にあたっては、秋野理事は特別利害関係人に該当するため、議決に参加できないが、秋野理事は当理事会に欠席しているため当議決に参加していない。

4) 日事連業務支援サービス終了の承認の件

事務局より、日事連業務支援サービス終了について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連業務支援サービスは、平成16年3月1日から本サービス(利用料有償)が開始され、利用者は会員限定とした。本サービスの運用が開始されて以降、平成19年度には、プログラム提供会社から、当サービス形態でのプログラム提供が困難となった旨の申出により、15種類のサービスを終了した。また、平成20年度には利用期間及び回数の利用頻度が少ないソフトウェア14種類について、サービスを終了した。平成22年3月31日現在で725事務所が利用登録をしている。

今般、プログラム提供会社である(株)構造システムより、平成22年4月1日付けで、現在業務支援サービスに提供しているプログラム5種類(DRA-CAD 9、HOUSE-ST1、1次・2次診断パック、HOUSE-DOC、FAP-3)を平成22年11月20日に休止したい旨連絡があった。現在、日事連業務支援サービスは15種類のソフトウェアを提供しているが、使用頻度の高い5種類のプログラムの提供が休止されると、他の4社が提

供しているプログラム利用数が少ないため、業務支援サービスとして、維持、運営することは困難である。このため、教育・情報委員会及び常任理事会で検討した結果、本年11月20日に本サービスを終了することになった。今後の予定としては、通常理事会で承認を得た後、7月下旬に利用登録者及び他のプログラム提供会社(4社)に対しサービス終了の連絡をし、本年11月20日にサービスを終了することとしたい。なお、サービス終了後の構造システム提供のソフトウェア利用希望者は、kozoStation(構造システムのASPサービス)に新たに利用登録をすることにより、利用できる状況となる。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

5) 平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

事務局より、平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料5によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

6) 第54回通常総会議案の承認の件

①平成21年度事業報告承認の件(第1号議案)

各常置委員会委員長及び専務理事から資料6-1(議案書)及び資料6-2(説明書)のうち、第1号議案に該当する平成21年度事業報告案について、会議報告、全体の事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

議長より、平成21年度事業報告について諮ったところ、異議なく、資料6-1(議案書)のとおりこれを承認し、第54回通常総会で第1号議案として提案することを承認した。

②平成21年度収支決算承認の件(第2号議案)

常務理事より、資料6-1(議案書)及び資料6-2(説明書)のうち第2号議案に該当する平成21年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

平成21年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約414万円の増収となり、約3億3,198万円となった。事業活動

支出は予算額より約4,972万円の支出減となり、約3億4,392万円となった。予備費支出は発生せず、当期収支差額は約1,193万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,873万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約16万円の減収となり、約1,233万円となった。事業活動支出は予算額より約150万円の支出減となり、約1,223万円となった。当期収支差額は約10万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約253万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約86万円の増収となり、約4,294万円となった。事業活動支出は予算額より約386万円の支出減となり、約3,960万円となった。当期収支差額では約334万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約572万円となった。

③監査報告

速水監事より、i)会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、ii)事業報告書の内容は、真実であると認める、iii)理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

なお、上原理事よりつぎの質疑があった。

○構成員事務所の退会が下げ止まりとの説明であるが、会費収入が予算に達していないのはなぜか。

ー予算上では、15,000事務所を想定していたが、構成員事務所は21年度末では55事務所増の14,877事務所まで目標に達しなかった。

○収支予算の段階で、前期繰越金額を全額支出にあて、当期の収支では赤字の予算となっているので、改善をしてほしい。

ー予算形式は公益法人会計基準に従って行ってきたが、ご意見については公認会計士等と相談のうえ、改善できるものは改善していきたい。

議長より、平成21年度収支決算について諮ったところ、異議なく、資料6-1(議案書)のとおりこれを承認し、第54回通常総会で第2号議案として提案することを承認した。

④任期満了に伴う役員改選の件(第3号議案)

専務理事より資料6-1のうち第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選については、前回の役員改選時と同様に理事(同一業界内17名、同一業界外17名)、監事(同一業界内3名)という提案内容である旨の説明がなされた。

議長より、任期満了に伴う役員改選について諮ったところ、異議なく、資料6-1(議案書)のとおりこれを承認し、第54回通常総会で第3号議案として提案することを承認した。

7)第54回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第54回通常総会等の日程及び運営について資料7によって次の説明がなされた。

平成22年6月17日(木) 会場:お茶の水会館東京

11:00～13:15 6月常任理事会

13:30～15:30 第110回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:35 第54回通常総会(平成21年度決算総会)

16:40～17:00 第37回日市政研臨時総会

17:15～19:00 懇親会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料7のとおりこれを承認した。

(4) 報告事項

1)建築基準法の見直しに関する検討会について

三栖会長及び専務理事より、資料8によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会の委員は建築設計関係、学識経験者、行政関係、消費者関係で構成された25名である。第1回目が3月8日に開催された以降4月26日までの間に4回開催され、各委員による意見発表が行われた。4月1日に三栖会長が委員の一人として意見書の提出と意見陳述を行った。5月26日からはテーマ別意見交換が行われ、同日は、構造適合性判定の意見交換が行われたが、同テーマに関して4委員の共同追加意見を提案した。今後の予定は、6月11日(建築確認審査にかかる法定期間、厳罰化の意見交換)、6月16日(その他の建築基準法関連の意見交換)、6月30日(構造適合性判定他の意見交換)となっている。7月以降にまとめが行われる予定である。また、検討会とは別に建築設計界の意見を共通化できるものについて

は共通化していくため、建築設計4会で委員等による意見交換会を5月10日に実施しており、5月26日の共同追加意見はそれを踏まえて行ったものであり、今後も必要な意見交換をして、必要に応じ連携していくこととしている。

2) 平成22・23年度役員候補者について

平成22・23年度役員候補者について資料9によって専務理事より報告がなされた。

3) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年5月14日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者大和成行及び当該適合証明技術者が所属する有限会社聖和建築事務所(開設者 多田 貢)に対し、登録規程に基づき処分を行った。処分内容は以下のとおりである。

・処分理由については、適合証明技術者・大和成行は、一戸建て住宅(一戸、所在地:滋賀県大津市)の適合証明業務に関して、現地調査において住宅が未完成であることを確認していながら、再度の現地調査をせず、技術基準への適合性を確認しないまま適合証明書を発行した。結果として、発行された適合証明書に基づき、未完成の一戸建て住宅に対して独立行政法人住宅金融支援機構が資金実行するに至り、同機構に損害を生じさせた。このことは、登録規程第11条第1項第二号の「不適正な業務」及び同条同項第六号の「住宅金融支援機構に損害を与える行為を行った」ことに該当する。

・大和成行に対する処分は、適合証明技術者の登録を平成22年5月18日付けで取消す。平成22年5月18日より5年間の再登録を禁止する。

・有限会社聖和建築事務所(開設者 多田 貢)に対する処分は、適合証明業務登録建築士事務所の登録を平成22年5月18日付けで取消す。建築士事務所の開設者に対して平成22年5月18日より5年間の再登録を禁止する。

4) 新医療保険の団体扱いから個人扱いの変更について

事務局より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

新医療保険の団体扱いは被保険者が20名以上であることが条

件となっているが、平成22年3月末現在で18名となったため保険契約者は5月31日に団体契約が解除され個人扱い契約となる。このことにより概ね3%程度保険料が高くなる。団体扱い解除の事務連絡は6月1日以降に日事連より保険契約者18名に連絡するが、解除後の保険契約者の事務的な処理はAIGエジソン生命が行う。

5) 会員・構成員異動報告

平成22年2月末日から平成22年4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成22年2月28日現在

正会員46団体、構成員14, 913事務所、賛助会員4社

平成22年3月31日現在

正会員46団体、構成員14, 877事務所、賛助会員4社

平成22年4月30日現在

正会員46団体、構成員14, 853事務所、賛助会員4社

〈配付資料〉

資料1: 平成22年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料2: 平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」
(東京開催)実施要項(案)

資料3: 法律顧問契約について

資料4: 日事連業務支援サービスのこれまでの経過概要及び業務支援サービスの終了について

資料5: 平成22年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料6-1: 第54回通常総会議案書(平成21年度決算総会)

資料6-2: 平成21年度事業報告・収支決算説明書

資料7: 第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料8: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料9: 平成22・23年度同一業界内役員候補者

資料10: 独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所の登録の取消しと再登録禁止の処分通知

資料11: 「日事連・新医療保険」の団体扱いから個人扱いの変更について

■第48回 建築設計制度等対応特別委員会 議事録

日 時 平成22年4月28日(水) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
望月 淳一、高津 充良

事務局: 北野常務理事、恩田事務局長、
鈴木業務課長、今泉業務係

(欠席者 佐野 吉彦)

〈配付資料〉

第47回建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1-1 建築の質の向上に関する検討-第8回コンソーシアム会議
(3/18)関係資料

資料1-1' 建築の質の向上に関する検討(最終報告書)

資料1-2 報告会(4/16)の配付資料

資料2-1 建築基準法等見直し検討会議(第2回4/1) 関係資料

資料2-2 建築基準法等見直し検討会議(第3回4/15) 関係資料

資料2-3 建築基準法等見直し検討会議(第4回4/26) 関係資料

資料3 建築4団体の意見一覧
(建築基準法の見直しに関する検討会)

資料4 建築確認手続き等の運用改善に係る説明会関係資料

参考 建築の質の向上に関する検討 報告書

1. 建築の質の向上に関する検討-第9回コンソーシアム会議(3/18)及びとりまとめ調査報告会(4/16)の報告について
高津委員より、第9回コンソーシアム会議(3/18)及びとりまとめ調査報告会(4/16)について、資料1-1、資料1-1'、資料2に基づき概要が報告された。
平成21年度建築基準整備促進補助金事業に係る「報告書」について、①全国会長会議(3/30)で配付するとともに各単位会へ配付し、②ホームページにおいてダウンロードできるようにするなどの報告があった。

○本学会誌「ガイ」に報告書の内容の記事を載せることとなり、
2010-7 日事連会務月報

岡本副委員長が原稿を作成することとした。

2. 建築基準法等見直し検討会議-第2回(4/1)・第3回(4/15)・第4回(4/26)の報告及び今後の対応について

高津委員より、第2回(4/1)・第3回(4/15)・第4回(4/26)に開催された「建築基準法等見直し検討会議」における各委員の意見について資料2に基づき報告がなされた。

- 委員長(建築基準法等見直し検討会議)より、「発注者が建設後も所有・管理する建築物」と「分譲して転売する建築物」について行政の対応を変えたほうが良いのではという意見が多数出ているため、①行政として対応できるのかどうか②そういう手立てがありうるかを次回国交省から何らかの意見を示していただきたい旨要望した。

- 建築基準法等見直し検討会議-第5回(5/26)に向けて、建築4会で意見を持ち合わせるための打合せ会を行うこととなった。

3. 建築確認手続き等の運用改善に係る説明会について
4/16建築関係団体等を集めた「建築確認手続き等の運用改善に係る説明会」が国交省で行われ、事務局より当日の資料を提出し、4月中旬から5月末までに開催される全国の講習会の全体スケジュール等について報告を行った。

4. その他

- 昨年度、業務報酬基準の適正活用に係わる調査委員会((財)建築技術教育普及センターが事務局)において、業務報酬基準の適正活用について検討を行ってきたが、今年度、同調査委員会を継続設置し本日夕刻に第1回目が行われる旨、佐々木委員より報告がなされた。第1回目で検討内容を確認する予定だが、5年後を視野に入れて業務報酬基準の見直しを行うことについての内容を議論すると思われる。メンバー構成は、告示第15号の検討にあたったWG委員6名(任期1年)で検討にあたる。

- 次回委員会日程

委員会開催以後に日程を調整した結果、平成22年6月3日(木)10:00～12:00(日事連会議室)に開催することとした。

以上

■第49回 建築設計制度等対応特別委員会 議事録

日 時 平成22年6月3日(木) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博

委員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、
佐野 吉彦、望月 淳一、高津 充良

事務局: 北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、
鈴木業務課長、今泉業務係

(欠席者 副委員長 岡本 賢)

〈配付資料〉

第48回建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1 建築基準法等見直し検討会議(第5回 5/26) 関係資料

資料2 (仮称)業務量報告・検討WG 準備会関係資料

資料3 (仮称)業務量報告・検討WGの委員の推薦について

1. 建築基準法等見直し検討会議-第5回(5/26)の報告及び今後の対応について

高津委員より、第5回(5/26)に開催された「建築基準法等見直し検討会議」における各委員の追加意見について資料1に基づき報告がなされ、日事連としては、建築4会の打合せ会(5/10)において集約した意見を連名で提出した旨、説明された。

2. 業務報酬基準の適正活用検討研究会の報告及び今後の対応について

昨年度、業務報酬基準の適正活用に係わる調査委員会((財)建築技術教育普及センターが事務局)において、業務報酬基準の適正活用について検討を行ってきたが、5/18に「業務報酬基準の適正活用検討研究会(仮称)業務量調査・検討WG準備会」が行われ、今年度引き続きWGを設置して調査を行っていくことについて佐々木委員より、資料2・資料3に基づき報告がなされた。

3. その他

○次回委員会日程

6/17総会での日事連役員改選後、委員会の委員編成も見直されるため、当委員会の委員編成も必要に応じて見直し、再編成後8月下旬以降に日程調整をして開催することとした。

以上

■第6回景観・まちづくり特別委員会記録

日 時 平成22年5月17日(月)14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・横須賀満夫、副委員長・福島賢哉、
委員・高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、川島啓道、
平山正義、入口嘉憲

〈配付資料〉

資料1:平成21年度事業報告

資料2:第1回景観形成・まちづくり推進協議会WG資料

資料3:平成22年度担い手事業支援団体への専門家派遣

の対応について

資料4:単位会へ景観・まちづくり活動状況等調査依頼について

議 事

1. 平成21年度事業報告について

事務局より資料1により平成21年度事業報告を行い、了承された。

2. 4月20日開催 第1回「建築等を通じた景観・まちづくり推進協議会」WG報告

事務局より平成22年度よりWG委員を高津専務理事から浅野委員に変更した旨の報告があった後、福島副委員長及び浅野委員より、平成22年度第1回「建築等を通じた景観・まちづくり推進協議会」WGで、専門家派遣制度のあり方について、協議会の取り組みについて等を協議した旨の報告が資料2によりなされた。

専門家派遣のあり方については、①事務局窓口の一本化、②次世代まちづくり担い手として学生、研究者等の育成、③地方公共団体にWGで都市計画系の実務技術者の育成、について協議が行われた。

また、平成22年度の専門家派遣については、基本的に建築5会から専門家を推薦することとし、6月末から7月初旬開催のWGで検討が行われる予定となっている。

3. 平成22年度担い手事業支援団体への専門家派遣の対応について

平成22年度担い手事業支援団体への専門家派遣の対応については、当委員会委員で対応するとともに、派遣要請の状況によ

り各委員が適任者であると推薦する会員を追加し対応することにしており、支援団体及び派遣希望専門家が決定した段階で各委員に検討をお願いすることとした。

4. 単位会へ景観・まちづくり活動状況等調査依頼の実施について

資料4により、単位会の景観・まちづくり活動状況の把握及び景観・まちづくりに関する専門家の人材確保を図ることを目的として、単位会に対し「景観・まちづくり活動状況等調査」を実施することについて検討し、実施を決定した。

調査項目は①景観整備機構の認定の有無、②単位会での景観・まちづくり活動関連委員会 設置の有無、③単位会(支部も含む)における景観・まちづくり活動実施の有無、④地域の景観・まちづくり活動に積極的に取り組んでいる会員紹介の4項目とする。

スケジュールとしては次回委員会で調査票をまとめ、単位会へアンケート調査を実施し、11月下旬頃に単位会へ調査報告を予定している。

調査項目「④地域の景観・まちづくり活動に積極的に取り組んでいる会員の紹介」については、得意分野が把握できる調査にする必要があるため、ジャンル分けの項目について各委員より事前に提案してもらい、次回委員会で最終的な調査票を決定することとした。

次回委員会 平成22年6月30日(水)14:00～16:00

■第8回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年5月18日(火)15:00～17:05

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 原田照行

委 員 佐藤 誠、岡本 賢、山田清治、高橋祥治、大旗 健、井上精二

担当副会長 本澤宗夫

事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷

1. 議事

(1) 第54回通常総会議案について

1) 平成21年度事業報告案について

2010-7 日事連会務月報

事務局より総会の第1号議案に該当する平成21年度事業報告案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告としては以下の趣旨の説明がなされた。

①平成21年度末の会員・構成員数は46団体で14,877事務所であり、前年度末から構成員数は55事務所増となった。

②平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、平成19年11月の全国会長会議で決定した内容を基に検討、作成を行った。

③従来の定款施行細則に記載されている「構成員」の定義の整備及び特別委員会、専門委員会の委員には専門的な知識と経験を有している人材を幅広く活用できる委員会組織の整備を図ることを目的として、定款施行細則を一部変更した。

④平成21年度に指定事務所登録機関に指定を受けた単位会は、北海道会、青森会、秋田会、茨城会、群馬会、千葉会、富山会、石川会、三重会、滋賀会、兵庫会、福岡会、長崎会、熊本市、宮崎会の15単位会であり、これまで28単位会が指定を受けた。

⑤第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)は、大会テーマを「建築に夢、地球に愛」とし、10月9日に記念講演、パネディスカッション、大会式典を行った。単位会参加人数は1,623名であった。

⑥平成21年度年次功労者表彰は、単位会推薦33名の表彰を行った。

⑦平成21年度の日事連建築賞は、183点が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から日事連へ一般建築部門31点、小規模建築部門28点の合計59点の応募がなされた。そのうち、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点、優秀賞7点(一般建築部門4点、小規模建築部門3点)、奨励賞9点(一般建築部門5点、小規模建築部門4点)の受賞作品を決めた。

⑧本会の3会計のうち、適合証明業務登録機関特別会計は、適合証明技術者の登録数の減少により登録料収入が減り、今後、適合証明技術者が現状の登録数(7,185名)及び経費負担率(22%)で推移した場合、平成24年度には財政安定積立預金が無くなり、登録制度の存続が困難な状況である。そのため、「住宅金融

支援機構適合証明業務登録制度運営委員会」において、登録料の値上げを行わないで、本登録制度が今後も維持、存続が可能となるよう、適合証明業務登録機関特別会計における支出項目のうち平成9年から見直されていない事務所費、人件費及び登録窓口事務費の負担額の見直しについて提案がなされ、経費負担率の見直し等検討を行った。

⑨労働基準法等の法律改正に則したものにするため、就業規程を一部改正した。

⑩平成24年度に本会の創立50周年を迎えるにあたり、過去の周年事業の開催時期、会場、担当委員会、事業内容及び経費等の確認を行った。

2) 平成21年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成21年度収支決算案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について次の趣旨の説明がなされた。

一般会計の事業活動収入は約3億3,198万円、事業活動支出は約3億4,392万円、予備費支出は発生せず、当期収支差額は約1,193万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,873万円となった。

福利厚生特別会計の事業活動収入は約1,233万円、事業活動支出は約1,223万円で当期収支差額は約10万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約253万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は約4,294万円、事業活動支出は約3,960万円となり、当期収支差額は約334万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約572万円となった。

委員から、当期収支差額が赤字の予算建てはいかがなものか、また、旧公益法人会計基準の収支計算書のように、前期繰越収支差額を収入の部に入れた方が分かりやすいのではないかと意見が出されたが、事務局からは新公益法人会計基準に則って処理している。しかし、次の予算作成の際にはそのような処理も可能か公認会計士等にも相談し、検討する旨回答がなされた。

3) 任期満了に伴う役員改選について

事務局より任期満了に伴う役員改選の件について、資料1の該当項目について以下の説明がなされた。

平成22・23年度の役員選任数について、理事は同一業界内理事17名、同一業界外理事17名とし、監事は同一業界内監事3名とする。1)から3)の総会議案について協議の結果、全ての原案を了承し、常任理事会に提案することとした。

(2)第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について事務局より、全国大会実行特別委員会で検討した第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項(案)について資料3によって、次の説明がなされた。

- ・大会テーマ「建築士事務所法の制定を目指して」
 - ・開催日は平成22年10月1日(金)とし、会場は帝国ホテルとする。
 - ・大会行事としてシンポジウム、大会式典、記念パーティ、日事連建築賞受賞作品展示を予定している。
 - ・参加費は1名あたり12,000円(大会参加費及び記念パーティ参加費込み)とし、参加者は800名を想定している。但し、日事連建築賞及び功労者表彰受賞者、日事連OBの会員は別枠とする。
 - ・収支予算は大会参加費と大会運営費で2,060万円とする。
- 協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

(3)第54回通常総会等の日程及び運営について

第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料4により事務局より説明がなされ、全国会長会議での平成21年度事業報告案についての説明は、常置委員会委員長より行うことを確認した。

(4)法律顧問契約について

常務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。
住宅金融支援機構適合証明技術者登録制度の適合証明技術者の不誠実、不適正な行為による登録取消の処分に関して、登録機関として登録規程の解釈について法律専門家の見解を要することが発生していること、また、法定団体としての本連合会は、苦情解決業務への取り組みとして、常時、法律的相談に協力してもらえる体制が必要であること等のため、日事連の理事で

法律の専門家である秋野卓生氏が代表社員弁護士である弁護士法人匠総合法律事務所と日事連との間で法律顧問契約を締結し、常時法的相談に乗ってもらえる体制を整えたい。法律顧問契約等の概要については資料5のとおりであるが、日事連理事職にある者が日事連の顧問弁護士に就任することは、利益相反行為に該当するのではないかとの疑問に対しては、秋野弁護士より日事連の顧問弁護士に就任すること自体は、利益相反行為に該当しない旨の見解が出されている。

委員から、第三者の立場にある法律専門家の意見を聞くべきではないかとの指摘があり、そのように対応する旨、常務理事より回答がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 新医療保険の団体扱いから個人扱いの変更について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

新医療保険は、被保険者が20名以上であることが団体契約の条件となっているが、平成22年3月末現在で18名となったため、5月31日に団体契約が解除され、保険契約者は保険会社との個人契約となる。団体契約から個人契約になることにより、概ね3%程度保険料が高くなる。団体契約扱い解除の事務連絡は6月1日以降に日事連より保険契約者18名に行うが、保険契約者との事務的な処理等はAIGエジソン生命が行う。

(配付資料)

資料1: 第54回通常総会議案書(案)

資料2: 平成21年度事業報告・収支決算説明書

資料3: 平成22年度第35回建築士事務所全国大会(東京開催)

実施要項(案)

資料4: 第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議の日程と運営について

資料5: 法律顧問契約について

資料6: 「日事連・新医療保険」の団体扱いから個人扱いの変更について

■第7回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成22年5月11日(火) 13:30～15:35

2010-7 日事連会務月報

会 場 日事連会議室

出席者 委員長: 髭右近外嘉 副委員長: 上原伸一

委 員: 佐藤眞彦、飯窪功児、西川英治、森口勝茂、
山上紀麿、中野満

担当副会長: 鈴木誠一

事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

＜提出資料＞

資料1 平成21年度 指導運営に関する事業報告(案)

資料2 平成21年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)

参考資料 苦情の解決業務の規程等⁷等関係資料

参考資料 苦情の解決業務の参考事例集

議事1. 平成21年度 指導運営に関する事業報告(案)について

資料1の平成21年度指導運営に関する事業報告(案)に基づき事務局から報告がなされ、同報告内容に対して意見があれば本会事務局まで連絡していただくこととした。

議事2. 平成21年度下半期 苦情の解決業務実施報告書

(個別レポート)について

資料2の平成21年度下半期の苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)に基づき事務局から説明がなされた。以下のような意見が出された。

・苦情の解決をもって終了とするので、解決していない案件は個別レポートを提出しないようにしてもらうべき。

・苦情(トラブル)の概要がわかりづらい。申出人が言っていることを全て記述して欲しい。

・苦情(トラブル)の概要の欄に、契約の形態の欄を追加したらどうか。

・福島会の案件については、委員長から福島会の考え方を確認してもらい、必要であれば個別レポートを訂正してもらう。

個別レポートの修正については、6月10日(木)までに各ブロックに所属する委員が当該ブロックの単位会分の修正を担当することとした。

なお、個別レポートをまとめるうえで詳細の内容、不明点等を単位会へ確認する必要がある場合は、委員が直接単位会へ聞くこととした。

【個別レポートの修正の担当者一覧(敬称略)】

・岩手会、宮城会、福島会(北海道・東北ブロック)

……………藤真彦、鈴木誠一

・茨城会、埼玉会、神奈川会(関東甲信越ブロック)

……………原伸一、飯窪功児

・富山会、静岡会、愛知会(東海北陸ブロック)

……………髭右近外嘉、西川英治

・大阪会(近畿ブロック)……………森口勝茂

・島根会、徳島会(中四国ブロック)……………山上紀麿

・沖縄会(九州・沖縄ブロック)……………中野満

議事3. その他

委員長から、次期の指導運営委員会への以下のような申し送り事項があった。

・参考事例集の作成を続けてほしい。

・ブロック協議会等で単位会の指導委員を対象とした研修活動をしてほしい。

その他、法改正、政研の動向および神奈川会会員の適合証明技術者の不適正行為があった件等についての報告があった。

■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

7月 21日 日事政研役員会、通常理事会

27日 業務報酬基準WG

8月 8日 日事連建築賞選考委員会

■6月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年6月1日～6月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	624		5,307	11.8	215	+ 1	34.5
青 森	165	+ 4	1,166	14.2	30		18.2
岩 手	253	- 2	1,238	20.4	58	+ 1	22.9
宮 城	281		2,516	11.2	53		18.9
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	199	+ 4	1,972	10.1	48		24.1
茨 城	501		2,687	18.6	135	+ 2	26.9
栃 木	173		1,706	10.1	90		52.0
群 馬	175		2,203	7.9	91		52.0
埼 玉	575		5,990	9.6	104	+ 1	18.1
千 葉	413	+ 6	4,248	9.7	97	+ 2	23.5
東 京	1,399		17,783	7.9	354	+ 2	25.3
神奈川	787	- 2	7,093	11.1	151	+ 1	19.2
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	516		2,690	19.2	115		22.3
山 梨	112		1,008	11.1	12		10.7
富 山	291		1,498	19.4	54		18.6
石 川	262		1,345	19.5	51		19.5
福 井	273		1,158	23.6	59		21.6
静 岡	572		3,834	14.9	134	+ 1	23.4
愛 知	612		5,849	10.5	130		21.2
三 重	180		1,596	11.3	64	+ 1	35.6
滋 賀	200		1,413	14.2	37		18.5
京 都	270		2,546	10.6	79	+ 1	29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	173	+ 1	17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	123	+ 2	24.5
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	74		609	12.2	43	+ 1	58.1
島 根	151		845	17.9	64	+ 1	42.4
岡 山	450		1,807	24.9	57		12.7
広 島	384		2,852	13.5	114		29.7
山 口	116		1,500	7.7	36		31.0
徳 島	101	- 3	1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	16		15.8
愛 媛	126		1,456	8.7	24	+ 1	19.0
高 知	148		842	17.6	16		10.8
福 岡	511	+ 2	4,808	10.6	134		26.2
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	238	+ 4	1,057	22.5	41		17.2
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	202	- 1	1,213	16.7	35		17.3
宮 崎	135		1,395	9.7	66		48.9
鹿児島	320		1,521	21.0	76	+ 1	23.8
沖 縄	186		1,417	13.1	44		23.7
計	14,864	+ 12	122,804	12.1	3,583	+ 20	24.1

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。

会 務 月 報

第329号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成22年6月常任理事会概要

1. 日 時 平成22年6月17日(木) 11:00～12:00
2. 会 場 ホテルオークラ東京 別館地下2階「アスコットホール」
3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数	15名
出席者数	15名
4. 出席者の氏名

出席者	
会 長	三栖邦博
副 会 長	山本茂男、山崎善利、本澤宗夫、鈴木誠一、 外木場久雄、八島英孝
専務理事	高津充良
常務理事	北野芳男
常任理事	木村旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、髭右近外嘉、 山田美光
事 務 局	恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、 鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田茂調査役
5. 議事録署名人

三栖邦博会長、鈴木誠一副会長、髭右近外嘉常任理事
6. 議事進行役

鈴木誠一副会長
7. 議 事
 - (1) 協議事項
 - 1) 第54回通常総会等の運営について

第54回通常総会及び第110回建築士事務所協会全国会長会議等の運営について資料1に基づき事務局長より説明がなされ

た。なお、全国会長会議終了後に富山会で作成した建築士事務所協会応援歌についての説明を富山会会長から行うことについて了承され、資料1の通り運営することとし、この件についての協議を終えた。

2) 新しいワーキンググループ等検討体制の設置について

常務理事より、新しいワーキンググループ等検討体制の設置について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、総務・財務委員会、教育・情報委員会及び業務・技術委員会に、また特別委員会では建築設計制度等対応特別委員会において、それぞれが早急に取り組む必要がある課題を抱えている。平成22年度の役員改選による新しい執行体制において、新役員の担務が決まり次第それぞれの課題に速やかに対処するため、新たに次のワーキンググループを設置したい。

総務・財務委員会の下に新法人への円滑な移行のための作業を行うために「新法人移行検討ワーキンググループ」を、単位会会員の加入促進策の検討を行うために「会員増強検討ワーキンググループ」を設置したい。

教育・情報委員会の下に管理講習会・開設者研修会の教材開発を行うための「管理講習会教材開発検討ワーキンググループ」を設置したい。

建築設計制度等対応特別委員会の下に建築士事務所法の実現に向け日事連の考え方をまとめるための「新法制度検討ワーキンググループ」を設置したい。また現在、業務・技術委員会の下に既に設置している「業務報酬ワーキンググループ」は、委員の交代等を踏まえて委員構成を考えたい。設置時期は、新役員の担務が決まり次第速やかに設置し、委員については会長に一任していただきたい(会長と新委員長で協議し候補者を決める)。

協議の結果、新しいワーキンググループ等検討体制の設置についての方針を資料2のとおり、了承された。

(2) 報告事項

1) 建築基準法の見直しに関する検討会について

三栖会長及び専務理事より、資料3及び資料3-1によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は第1回目が3月8日に開催された以降4月26日までの間に4回開催され、各委員による意見発表が行われた。4月1日に三栖会長が委員の一人として意見書の提出と意見陳述を行った。また、検討会とは別に建築設計界の意見を共通化できるものについては共通化していくため、建築設計4会で委員等による意見交換会を5月10日に実施した。今後も必要な意見交換をして、必要に応じ連携していくこととしている。

5月26日の検討会からはテーマ別意見交換が行われ、同日は、構造計算適合性判定の意見交換が行われ、同テーマに関して4委員の共通追加意見を提案した。6月11日は、建築確認審査にかかる法定期間、厳罰化についての意見交換が行われ、同テーマに関して4委員の共通追加意見を提案した。6月16日は、その他の建築基準法関連の意見交換が行われ、同テーマに関して4委員の共通追加意見を提案した。今後の予定は、6月30日（構造計算適合性判定他についての意見交換）となっている。検討会の報告は7月以降にまとめが行われる予定である。また、国土交通省は、検討会での議論を進める中で、建築確認審査に係る法定期間について、実態に即した議論を行うため、設計者側・審査側それぞれに対して、確認済証が交付された構造計算適合性判定を要する物件で、確認済証交付までに長期間を要したと考える物件を抽出し、その実態に関する資料を基に検討することとなった。これについては、設計者側の立場として同省より本連合会へ5件程度抽出し、それを提出するよう調査の協力依頼があった。この調査は、確認済証が下りるまでに長期間を要した要因が審査側にあるのか、設計者側にあるのか或いはシステムそのものにあるのかを調べるための貴重な資料となる。本調査を実施するにあたって、平成22年1月以降に確認済証が交付された物件で、構造計算適合性判定の日数が全国的に比較して日数を多く費やしている地域を対象とし、北海道会、長野会、福井会、愛知会、高知会及び沖縄会に協力をお願いをした。なお、この内容は、本日午後開催される全国会長会議でも説明する。

2) 会員・構成員異動報告

平成22年5月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。
単位会別構成員数等は資料4の通り。

平成22年5月31日現在 正会員46団体、構成員14,852事務所、賛助会員4社

- 3) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料5、資料6により報告がなされた。

<配付資料>

資料1: 第54回通常総会(平成21年度決算総会)、第110回建築士事務所協会全国会長会議運営次第

資料2: 新しいワーキンググループ等検討体制の設置について(案)

資料3: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料3-1: 建築基準法の見直しに関する検討会に係る建築確認審査における実態調査について

資料4: 会員・構成員異動報告書

資料5: 後援、協賛名義使用の件

資料6: 経過報告

■第110回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1. 日 時 平成22年6月17日(木) 13:30～15:30

2. 会 場 ホテルオークラ東京「アスコットホール」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

席者数 正会員会長46名

(内、表決委任状提出: 埼玉会・表決委任を受けた者の氏名
栗田政明)

4. 出 席 者

名誉会長 小川 圭一

役 員

会長 三栖 邦博

副会長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫 鈴木 誠一
外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋 原田 照行

髭右近外嘉 山田 美光

理事 上野 浩也 上原 伸一 大野 和男 水谷 達郎
横須賀満夫

監事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道	西村 武	青 森	野呂 敏秋
岩 手	村上 勝郎	宮 城	栗原 憲昭
秋 田	鈴木誠一	山 形	伊藤 剛
福 島	田畑 光三	茨 城	横須賀満夫
栃 木	本澤 宗夫	群 馬	山田 美光
埼 玉	栗田 政明	千 葉	荻原 幸雄
東 京	三栖 邦博	神奈川	上原 伸一
新 潟	中村 優晴	長 野	新井 典夫
山 梨	進藤 哲雄	富 山	近江 吉郎
石 川	桜井 紘一	福 井	神崎 貢
静 岡	立道 幸男	愛 知	朝岡 市郎
三 重	田端 隆	滋 賀	宮崎 清史
京 都	上野 浩也	大 阪	佐野 吉彦
兵 庫	外木場久雄	奈 良	泉谷 良宏
和歌山	岩橋 重文	鳥 取	山下 卓治
島 根	矢野 敏明	岡 山	貴田 茂
広 島	村田 正文	山 口	香月 直樹
徳 島	西田 功	香 川	富岡 學
愛 媛	佐々木世希	高 知	西森 敬祐
福 岡	八島 英孝	佐 賀	原田 照行
長 崎	池田 賢一	熊 本	古川 裕久
大 分	中野 満	宮 崎	甲斐 孝明
鹿児島	林 陽郎	沖 縄	新城 安雄

事 務 局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、
総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 外木場久雄(兵庫会会長)、
副議長 八島 英孝(福岡会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、外木場久雄(議長)、
山田 美光(群馬会会長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より挨拶があった。

事務局より、前回の会長会議(平成22年3月30日)以降の単位会
会長の異動について、以下11単位会の新会長紹介があった。

北海道会・西村武会長、岩手会・村上勝郎会長、静岡県・立道幸
男会長、愛知会・朝岡市郎会長、滋賀会・宮崎清史会長、鳥取会・
山下卓治会長、広島会・村田正文会長、徳島会・西田功会長、愛
媛会・佐々木世希会長、大分会・中野満会長、鹿児島会・林陽郎
会長

(1) 協議事項1. 平成21年度事業報告案について

1) 高津専務理事より、平成21年度事業報告案の概要等につい
て「第54回通常総会議案書」(以下、議案書という。)及び「平
成21年度事業報告・収支決算説明書」(以下、説明書という。)
に基づき説明がなされた。

2) 各常置委員会委員長より、担当する委員会に係る各事業報
告案等について、議案書及び説明書に基づき「総務・財務に
関すること」(山田総務・財務委員長)、「教育・情報に関する
こと」(佐野教育・情報委員長)、「業務・技術に関すること」
(木村業務・技術委員長)、「広報・渉外に関すること」(野呂広
報・渉外委員長)及び「指導運営に関すること」(髭右近指導
運営委員長)について説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成21年度収支決算案について

北野常務理事より、説明書に基づき、平成21年度収支決算案に
ついて「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登
録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

(3) 協議事項3. 任期満了に伴う役員改選について

1) 高津専務理事より、議案書に基づき、任期満了に伴う役員改
選について、平成22・23年度役員選任に関する内容について
説明がなされた。

協議事項1～3について、議長より諮ったところ平成21年度事業報
告案、平成21年度収支決算案及び任期満了に伴う役員改選につい

て了承した。

(4) 報告事項

① 建築基準法の見直しに関する検討会の状況について

三栖会長及び高津専務理事より、資料1に基づき、次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は3月8日から4月26日までの間に4回開催され、各委員による意見発表が行われた。日事連は4月1日に意見書の提出と意見陳述を行った。従来の法改正の審議会では、設計側から出ている委員が個々に意見を出していたが、そのようなやり方では意見が重視されないため、日事連、JIA、日本建築士会連合会及びBCSの四会の委員が必要に応じ連携し、共通なものについては、四会の委員の共通意見として出していくこととした。

5月26日の検討会からはテーマ別意見交換となり、同日は、構造計算適合性判定の意見交換が行われ、6月11日は建築確認審査にかかる法定期間、厳罰化についての意見交換、6月16日はその他の建築基準法関連の意見交換が行われ、3回とも、それぞれのテーマに関して四会の委員の共通追加意見を提案した。6月30日にもう1回、構造計算適合性判定他についての意見交換を行い、検討会の報告は8月以降にまとめられる予定である。また、国土交通省は、検討会での議論を進める中で、建築確認審査に係る法定期間について、実態に即した議論を行うため、設計者側・審査側それぞれに対して、確認済証が交付された構造計算適合性判定を要する物件で、確認済証交付までに長期間を要したと考える物件を抽出し、その実態に関する資料を基に検討することとなった。これについては、同省より設計者側の立場として本連合会に対し5件程度事例を抽出し、提出するよう調査の協力依頼があった。この調査は、確認済証が下りるまでに長期間を要した要因が審査側にあるのか、設計者側にあるのか或いはシステムそのものにあるのかを調べるための資料となる。本調査を実施するにあたって、平成22年1月以降に確認済証が交付された物件で、構造計算適合性判定の日

数が全国的に比較して多く費やしている地域の事例を抽出することとし、北海道会、長野会、福井会、愛知会、高知会及び沖縄会に事例抽出の協力依頼をした。

② 平成22年度建築士事務所キャンパ－ン事業実施要項について

野呂広報・渉外委員長より、資料2の平成22年度建築士事務所キャンパ－ン事業実施要項について、法定団体としての建築事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務の周知を中心に国民へ広報することとし、10月から11月を中心に全国で建築士事務所キャンパ－ンを実施する旨の報告がなされた。

③ 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施要項について

高津専務理事より、資料3の第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項に基づき、10月1日に帝国ホテルにおいて800名の参加予定で、シンポジウム、大会式典等を開催する旨の報告がなされた。

④ 日事連業務支援サービスについて

佐野教育・情報委員長より、資料4「日事連業務支援サービスのこれまでの経過概要及び業務支援サービスの終了について」に基づき、次の趣旨の報告がなされた。

日事連業務支援サービスは、平成16年3月から本サービスが開始され、プログラム利用の普及促進を図ってきた。途中、平成19年度には、プログラム提供会社から、当サービス形態でのプログラム提供が困難となった旨の申出により、15種類のサービスを終了した。また、平成20年度には利用頻度が少ないソフトウェア14種類についてサービスを終了した。

今般、プログラム提供会社である㈱構造システムより、平成22年4月1日付けで、業務支援サービスに提供しているプログラム5種類(DRA-CAD9、HOUSE-ST1、1次・2次診断ハック、HOUSE-DOC、FAP-3)を平成22年11月20日に休止したい旨連絡があった。現在、日事連業務支援サービスは15種類のソフトウェアを提供しているが、使用頻度の高い5種類のプログラムの提供が休止されると、他の4社が提供しているプログラム利用数が極めて少ないため、日事連として業務支援サービスを維持、運営すること

は困難である。このため、本年11月20日をもって、本サービスを終了することとしたい。

なお、本サービス終了後も、(株)構造システム提供のソフトウェアは、同社のASPサービスに新たに利用登録をすることにより、利用可能である。

■第54回通常総会(平成21年度決算総会)概要

1. 日 時 平成22年6月17日(木)

午後3時40分から午後4時40分まで

2. 会 場 ホテルオーク東京 別館地下2階「アスコットホール」

東京都港区虎ノ門2-10-4

3. 総会の構成者数及び出席者数

総会構成者数 46人

出席者数 46人(うち、表決委任状提出1単位会)

○表決委任を受けた者の氏名

埼玉会 栗田政明

4. 出席者の氏名

(1) 役 員

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男 山崎善利 本澤宗夫 鈴木誠一
外木場久雄 八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭 佐野吉彦 野呂敏秋 原田照行
髭右近外嘉 山田美光

理 事 秋野卓生 上野浩也 上原伸一 大野和男
水谷達郎 水庭武宣 村山高文 森野美徳
横須賀満夫

監 事 大内達史 岡田利一 速水可次

(2) 正会員・指定代表者の氏名(表決委任された者を含む)

北海道 西村 武 青森 野呂敏秋 岩手 村上勝郎
宮城 栗原憲昭 秋田 鈴木誠一 山形 伊藤 剛
福島 田畑光三 茨城 横須賀満夫 栃木 本澤宗夫
群馬 山田美光 埼玉 栗田政明 千葉 荻原幸雄

東京 三栖邦博 神奈川 上原伸一 新潟 中村優晴

長野 新井典夫 山梨 進藤哲雄 富山 近江吉郎

石川 桜井紘一 福井 神崎 貢 静岡 立道幸男

愛知 朝岡市郎 三重 田端 隆 滋賀 宮崎清史

京都 上野浩也 大阪 佐野吉彦 兵庫 外木場久雄

奈良 泉谷良宏 和歌山 岩橋重文 鳥取 山下卓治

島根 矢野敏明 岡山 貴田 茂 広島 村田正文

山口 香月直樹 徳島 西田 功 香川 富岡 學

愛媛 佐々木世希 高知 西森敬祐 福岡 八島英孝

佐賀 原田照行 長崎 池田賢一 熊本 古川裕久

大分 中野 満 宮崎 甲斐孝明 鹿児島 林 陽郎

沖縄 新城安雄

5. 司 会 前田敏明総務課長

6. 会議の成立

司会者より、出席者数は、正会員46単位会のうち正会員46単位会(表決委任状提出者を含む)が出席しているので、定款第25条により会議が成立している旨の報告がなされた。

7. 正副議長の選任

正副議長につぎの者が選任された。

議 長 八島英孝福岡会会長

副議長 本澤宗夫栃木会会長

8. 議事録署名人の選任

議事録署名人に議長・八島英孝福岡会会長、三栖邦博日事連会長及び佐野吉彦大阪会会長が選任された。

9. 議 事

(1) 第1号議案 平成21年度事業報告承認の件

第2号議案 平成21年度収支決算承認の件

議長より第1号議案及び第2号議案は関連するため、併せて審議する旨が告げられた。第1号議案については高津充良専務理事が、第2号議案については北野芳男常務理事が、それぞれ議案書3頁から24頁の内容を説明し、提案がなされた。なお、議案書10頁(一般会計正味財産増減計算書)及び23頁(収支計算書総括表)の記載事項に一部誤りがあったため修正した資料をもって説明がなされた。続いて、大内

達史監事より、議案書26頁に記載のとおり監査報告がなされた。

議長より第1号議案及び第2号議案の承認について採決したところ、拍手多数で議案書のとおりそれぞれ承認した。

(2) 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

①高津充良専務理事より、議案書27頁により役員選任数及び役員選任方法の提案がなされ、議長より同提案の承認について採決したところ拍手多数でこれを承認した。議長より高津充良専務理事に対し役員選任案の提案を求め、高津充良専務理事より役員選任案が提案された。

②議長より、役員選任案について諮ったところ、平成22・23年度の役員をつぎのとおり選任した。

- 1) 理 事 上野浩也、上原伸一、大内達史、荻原幸雄、
神崎 貢、佐野吉彦、外木場久雄、田端 隆、
富岡 學、中野 満、西村 武、野呂敏秋、
三栖邦博、宮原克平、八島英孝、山下卓治、
山田美光、秋野卓生、浅野善治、大野和男、
岡部明子、河野 久、鈴木眞生、富田 裕、
野呂幸一、馬場鍊成、水谷達郎、水庭武宣、
村山高文、森野美徳、吉田 敏、割田正雄、
高津充良、北野芳男

- 2) 監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

③正副会長、常任理事、専務理事及び常務理事の互選結果の報告
役員の選任後直ちに、選任された理事によって定款第13条第2項の正副会長、常任理事、専務理事及び常務理事を互選するための理事会が別室において開催され、その互選結果について恩田利昭事務局長より、次のとおり報告がなされた。

会長 三栖邦博

副会長 野呂敏秋、副会長 山田美光、副会長 神崎 貢、副会長 外木場久雄、副会長 山下卓治、副会長 八島英孝

常任理事 西村 武、常任理事 大内達史、常任理事 田端 隆、常任理事 上野浩也、常任理事 富岡 學、常任理事 中野 満

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

■平成22年7月常任理事会概要

1. 日 時 平成22年7月8日(木)13:25～15:50

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数 常任理事会構成者数 15名
出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 學、中野 満、
西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 三栖会長挨拶要旨

会の運営は公開、公正、公平の精神を大事にしたい。常任理事会は意志決定機関の一つであるので、決定にあたっては説明責任を果たせる意志決定を行っていききたい。常任理事会の構成理事は、決定したことをブロックに情報提供することと、会員からの意見を吸い上げる要の役割もある。意志決定する内容の企画立案は、常置委員会、特別委員会等が行うことが多くなる。常置委員会の委員長は、常任理事が担当することになり、担当副会長と協力して委員会での議論を深めて提案していただく役割もあるのでご協力願いたい。また、法定団体として建築士事務所協会が社会から信頼される団体活動をしていく必要があるとともに、日事連が提唱する建築士事務所法についても内容の理解を深め、研究を行っていききたい。

6. 議事録署名人

三栖邦博会長、外木場久雄副会長、上野浩也常任理事

7. 議事進行役

外木場久雄副会長

8. 議 事

(1) 協議事項

1) 平成22年度年次功労者表彰者について

事務局より、平成22年度年次功労者表彰候補者については表彰規程に該当する者が資料1のとおり日事連推薦5名、単位会推薦38名の合計43名となっている旨の説明がなされた。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、北海道会からは特別の事情(理由書添付)により2名となっている。表彰は平成22年10月1日開催の第35回建築士事務所全国大会式典で行う。

協議の結果、原案どおり、資料1を7月通常理事会に提案することを決めた。

2) 副会長、常任理事、理事の職務等について

会長より、副会長、常任理事、理事の職務等について資料2によって次の説明がなされた。

副会長の順序については、改選前の役職及び経験年数などを考慮した。また、副会長にも常置委員会を担当していただき、正副委員長は、常任理事及び理事があたることとした。

協議の結果、原案どおり、副会長、常任理事、理事の職務等について資料2のとおり7月通常理事会に提案することを決めた。

3) 常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について

専務理事及び事務局より、5つの常置委員会、4つの特別委員会、4つの専門委員会等の設置と委員長、委員及び5つの新しいワーキンググループ等の委員について資料3によって説明がなされた。新しいワーキンググループの設置は、前回6月の常任理事会で了承されたものである。一部の委員については調整中のため会長に一任願い、7月の通常理事会までには提案する予定である。

協議の結果、一部の委員については通常理事会に間に合うよう調整することとし、資料3を7月通常理事会に提案することを決めた。

上野常任理事より、専門委員会等の委員に新しい委員が参加していないように見受けられるがとの意見があり、専務理事より専門委員会等は、適宜委員の交代を行っているが、他に適任の委員がいれば推薦願いたい旨の回答をした。

4) 名誉会長及び相談役の委嘱について

事務局より、名誉会長及び相談役の委嘱は平成16年5月11日常任理事会決定の推薦基準に則り名誉会長1名、相談役6名について資料4によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料4の名誉会長及び相談役の委嘱について7月通常理事会に提案することを決めた。

5) 7月通常理事会の議題等について

7月通常理事会の議題等について資料5により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料5を7月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 報告事項

1) 理事会より常任理事会に委任する事項について

平成22年6月1日に開催した通常理事会で決定した平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項について、事務局より資料6によって報告がなされた。

2) 建築基準法の見直しに関する検討会について

会長及び専務理事より、資料7によって6月17日の全国会長会議で説明した以降の動きについて次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は、第8回目が6月30日に開催された。当日は構造計算適合性判定制度の実態調査資料等を基に討議した。日事連を含む建築4会の4委員の共通追加意見(構造計算適合性判定制度の改善について、再度の説明)を提案した。共通意見としては、一つの建築確認検査機関内で構造計算適合性判定が行えるようにすることである。また、国交省からは、確認済証の交付までに長期間を要した適判物件で確認審査の実態調査結果が示され、RC造とS造等の混構造建築物、設計図書の不備、申請側の回

答・対応の鈍さなどが審査の長期化の理由に挙げられた。
今回の検討会は8月5日に開催し、テーマ別意見交換(構造計算
適合性判定、大臣認定制度)が行われ、その後、国土交通省
で一定の期間をおいて整理した後に検討会が開催される
予定である。

3) 建築設計3会等意見交換会の開催について

専務理事より、資料8によって次の趣旨の報告がなされた。
国土交通省から、日事連、士会連、JIAの建築設計3会の幹
部と国土交通省とで意見交換会を行いたいとの提案があ
り、7月13日に第1回を開催したいとのことであった。この
意見交換会には三栖会長、外木場副会長、高津専務理事が
出席する。第1回は、建築確認の運用改善の施行状況につ
いて主なテーマとしている。これに関連して国土交通省から
の要請に基づき建築確認手続き等の運用改善の施行状況に
ついての問題点をアンケート調査で緊急に実施することにな
った。日事連の回答の締切は、7月23日としている。これに先
立ち現状で把握している意見があれば、この場で意見を述
べることとなったが、建築確認手続き等の運用改善の施行
が6月1日ということもあり、現時点では把握できていない
のが現状であり、もう少し時間が経過しないと問題が把握
できないとの意見が多かった。また、参考意見として運用
改善の施行以前に事実上運用改善がされている地域では
大きな変化はない。また、確認検査機関が複数あり、選択で
きる地域も6月以降に大きな変化はないこと、逆に1つの確
認検査機関しか指定されていない地域は従来から運用に
問題があり現時点でも運用改善が必要ではないかとの意
見があった。

4) 法律顧問契約について

本年6月1日に開催した通常理事会の議決に基づき、6月22
日に弁護士法人匠総合法律事務所と平成22年7月1日から1
年間(自動更新)の法律顧問契約の締結をした旨の報告が、
常務理事より資料9によってなされた。

5) (有)日事連サービスの役員について

(有)日事連サービスでは、6月24日に第17期定時株主総会を開催

し、任期満了に伴う役員改選を行い、資料10のとおり選任
された旨の報告が常務理事よりなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成22年6月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告し
た。単位会別構成員数等は資料11のとおり。

平成22年6月30日現在 正会員46団体、構成員14,864事務
所、賛助会員4社

7) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局より
それぞれ資料12、資料13により報告がなされた。

8) その他として、新公益法人制度について意見交換をした。

〈配付資料〉

資料1: 平成22年度年次功労者表彰者について(案)

資料2: 平成22・23年度副会長・常任理事・理事の職務等について
(案)

資料3: 平成22・23年度常置委員会、特別委員会、専門委員会等の設
置及び委員長、委員について(案)

資料4: 平成22・23年度名誉会長及び相談役の委嘱(案)

資料5: 平成22年7月通常理事会開催通知

資料6: 平成22年度・理事会より常任理事会に委任する事項

資料7: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料8: 建築設計3会等意見交換会の開催について

資料9: 法律顧問契約の締結報告

資料10: 有限会社日事連サービスの役員について(報告)

資料11: 会員・構成員異動報告書

資料12: 後援、協賛名義使用の件

資料13: 経過報告

参考資料1: 社団法人日本建築士事務所協会連合会定款

参考資料2: 定款施行細則

参考資料3: 日事連・平成22年度主な会議日程(予定)

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

8月31日 業務・技術委員会

9月 1日 新法人移行検討WG

2日 広報・渉外委員会

3日 教育・情報委員会

7日 指導運営委員会

9日 総務・財務委員会

15日 日事政研役員会 通常理事会

■7月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年7月1日～7月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	628	+ 4	5,307	11.8	216	+ 1	34.4
青 森	167	+ 2	1,166	14.3	31	+ 1	18.6
岩 手	252	- 1	1,238	20.4	59	+ 1	23.4
宮 城	292	+ 11	2,516	11.6	53		18.2
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	199		1,972	10.1	48		24.1
茨 城	501		2,687	18.6	135		26.9
栃 木	173		1,706	10.1	90		52.0
群 馬	175		2,203	7.9	91		52.0
埼 玉	580	+ 5	5,990	9.7	104		17.9
千 葉	431	+ 18	4,248	10.1	97		22.5
東 京	1,388	- 11	17,783	7.8	354		25.5
神奈川	789	+ 2	7,093	11.1	151		19.1
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	514	- 2	2,690	19.1	115		22.4
山 梨	113	+ 1	1,008	11.2	13	+ 1	11.5
富 山	291		1,498	19.4	54		18.6
石 川	260	- 2	1,345	19.3	51		19.6
福 井	273		1,158	23.6	59		21.6
静 岡	572		3,834	14.9	133	- 1	23.3
愛 知	612		5,849	10.5	130		21.2
三 重	184	+ 4	1,596	11.5	64		34.8
滋 賀	200		1,413	14.2	37		18.5
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	173		17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	74		609	12.2	43		58.1
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	57		12.7
広 島	384		2,852	13.5	118	+ 4	30.7
山 口	116		1,500	7.7	36		31.0
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	17	+ 1	16.8
愛 媛	126		1,456	8.7	24		19.0
高 知	147	- 1	842	17.5	16		10.9
福 岡	509	- 2	4,808	10.6	133	- 1	26.1
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	238		1,057	22.5	42	+ 1	17.6
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	201	- 1	1,213	16.6	35		17.4
宮 崎	135		1,395	9.7	66		48.9
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	186		1,417	13.1	45	+ 1	24.2
計	14,891	+ 27	122,804	12.1	3,592	+ 9	24.1

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。

会 務 月 報

第330号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第9回 教育・情報委員会 概要

日 時 平成22年4月26日(月) 14:00～16:40

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 佐野 吉彦

副委員長 宮原 克平

委員 高橋 邦雄、國分 恵之、中岡 数夫、尾添 信行、

福島 正継

担当副会長 山崎 善利

事務局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、吉田 茂、

市川 貴之、今泉 光裕、野出 友樹

欠席者 遠山 紀芳

〈配付資料〉

第8回 議事録

資料1-1 : 業務支援サービスの経過概要及び業務支援サービスの終了について

資料1-2 : 期間課金ソフトウェア(16年度～21年度)

資料1-3 : 回数課金ソフトウェア(16年度～21年度)

資料1-4 : 業務支援サービスの利用登録者数(16年度～21年度)

資料1-5 : 業務支援サービス プログラムレンタル休止のお願い(構造システム)

資料2-1 : 第3回産学連携建築教育連絡会議議事録(案)

資料2-2 : 「大学院インターシップ」の実施状況に関するアンケート」回答集計

資料3 : 平成21年度 事業報告(案)

資料4 : 平成22年度第1期受講申込者数(管理建築士講習、建築士定期講習)

資料5-1 : CPD制度ちらし((社)日本建築士会連合会)

2010-9 日事連会務月報

資料5-2 : 建築士会及び建築士会連合会によるCPD制度改革の動き等について

資料5-3 : 建築士会CPD制度の概要(士会連合会資料より抜粋)

資料5-4参考: 建築士会CPD制度について(士会連合会HPより抜粋)

資料5-5参考: プログラム認定基準

資料6 : 基礎的データ調査 集計結果一覧表

資料7 : 知事指定講習に係るアンケート調査 中間集計(平成22年4月23日時点)

議事:

1. 業務支援サービスについて

資料1-1～1-5に基づき業務支援サービスの経過概要及び業務支援サービスの終了について報告があった。

昨今の会員の利用回数の低下によって、業務支援サービスを維持・運営することが困難になり、本年11月20日をもって終了することとしたい旨の説明があった。

なお、今まで利用していた会員事務所に対しては、同サービス終了後であっても、直接プログラム提供会社からプログラムを利用することが可能である旨等、説明の資料を加えることとした。

2. インターンシップについて

資料2-1に基づき第3回産学連携建築教育連絡会議について報告があった。インターンシップ 学生の受け入れ先から以下のような意見が出ていることが報告された。

・保険や交通費等の費用に関して、受け入れ先と学校のどちらが負担するのかが曖昧である。

・受け入れ先では、学校が依頼するのだから学校側が費用を負担すべきという意見が出ている。

・インターンシップ 学生が建設現場に行くこともあるので、事故があった時どうするのか。

3. 平成21年度事業報告(案)について

資料3に基づき平成21年度事業報告(案)について報告があり、承認された。

4. 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料4に基づき平成22年度第1期受講申込者数(管理建築士講習、

建築士定期講習)について報告があった。

5. 「建築CPD情報提供制度」等について

資料5-1～5-5参考にに基づき建築CPD情報提供制度等について報告があった。それに対して、以下のような意見が出された。

- ・証明書の発行機関は普及センターに一本化すべき。
- ・法定講習をCPDの単位として認定するか否かを統一すべき。

5月18日の建築CPD運営会議では、日事連としては「各自治体に情報提供制度を採用してもらうように働きかけるべき」という意見を出すこととした。

6. 「会員建築士事務所の基礎的データ調査」の追加調査の実施状況等について

資料6に基づき基礎的データ調査集計結果一覧表について報告があった。

WEB回答に関しては、次回からはもう少し利用者が簡単にアクセスできるように改善する余地がある旨の発言があった。

また、今回の調査に関して、今後のさらなる追加調査は行わないこととし、了承された。

7. 知事指定講習に係るアンケート調査(中間集計)について

資料7に基づき知事指定講習に係るアンケート調査(中間集計)について報告があった。

現行のテキストに関して、一定の評価は得られているが、現行のテキストを基にして新しいテキストの作成を望む声が多かった旨が説明された。

今後はさらに督促をし、最終的な集計結果を各单位会へ情報提供することとした。

8. その他

委員から基礎的データ調査のデータを別の目的で利用することは可能かどうかについて質問があり、統計用としてのデータの集積、分析および管理以外には使用しないことを前提として回答していただいているので、それ以外の目的でのデータ使用は不可である旨を確認した。

■第5回全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成22年7月5日(月)10:00～12:20

会 場 帝国ホテル

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 外木場久雄、西倉努、吉川昭、宮原克平、
中澤茂、宮下登久子

(欠席)小林忠志、高木憲一

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、
前田、松谷

1. 協議事項

(1) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)会場確認について

第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の会場となる帝国ホテルを視察した。

資料1により式典会場(3階・富士の間)、記念パーティ会場(2階・孔雀の間)、来賓や大会本部の控室、シンポジウム出演者の控室等の割り振りを確認した。誘導及び案内等がスムーズに出来るように、式典及び記念パーティ会場に近い控室を全て使用することとした。なお、主な控室の割り振りについては下記のとおり。(後日調整あり)
シンポジウム出演者控室(3階・宝)、大会本部及び来賓控室(3階・錦)、記者会見(3階・雅)、来賓控室(2階・千鳥)

(建築作品パネル及びDASS、UIA関係の展示方法について)

各展示方法については、前回の大会時の展示方法と異なり、建築作品パネルについては、富士の間の出入口付近(受付前)とし、DASS及びUIA関係については、富士の間前室に展示することとした。

(大会式典会場について)

前回の大会では司会者の演台位置に問題があったため、演台位置を調整することとした。

(記念パーティ会場について)

前回の大会と同様に正副会長が入口で来賓や大会参加者を出迎えることとし、ウェブリンクについては、ソフトリンクのみで実施することとした。

(2) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営等について

資料2により第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営等について協議、検討をした。

○パネルディスカッションについて

以下のとおりで実施することとした。また、出演者候補者

として一般会員等からの選出案が出されたが、委員長に一任することとした。

パネルディスカッションのテーマ:「建築士事務所法の制定を目指して」

第一部「主旨説明」

建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長 岡本賢氏

第二部「意見交換」4名程度

・進行役 建設通信新聞社 本郷正人氏

・建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長 岡本賢氏

・法律家 谷合周三氏(弁護士)

・会員の建築設計事務所代表者等

○大会参加人数の割り当てについて

大会参加人数の割り当てについて協議、検討の結果、前回の東京開催の参加状況を勘案し、以下の考え方で、単位会へ参加申込を募ることとした。また、次回の委員会で大会参加人数状況が報告できるよう、単位会からの回答を早めることとした。

①原則、会員数の5.38%(800名÷14,853名)とする。

②但し、北海道・東北ブロックと九州・沖縄ブロックについては、前回の出席状況を勘案し、補正した。(前回の33回大会の実績)

・北海道・東北ブロック→会員数の4.3%(80名÷1,861名)とする。

※福島会については、次期全国大会の主管会であるため、参加希望数を30名とする。(福島会希望数)

・九州・沖縄ブロック→会員数の3.76%(75名÷1,991名)とする。

③関東甲信越ブロックは6.0%とする。(北海道東北ブロックと九州沖縄ブロックの減少人数を関東甲信越ブロックへ追加した。)

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、平成22年8月24日(火)14:00～17:00

(配付資料)

資料1 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)会場確認について

資料2 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営等について

■平成22年7月通常理事会概要

1. 日 時 平成22年7月21日(水)13:35～15:25

2. 会 場 日事連会議室

2010-9 日事連会務月報

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名

出席者数 31名

(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、中野 満、西村 武

理事 秋野卓生、上原伸一、大野和男、荻原幸雄、
佐野吉彦、鈴木眞生、水谷達郎、水庭武宣、
宮原克平、村山高文

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者(表決委任者)理事:

浅野善治、岡部明子、河野久、

富田 裕、森野美徳、吉田 敏、割田正雄

欠席者 常任理事:富岡 學、理事:野呂幸一、馬場錬成

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

5. 役員改選後の第1回通常理事会の開催にあたっての三栖会長の挨拶要旨

平成22・23年度は、日事連が提唱する建築士事務所法について、会員自身が法の必要性和その意味を良く理解し、議論していく必要がある。今年の建築士事務所全国大会でも「建築士事務所法の制定を目指して」のテーマでシンポジウムを行うこととしている。また、新法制度検討ワーキンググループを設置してさらに検討を進めていくこととしている。このような活動を通じて建築士事務所法の情報を共有するとともに国民の理解を得る必要がある。また、建築士事務所の役割と責務に応える建築士事務所の団体であるため、それぞれの建築士事務所が業務の適正化に努力していく必要がある。団体加入義務化の第一歩として、未加入の建築士事務所の建築士事務所協会への加入促進を図っていききたい。こ

のことを検討するため、会員増強検討ワーキンググループを設置して加入促進の実効性を上げていきたい。これらの活動を通じて次なるステージに向かっていきたい。

6. 議 事

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。
三栖邦博会長、佐野吉彦理事、上原伸一理事

(3)議決事項

1)平成22年度年次功労者表彰者の決定の件

事務局より、平成22年度年次功労者表彰候補者について7月8日に開催された常任理事会で協議した結果が資料1のとおり提案された。表彰規程に該当する者が日事連推薦候補者5名、単位会推薦候補者38名の合計43名となっている。なお、本会役員を4年以上在任し退任した者のうち、表彰規程により単位会会長を兼任している者は該当しない。また、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、北海道会からは特別の事情(理由書添付)により2名となっている。表彰は平成22年10月1日開催の第35回建築士事務所全国大会式典で行う。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを決定し、表彰を10月1日に開催する第35回建築士事務所全国大会式典(帝国ホテル東京)で行うこととした。年次功労者表彰者は次のとおりである。

①日事連推薦候補者 5名

山本茂男・在任期間理事10年(内副会長4年)、
山崎善利・在任期間理事4年(内副会長4年)
木村 旭・在任期間理事4年、髭右近外嘉・在任期間理事4年、
速水可次・在任期間監事4年

②単位会推薦候補者 38名

吉田 宏(北海道)、小野 弘(北海道)、山口 聡(青森)、
佐々木實行(岩手)、塩飽 淳(宮城)、林 明夫(秋田)、
千歳 毅(山形)、菅原良彦(福島)、内山一志(茨城)、
深津喜一(栃木)、平田 公(群馬)、佐藤啓智(埼玉)、
宮下登久子(千葉)、清水好夫(神奈川)、金田 稔(長野)、

大澤俊之(富山)、木戸口宏規(石川)、三ツ屋常雄(福井)、
堀 敏男(愛知)、西井洋一(三重)、松村和夫(滋賀)、
中村末高(京都)、桶谷清幸(大阪)、井垣 章(兵庫)、
中本 明(奈良)、野島好史(和歌山)、里見泰男(鳥取)、
三木健文(岡山)、直井稔征(広島)、山本廣明(山口)、
中岡数夫(愛媛)、田村雄一(高知)、藤本孝行(福岡)、
百武義雄(長崎)、中島勝幸(熊本)、松井健治(大分)、
中西廣三(鹿児島)、渡久山楯(沖縄)

2)副会長、常任理事、理事の職務等の決定の件

会長より、副会長、常任理事、理事の職務等について7月8日に開催された常任理事会で検討した結果が資料2によって提案された。なお、外木場久雄副会長は、日本建築士事務所政経研究会の会長を務める。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、つぎのとおりこれを決定した。

①副会長の定款第14条第2項により指定する順序

副会長名	順序
外木場 久 雄	1
八 島 英 孝	2
山 田 美 光	3
野 呂 敏 秋	4
神 崎 貢	5
山 下 卓 治	6

②副会長常任理事、理事の担当職務等

常置 委員会名	担当 副会長名	委員長名	副委員長名
総務・財務	山田美光	大内達史常任理事	西村武常任理事
教育・情報	神崎 貢	上野浩也常任理事	宮原克平 理事
業務・技術	八島英孝	田端 隆常任理事	荻原幸雄 理事
広報・渉外	野呂敏秋	富岡 學常任理事	佐野吉彦 理事
指導・運営	山下卓治	中野 満常任理事	上原伸一 理事

3)常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員の決定の件

専務理事より、常置委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について7月8日に開催された常任理事会で検討した結果が資料3によって提案された。なお、一部の委員については調整中のため会長に一任することとしたい。

議長より、同議案について諮ったところ、一部の委員については調整中のため会長に一任し、つぎのとおりこれを決定した。

①常置委員会

(i) 総務・財務委員会 担当副会長 山田美光

委員長 大内達史(常任理事)、

副委員長 西村 武(常任理事)

委員 鈴木勇人(福島)、佐々木宏幸(栃木)、

曾田賢治(富山)、高橋祥治(大阪)、

小西郁吉(広島)、井上精二(福岡)

(ii) 教育・情報委員会 担当副会長 神崎 貢

委員長 上野浩也(常任理事)、副委員長

宮原克平(理事)

委員 相場 博(青森)、遠山紀芳(新潟)、

國分恵之(三重)、尾添信行(和歌山)、

西森敬祐(高知)、岩田 守(大分)

(iii) 業務・技術委員会 担当副会長 八島英孝

委員長 田端 隆(常任理事)、副委員長 荻原幸雄(理事)

委員 遠藤昭五(山形)、新井典夫(長野)、

富田正行(愛知)、姉川博則(滋賀)、

伊藤光洋(山口)、宮脇弘明(鹿児島)

(iv) 広報・渉外委員会 担当副会長 野呂敏秋

委員長 富岡 學(常任理事)、副委員長 佐野吉彦(理事)

委員 松橋孝則(秋田)、横須賀満夫(茨城)、

伊藤典男(静岡)、高橋 宏(京都)、

丸川眞太郎(岡山)、池田賢一(長崎)

(v) 指導運営委員会 担当副会長 山下卓治

委員長 中野 満(常任理事)、副委員長 上原伸一(理事)

委員 小町屋一則(北海道)、飯窪功児(山梨)、

西川英治(石川)、前川浩二(奈良)、

西田 功(徳島)、新垣昇盛(沖縄)

② 特別委員会

(i) 日事連建築賞選考委員会(継続設置)

委員長 坂本一成(東京工業大学名誉教授)

委員 小玉祐一郎

(神戸芸術工科大学デザイン学部教授)、

佐々木基(国土交通省大臣官房審議官)、

富永 譲(法政大学デザイン工学部教授)、

森野美徳(都市ジャーナリスト)、

柳沢 厚

(株C-まち計画室代表、東洋大学非常勤講師)、

山崎善利(日事連前副会長)

(ii) 全国大会実行特別委員会(東京開催)(継続設置)

委員長 三栖邦博(会長)、副委員長 大内達史(東京)

委員 外木場久雄(兵庫)、西倉 努(東京)、

吉川 昭(神奈川)、小林忠志(神奈川)、

宮原克平(埼玉)、中澤 茂(埼玉)、

高木憲一(千葉)、宮下登久子(千葉)

(iii) 建築設計制度等対応特別委員会(継続設置)

委員長 三栖邦博(会長)、副委員長 岡本 賢(東京)

委員 佐々木宏幸(栃木)、小林志朗(東京)、

榊原信一(東京)、望月淳一(東京)、

外木場久雄(兵庫)、高津充良(日事連)

(iv) 景観・まちづくり特別委員会(継続設置)

委員長 横須賀満夫(茨城)、副委員長 福島賢哉(東京)

委員 高橋敏彦(岩手)、中村清隆(栃木)、

浅野正敏(埼玉)、川島啓道(東京)、

平山正義(神奈川)、入口嘉憲(大阪)

③ 専門委員会

(i) 構造技術専門委員会(継続設置)

委員長 西 邦弘(大阪)、副委員長 辻 英一(大阪)

委員 伊藤修二(東京)、関 洋之(東京)、

中島康之(東京)、藤村 勝(東京)、

櫻川幸夫(福井)、孕石好治(愛知)、

松本隆宏(京都)、太田 寛(大阪)、

田尻清太郎(国交省)、飯場正紀(建築研究所)、

向井昭義(国総研)、望月国宏(東京都)、

春原匡利(東京建築検査機構)

(ii) 建賠保険等調査専門委員会(継続設置)

委員長 八島英孝(業務・技術担当副会長)、

副委員長 大内達史(総務・財務委員長)

委員 岡崎健二(政策研究大学院大学)、

荻原幸雄(業務・技術副委員長)、
穴倉義昭(千葉)、宮原浩輔(東京)、
古谷雄一(神奈川)、川田隆三(大阪)

(iii) 会誌編集専門委員会(継続設置)

委員長 戸田和孝(大阪)(委員長は平成22年10月までで、
その後については委員の互選)

委員 森野美徳(理事・都市デザイナー)、
富田清一(茨城)、郡山久輝(東京)、
山崎 眞(東京)、佐藤光良(神奈川)、
未定(静岡)、吉田勝則(福井)、田島康成(大阪)

担当理事 富岡 學(広報・渉外委員長)

(iv) 管理建築士テスト専門委員会(継続設置)

委員長 岡本 賢(東京)

委員 秋野卓生(匠総合法律事務所)、
大松 敦(㈱日建設)、深井敦夫(国総研)、
中川孝昭(㈲日事連サービス)、
福井 稔(福井A・Uシステム計画)、宮原浩輔(東京)、
山口忠彦(㈱綜コンポネント)、吉田 茂(日事連)

④ ワーキンググループ

(i) 新法人移行検討ワーキンググループ(総務・財務委員会所管)

主査 大内達史(総務・財務委員長)

委員 山田美光(総務・財務担当副会長)、
鍋倉孝行(岩手会専務理事)、
今井 光(東京会専務理事)、
三杉三郎(神奈川会専務理事)、
川村浩秋(愛知会執行役員)、
岨 良政(大阪会専務理事)、
委員の公認会計士については調整中

(ii) 会員増強検討ワーキンググループ(総務・財務委員会所管)

主査 西村 武(総務・財務副委員長)

委員 山田美光(総務・財務担当副会長)、
松田純也(宮城会専務理事)、
黒済泰行(東京会世田谷支部長)、
上原伸一(神奈川会会長)、

近江美郎(富山会会長)、
戸田和孝(大阪会副会長)、
宇那木秀彦(岡山会事務局長)、
池田賢一(長崎会会長)

(iii) 管理講習会教材開発検討ワーキンググループ

(教育・情報委員会所管)

主査 岡本 賢(管理建築士テスト専門委員会委員長・東京)

委員 宮原浩輔(管理建築士テスト専門委員会委員・東京)
大松 敦(管理建築士テスト専門委員会委員・東京)
中川孝昭(管理建築士テスト専門委員会委員・(有)日
事連サービス)

吉田 茂(管理建築士テスト専門委員会委員・日事連調
査役)

秋野卓生(管理建築士テスト専門委員会委員・理事・弁
護士)

上野浩也(教育・情報委員長)

宮原克平(教育・情報副委員長)

吉田 敏(理事・産業技術大学院大学教授)

深井敦夫(国総研)

(iv) 新法制度検討ワーキンググループ

(建築設計制度等対応特別委員会所管)

主査 岡本 賢(建築設計制度等対応特別委員会副委員
長・東京)

委員 三栖邦博(建築設計制度対応特別委員会委員長・
東京)

小林志朗(建築設計制度等対応特別委員会委員・
東京)

佐々木宏幸(建築設計制度等対応特別委員会委
員・栃木)

外木場久雄(建築設計制度等対応特別委員会委員・兵庫)

高津充良(建築設計制度等対応特別委員会委員・日事連専
務理事)

秋野卓生(理事・弁護士)

浅野善治(理事・大東文化大学法科大学院教授)

河野 久(理事・青山学院大学特別招聘教授)

富田 裕(理事・弁護士・一級建築士)

(ⅴ)業務報酬基準ワーキンググループ(業務・技術委員会所管)

主 査 荻原幸雄(業務・技術委員会副委員長・千葉)

委 員 佐々木宏幸(前業務報酬基準ワーキンググループ・栃木)、生駒 勝(東京)、奥居雅人(東京)、大池真人(前業務報酬基準ワーキンググループ・東京)、水谷孝行(前業務報酬基準ワーキンググループ・東京)、八木俊樹(大阪)

4) 名誉会長及び相談役の決定の件

名誉会長及び相談役については、定款第18条、定款施行細則第11条、第13条及び平成16年5月11日常任理事会で決定した推薦基準に基づき、7月8日開催の常任理事会で検討した結果について資料4により事務局より提案された。

推薦基準(平成16年5月11日常任理事会決定)

名誉会長については、会長就任期間2期4年以上で直近の会長退任者を推薦するものとし、1名以内とする。

相談役については、副会長就任期間2期4年以上の者を推薦するものとし、相談役の通算就任期間が3期6年を超える者は推薦しないものとする。

議長より、同議案について資料4を諮ったところ、異議なく、つぎのとおりこれを決定した。

名誉会長 小川 圭一(現名誉会長)再任
(平成18年7月14日より)

相 談 役

中川 義男(現相談役) 再任(平成18年7月14日より)

小草 伸春(現相談役) 再任(平成18年7月14日より)

山口 祥悟(現相談役) 再任(平成20年7月25日より)

森 素直(現相談役) 再任(平成20年7月25日より)

山本 茂男(前副会長) 新任

理事10年(うち副会長4年)

山崎 善利(前副会長) 新任

理事4年(うち副会長4年)

(4) 報告事項

2010-9 日事連会務月報

1) 理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、6月1日の通常理事会で決定した平成22年度の理事会より常任理事会に委任する事項について資料5によって、次のとおり報告がなされた。

・定款上の規定

定款第30条

2 常任理事会は、次の事項を議決する。

(1) 理事会の議決により委任された事項

(2) 緊急に処理すべき事項

3 前項第2号の規定により常任理事会が議決した事項は、理事会に報告しその承認を得なければならない。

・理事会より常任理事会に委任する事項は次のとおりとする。

1. 理事会の議決により委任された事項(定款30条第2項第1号関係)

(1) 建築士事務所全国大会の実施に係る諸事項

(2) 建築士事務所のキャンペーンの実施に係る諸事項

(3) 年次功労表彰者及び日事連建築賞の受賞者の決定

(4) 建築士事務所協会全国会長会議の実施に係る事項

2. 緊急に処理すべき事項(定款第30条第2項第2号関係)

(1) 事業計画記載事業で緊急を要する事業の実施

(2) 緊急を要する委員会の委員の選任、変更、追加

(3) 対外関係で緊急を要する事項

2) 建築基準法の見直しに関する検討会について

専務理事より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は第1回目が3月8日に開催された以降4月26日までの間に4回開催され、各委員による意見発表が行われた。4月1日に三栖会長が委員の一人として意見書の提出と意見陳述を行った。また、検討会とは別に建築設計界の意見を共通化できるものについては共通化していくため、建築設計4会で委員等による意見交換会を5月10日に実施した。今後も必要な意見交換をして、必要に応じ連携していくこととした。5月26日の検討会からはテーマ別意見交換が行われ、同日は、構造計算適合性判定の意見交換が行われ、同テーマに関して4委員の共通追加意見を提案した。6月11日は、建築確認審査にかかる法定

期間、厳罰化についての意見交換が行われ、同テーマに関して4委員の共通追加意見を提案した。6月16日は、その他の建築基準法関連の意見交換が行われ、同テーマに関して4委員の共通追加意見を提案した。第8回目が6月30日に開催され、当日は構造計算適合性判定制度の実態調査資料等を基に討議した。日事連を含む建築4会の4委員の共通追加意見(構造計算適合性判定制度の改善について、再度の説明)を提案した。共通意見としては、一つの建築確認検査機関内で構造計算適合性判定が行えるようにすることである。また、国交省からは、確認済証の交付までに長期間を要した適判物件で確認審査の実態調査結果が示され、RC造とS造等の混構造建築物、設計図書の不備、申請側の回答・対応の鈍さなどが審査の長期化の理由に挙げられた。次回の検討会は8月5日に開催し、テーマ別意見交換(構造計算適合性判定、大臣認定制度)が行われ、その後、国土交通省で一定の期間において整理した後に検討会が開催される予定である。

これに関連して、荻原理事から確認審査の厳格化の現状は家造り、ものづくりの観点からすると設計への意欲がそがれるとの意見があり、秋野理事(弁護士)へ参考意見を求める発言があった。秋野理事は、建築基準法の見直しに関する検討会を傍聴しているわけではないが、法律相談を受けている範囲では、建築確認検査機関の審査期間が長期化している事例に基づくトラブル事例が発生しているので改善する検討は進めていただきたい。厳罰化についてはどのような手続きで遂行するのか議論を深めていただきたいとの意見であった。

3) 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について

専務理事より資料7に基づき次の報告がなされた。

内閣府行政刷新会議事務局より各府省に対して、政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について作業依頼がなされた。国土交通省住宅局建築指導課は、所管の各団体へヒアリング調査及び資料の提出等を求めている。日事連もその対象となり対応しているところである。現時点では内部留保に関連して3つの特定積立預金の使途等についての詳細な説明資料等を求められているところである。今後、局内及び省内での検討結果を踏まえ、それぞれの段階を経て9月末を目途に内閣府行政刷新会議事務局

に報告がなされる予定であるが、その行く末は予断を許さない状況となっている。

4) 法律顧問契約について

本年6月1日に開催した通常理事会の議決に基づき、6月22日に弁護士法人匠総合法律事務所と平成22年7月1日から1年間(自動更新)の法律顧問契約の締結をした旨の報告が、常務理事より資料8によってなされた。

5) (有)日事連サービスの役員について

(有)日事連サービスでは、6月24日に第17期定時株主総会を開催し、任期満了に伴う役員改選を行い、資料9のとおり選任された旨の報告が常務理事よりなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成22年5月末日、6月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料10の通り。

平成22年5月31日現在

正会員46団体、構成員14,852事務所、賛助会員4社

平成22年6月30日現在

正会員46団体、構成員14,864事務所、賛助会員4社

<配付資料>

資料1: 平成22年度年次功労者表彰者について(案)

資料2: 平成22・23年度副会長・常任理事・理事の職務等について(案)

資料3: 平成22・23年度常置委員会、特別委員会、専門委員会等の設置及び委員長、委員について(案)

資料4: 平成22・23年度名誉会長及び相談役の委嘱(案)

資料5: 平成22年度・理事会より常任理事会に委任する事項

資料6: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料7: 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について(作業依頼)

資料8: 法律顧問契約の締結報告

資料9: 有限会社日事連サービスの役員について(報告)

資料10: 会員・構成員異動報告書

参考資料1: 社団法人日本建築士事務所協会連合会定款

参考資料2: 定款施行細則

■平成22年8月常任理事会概要

1. 日 時 平成22年8月27日(金)13:30～15:10

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数 常任理事会構成者数 15名
出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、山田美光、野呂敏秋、神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、

西村 武

欠 席 者 八島英孝副会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山田美光副会長、大内達史常任理事

6. 議事進行役

山田美光副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

1) 平成22年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局より、資料1によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の
審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

①本年度は、一般建築部門79点、小規模建築部門87点の合計166
点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経
て、31単位会から一般建築部門27点、小規模建築部門27の合計
54点の建築作品が日事連に応募された。今回は昨年度の過去
最多に続いた応募数となった。②第2次審査では、一般建築部
門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選
定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞

及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門5
作品について現地審査を行った。③現地審査は7月8日から8月
6日にかけて行い、その結果を踏まえ8月6日の最終選考委員会
で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連
会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部
門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及
び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行った。なお、本
年度は一定の条件の下で会員外からの応募を可能としたこと
により、小規模建築部門の受賞作品8点のうち、6点が会員外の
建築士事務所が受賞した。

以上の説明の後、平成22年度日事連建築賞の表彰者決定につ
いて諮ったところ、異議なく次のとおり平成22年度日事連建
築賞の表彰者を決定した。

一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通 大臣賞	茨 城	行方市立玉造中学 校	㈱横須賀満夫建築 設計事務所
優秀賞	大 阪	シコービルディング	㈱竹中工務店大阪 一級建築士事務所
優秀賞	東 京	神保町シアタービル	㈱日建設計一級建 築士事務所
優秀賞	東 京	前川製作所新本社 ビル	大成建設㈱一級建 築士事務所
奨励賞	大 阪	大手前大学さくら 夙川キャンパスステイラ イブラー “CELL”	㈱日建設計大阪オ フィス一級建築士事 務所
奨励賞	長 崎	諫早市 こどもの 城	㈱池田設計
奨励賞	北海道	国立大学法人北海 道大学工学部建築 ・都市スタジオ棟	㈱北海道日建設計
奨励賞	長 野	川上村立川上中学 校	㈱エーエ設計
奨励賞	福 岡	かごしま環境未来 館	㈱日建設計一級建 築士事務所

小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連 会長賞	大 阪	あけぼの学園 南 楓亭	㈲無有建築工房
優秀賞	東 京	星野哲郎記念館	㈱佐藤総合計画
優秀賞	千 葉	House in TATEYAMA	fuse atelier
優秀賞	東 京	軒の家	㈱吉村靖孝建築設 計事務所
奨励賞	兵 庫	Stairs-House	㈱ y+M design office

奨励賞	青 森	桂木の家	フクシアンド・フクシ建築事務所
奨励賞	京 都	House Twisted	アルファヴィル一級建築士事務所
奨励賞	宮 城	囲い庭に埋もれる平屋	(有)都市建築設計集団

2) 平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項の一部変更の件

会長及び事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項は、全国大会実行特別委員会での検討結果を踏まえ、6月の通常理事会で決定されている。その後、全国大会実行特別委員会ですらに検討を進めた結果、現在の大会テーマ「建築士事務所法の制定を目指して」では決起集会的な受取方をされ、直接的すぎるため、国や他の建築関係団体の方々に参加しやすい大会テーマに変更したいとの意見もあることから、大会テーマを趣旨を変更せずに幅広くとらえられる「建築設計・工事監理業の確立に向けて」と変更し、シボジムのサブテーマとして「建築士事務所法はなぜ必要か」としたい。また、調整中であったシボジムのパネリスト3名(岡本賢・日事連建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長、谷合周三・弁護士、河野進・(株)河野進設計事務所)とコーディネーター1名(本郷正人・日刊建設通信新聞社)について決定した。

以上の説明の後、平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項の一部変更について諮ったところ、異議なく資料2のとおりこれを決定した。

(2) 協議事項

1) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

事務局より、資料3によって第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の当日の運営について、リハール、記者会見、シボジム、大会式典、記念パーティ等の正副会長等の担当役割、時間帯及び来賓等の説明及び確認がなされた。また、外木場副会長より、大会式典は民主党常任幹事会議長の祝辞及び自由民主党建築設計議員連盟会長の祝辞を予定しているが、記念パーティは国会議員の出席は予定していない旨の説明があった。

協議の結果、第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営

については、資料3のとおり運営することを決めた。

2) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

①平成21年11月通常理事会で適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、財政安定積立預金の安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが決定されたが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討することになっている。この経費負担率等の見直しは、登録者数が7,185名(平成21年3月末の登録者数)で推移すると仮定した場合の登録収入に対するものである。

②平成22年度の適合証明業務登録の新規、更新登録を行ったところ約6,100名(平成22年7月末の速報数)となった。これは更新前登録者数の7,326名(平成22年3月末の登録者数)に比して約17%減となった。

このような現状により、当面の登録制度の維持及び存続のため(平成24年度の適合証明業務の新規、更新登録制度の維持)再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定積立預金の安定化を図る改善策を考えなければならない事態が生じた。また、住宅金融支援機構から、この登録制度は支援機構としても重要であると考えているが、平成24年度以降に、この登録制度を登録機関が財政上の都合で実施できない場合は、それなりの制度変更の準備期間が必要であるため平成23年2月上旬迄には方針を決定してほしい旨の申し出が8月にあった。

このため、再度、財政安定積立預金の安定化を図る改善策を検討する必要性が生じてきた。このことについては総務・財務委員会で検討をすることとしたい。

③再度の財政安定積立預金の安定化を図る改善策として検討を要する事項等は次の方向について検討することとしたい。

i. 緊急に改善する措置の検討(22年度対応)

適合証明技術者講習会費の収支は、これまでは一般会

計の講演講習に係る収支として処理してきたが、平成22年度の予算更正時に一般会計の講演講習科目に係る収支の内、適合証明技術者講習会費の収支部分を適合証明業務登録機関特別会計に移動し講演講習に係る収支科目として新設する検討。

ii. 平成23年度、24年度に向けての改善検討を要する事項

- ・日事連の登録機関特別会計の事務所費、人件費の経費負担率の再検討。(23年度対応)
- ・適合証明技術者登録料の値上げの検討。(24年度対応)
- ・適合証明技術者講習会費の単位会卸値の検討。(24年度対応)

iii. 登録制度の今後の方針についての検討等

協議の結果、資料4のとおり、今後、総務・財務委員会で適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討を行うこととした。

3) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料5により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料5を9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 建築基準法の見直しに関する検討会の状況について

会長及び専務理事より、資料6によって7月21日の通常理事会で説明した以降の動きについて次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は、第9回目が8月5日に開催された。当日は構造計算適合性判定制度を中心に議論され、テーマ別の意見交換に区切りをつけた。第10回目は9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示される予定である。検討会の意見を受けて国土交通省政務三役が判断することになるとのことである。

2) 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組への対応状況について

専務理事より資料7に基づき次の報告がなされた。

内閣府行政刷新会議事務局より各府省に対して、政府系公益

法人の抜本改革に向けた取組について緊急の作業依頼がなされた。国土交通省住宅局建築指導課は、所管の各団体へヒアリング調査及び資料の提出等を求めている。日事連もその対象となり対応しているところである。現時点では内部留保に関連して3つの特定積立預金の使途等についての詳細な説明資料等を求められているところであり、提出期間が短いため、その都度、会長等と相談しながら説明資料を作成して対応している段階である。今後、省内での検討結果を踏まえ、それぞれの段階の指導を経て9月末を目途に内閣府行政刷新会議に報告がなされる予定である。今後のそれぞれの段階での対応は予断を許さない状況であるが、今後もその都度会長等と相談しながら対応していきたい。

3) 会員・構成員異動報告

平成22年7月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料8のとおり。

平成22年7月31日現在 正会員46団体、構成員14,890事務所、賛助会員4社

4) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料9、資料10により報告がなされた。

〈配付資料〉

資料1: 平成22年度「日事連建築賞」審査報告

資料2: 平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項

資料3: 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

資料4: 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

資料5: 平成22年9月通常理事会開催通知

資料6: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料7: 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について(作業依頼)

資料8: 会員・構成員異動報告書

資料9: 後援、協賛名義使用の件

資料10: 経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成22年

10月12日 新法人移行検討WG

15日 会員増強検討WG

■8月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年8月1日～8月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	628		5,307	11.8	216		34.4
青 森	167		1,166	14.3	32	+ 1	19.2
岩 手	253	+ 1	1,238	20.4	59		23.3
宮 城	292		2,516	11.6	53		18.2
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	200	+ 1	1,972	10.1	49	+ 1	24.5
茨 城	501		2,687	18.6	135		26.9
栃 木	173		1,706	10.1	91	+ 1	52.6
群 馬	175		2,203	7.9	92	+ 1	52.6
埼 玉	579	- 1	5,990	9.7	104		18.0
千 葉	431		4,248	10.1	98	+ 1	22.7
東 京	1,380	- 8	17,783	7.8	357	+ 3	25.9
神奈川	784	- 5	7,093	11.1	152	+ 1	19.4
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	514		2,690	19.1	115		22.4
山 梨	113		1,008	11.2	13		11.5
富 山	291		1,498	19.4	55	+ 1	18.9
石 川	260		1,345	19.3	51		19.6
福 井	269	- 4	1,158	23.2	59		21.9
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	609	- 3	5,849	10.4	130		21.3
三 重	184		1,596	11.5	64		34.8
滋 賀	200		1,413	14.2	37		18.5
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	173		17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	74		609	12.2	43		58.1
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	57		12.7
広 島	384		2,852	13.5	120	+ 2	31.3
山 口	116		1,500	7.7	37	+ 1	31.9
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	17		16.8
愛 媛	126		1,456	8.7	24		19.0
高 知	147		842	17.5	16		10.9
福 岡	509		4,808	10.6	133		26.1
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	237	- 1	1,057	22.4	42		17.7
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	201		1,213	16.6	35		17.4
宮 崎	135		1,395	9.7	66		48.9
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	186		1,417	13.1	45		24.2
計	14,871	- 20	122,804	12.1	3,605	+ 13	24.2

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。

会 務 月 報

第331号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第7回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日 時 平成22年6月30日(水)14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出 席 者 委員長・横須賀満夫、副委員長・福島賢哉、

委 員 高橋敏彦、浅野正、川島啓道、平山正義、入口嘉憲

欠 席 者 委員・中村清隆

〈配付資料〉

資料1:第2回・第3回景観形成・まちづくり推進協議会WG資料

資料2:平成22年度担い手事業支援団体への専門家派遣の対応について

資料3:景観・まちづくり活動状況調査項目(案)

議 事

1. 第2回(5/25)、第3回(6/10)景観形成・まちづくり推進協議会WG 報告

福島副委員長及び浅野委員より、第2回及び第3回景観形成・まちづくり推進協議会WGの議事、報告が資料1により以下のとおりなされた。

平成22年度すまい・まちづくり担い手事業「建築・まちなみ部門」へは97団体の応募があり、6月4日に景観・まちづくり推進協議会が開催され、採択団体が決定されることとなった。6月10日開催の第3回WGでは、推進協議会での選定結果として64団体が支援団体として仮選定された旨の報告があり、支援団体の要請内容を検討した結果、16団体に専門家を派遣することに決定した。次回WGで5団体から推薦された専門家により支援団体への派遣を決定する。なお、支援団体の公表は6月21日(月)を予定している。

今年度の専門家派遣については地域に近い方を選定し、該当者がいない場合は東京から派遣する。また、専門家の年代層が高くなっているため、若い専門家を養成したい。

2. 平成22年度担い手事業支援団体への専門家派遣の対応について

平成22年度支援団体への専門家派遣について、日事連としては以下のとおり委員を推薦することとした。

広瀬川まちづくり倶楽部	川島委員
ORP(大町通り活性化協議会)	高橋委員
街・建築・文化再生集団	浅野委員
浦賀歴史研究所	川島委員
山梨県広告美術業協同組合	福島副委員長
吉野山まちづくり協議会	入口委員
唐津街道姪浜まちづくり協議会	川島委員
プロジェクト外南からの潮流	平山委員
越谷街づくり協調会	高橋委員

3. 景観・まちづくり活動状況等調査項目について

調査項目としては、前回委員会で4項目が決定しており、各委員よりいただいた意見をもとに修正した調査項目(案)を検討した結果、以下のとおり再修正し単位会へ依頼することとした。

項目1. 貴会では景観整備機構の指定を受けていますか。

回答項目を「①都道府県で受けている ②市区町村で受けている ③受けていない」とし、指定を受けている場合の記載欄を増やす。

項目2. 及び3. は修正なし

項目4. 貴会において積極的に地域で景観・まちづくり活動を実施し、実績を上げている会員の紹介

・建築士以外の資格の有無については、記載してもらうのではなく、以下の資格から選んでもらうこととする。

建築士、技術士、再開発プランナー、中小企業診断士、その他()

・得意分野の項目を以下の13項目に増やす。

コミュニティの再生、商業活性・商店街活性、都市防災、木造密

集市街地の改善、景観形成、景観教育、歴史的まちなみ
保存・保全、環境調和型まちづくり、地域福祉、ユニバーサル
デザイン、地域交通システム、再開発、その他（ ）

次回委員会 平成22年9月17日(金)14:00～16:00

■第6回全国大会実行特別委員会(東京開催)議事概要

日 時 平成22年8月24日(火)14:00～15:50

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 外木場久雄、西倉努、小林忠志、宮原克平、中澤茂、
高木憲一、宮下登久子
(欠席) 吉川昭

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、前田、松谷

1. 議事

1) 大会実施要項の一部修正について

委員長より大会実施要項の一部修正について資料1によって説明がなされた。

大会実施要項については、6月の通常理事会で大会テーマを「建築士事務所法の制定を目指して」と決定されていたが、国や他の建築関係団体の方々が参加しやすい大会テーマに変更したいとの意見もあることから、再検討した結果、大会テーマを趣旨を変更せずに幅広くとらえられる「建築設計・工事監理業の確立に向けて」と変更し、シンポジウムのサブテーマとして「建築士事務所法はなぜ必要か」と変更し了承された。また、大会実施要項の一部修正については8月27日開催の常任理事会の専決事項とする。

2) シンポジウムの進め方と出演者について

事務局よりシンポジウムの進め方と出演者について資料2によって説明がなされた。

調整中だったパネリストについては以下のとおり決定し、シンポジウムを実施することとした。

シンポジウムのテーマ:「建築設計・工事監理業の確立に向けて」

～建築士事務所法はなぜ必要か～

第一部「主旨説明」

建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長

岡本賢氏

第二部「意見交換」

(コーディネーター) 日刊建設通信新聞社

本郷正人氏

(パネリスト)

建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長

岡本賢氏

谷合周三法律事務所・弁護士

谷合周三氏

(株)河野進設計事務所

河野進氏

3) 大会式典等の運営及び役員等の役割について

事務局より第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の当日の運営について資料3によってリハーサル、記者会見、シンポジウム、大会式典、記念パーティ等の正副会長等の担当役割、時間帯及び来賓等の説明及び確認がなされた。大会式典は民主党常任幹事会議長の祝辞及び自由民主党建築設計議員連盟会長の祝辞を予定しているが、欠席の場合はメッセージの代読など出席状況によって対応していくこととした。

4) 大会招待者案及び大会参加申込状況について

事務局より大会招待者案及び大会参加申込状況について資料4によって説明がなされた。国会議員の招待については、今大会は民主党常任幹事会議長及び自由民主党建築設計議員連盟会長を大会式典のみ招待することとした。他、他団体の招待者については追加等を行い、事務局より招待者へ大会案内を送付することとした。また、単位会の参加数が8月24日現在で770名となっている。関東甲信越ブロック以外のブロックは参加人数が依頼人数にほぼ達している。関東甲信越ブロックについては大会実行特別委員の所属単位会を中心に委員を通じて増員を図ることとした。

5) 大会プログラムの作成について

事務局より、大会プログラムの準備状況について資料5によって説明がなされた。現在、入稿の準備を進めており、事務局で校正を行う。表紙部分のライニングについては、色見本を参考とし検討をした結果、「グリーン(DIC18版92)」に決定した。

次回委員会の開催は、平成22年9月9日(木)10:00～12:00

〔配付資料〕

資料1 大会実施要項の一部修正について

資料2 シンポジウムの進め方と出演者について

資料3 大会式典等の運営及び役員等の役割について

資料4 大会招待者案及び大会参加申込状況について

資料5 大会プログラムの作成について

■第1回 業務・技術委員会 議事概要

〔日 時〕 平成22年8月31日(火) 14:00～16:30

〔会 場〕 日事連会議室

〔出席者〕 委員長:田端 隆 副委員長:荻原幸雄

委員:新井典夫、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、
宮脇弘明

担当副会長:八島英孝

(欠席:遠藤昭五)

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

〔配付資料〕

業務・技術委員会委員名簿

資料1:日事連機構、平成22年度業務・技術に関する事業計画

資料2:業務・技術委員会レポート「建築士事務所の技術者人件費等」

資料3:「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の
講習会」の継続実施について(案)

資料4:合法木材普及拡大部会関係資料

資料5:業務報酬基準ワーキンググループ 関係資料

資料6:地球温暖化対策アクションプラン策定委員会関係資料

資料7:構造技術専門委員会議事録

資料8:建賠保険等調査専門委員会関係資料

議事

1. 協議事項

(1) 業務・技術委員会レポート「建築士事務所の技術者人件費等」につ
いて

毎年業務・技術委員会レポートとして、本会会誌「Argus-eye」11月
号及び本会ホームページに掲載している業務報酬に関する資料に
ついて、技術者日額及び直接人件費の考え方についての説明

2010-9 日事連会務月報

文と厚生労働省の統計資料である賃金構造基本統計調査結果
(平成21年6月に実施した調査結果)の一級建築士の賃金データ、
また建設業の所定内給与対前年同月比の数値等を更新した内
容を資料2に基づき事務局より説明し、継続掲載について提案
した。

○協議の結果、提案の内容のとおり掲載することを決定した。

(2) 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の講習
について

資料3により震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定
基準及び復旧技術指針の講習会の継続実施について事務局よ
り説明がなされた。

講習の内容としては、木造編と全構造編の二つのプログラムを作
り、単位会の実状に応じて選択できるようにした。また、テキスト
については、(財)日本建築防災協会において木造編を改訂、S
造及びRC造では従来の内容に加えて、被災度区分判定結果と
判定事例の解説書の資料も作り講習内容に盛り込むこととし
た。

○協議の結果、講習内容について了承し実施することを決定
した。

(3) 合法木材普及拡大部会の当委員会からの委員推薦について

合法性等の証明された木材・木材製品の普及拡大を行うため、
(社)全国木材組合連合会(部会事務局)において「合法木材普
及拡大部会」を設置し活動を行っており、本会から業務・
技術委員会の委員を派遣している(資料4)。この程、業務・技術
委員会の委員が交代されたため、新たに当委員会から委員を
推薦したい旨、事務局より依頼がなされた。

○協議の結果、千葉会の荻原副委員長を推薦し同部会に出席
することを決定した。

(4) その他

最低制限価格が設定されている県と設定されていない県が見
受けられるが、実態を把握し、確認するために全国の単位会を
通じてアンケートをとってほしいとの提案がなされた。アンケートを実
施するならば、制限価格の有無だけでなく、関係方面への折衝
に役立つデータでなければならない。また、都道府県及び市町村

の予算を作る時期も視野に入れて取りまとめる必要がある。
このことについて協議した結果、単位会に依頼するアンケートの組み立て等について以下のとおり進めることとした。

- ①アンケートの対象は、市町村まで枠を広げると世の中の実態がわからないままのデータが出てくるため、市町村への折衝に役立つデータにするためにも「都道府県」、「県庁所在市」及び「政令指定都市」を対象としたらどうか。
- ②単位会において、都道府県等に尋ねる調査票の設問として、「基本項目」及び聞いておきたい「追加項目」を各委員よりEメールで早い時期に提出してもらう。
- ③提出された各委員の項目等について、田端委員長と荻原副委員長の間で内容を調整、叩き台を作成し、次回委員会で検討することとする。

2. 報告事項

- (1) 当委員会に係る分担事項及び平成22年度事業計画の確認について
事務局より資料1を提出し、当委員会の中に構造技術専門委員会、業務報酬基準ワーキンググループ及び建賠保険等調査専門委員会が設置されていること、また業務・技術に関する事業計画として7項目の事業が挙げられていることについて確認した。
- (2) 業務報酬基準ワーキンググループの報告について
国の業務報酬基準に関連して運用指針の作成や業務報酬基準の定期的見直しに向けた(財)建築技術教育普及センター等の検討作業に対して、日事連の意見を機動的にとりまとめるため、業務報酬基準ワーキンググループを設置し検討を開始した。
主査には当委員会の荻原副委員長が就任したこと、また業務報酬基準の適正活用検討研究会の検討内容について資料5に基づき事務局より報告がなされた。
- (3) 建築分野の地球温暖化対策アクション策定委員会の報告について
資料6により8/11に行われた策定委員会について、当委員会から八島担当副会長が出席されており、(社)日本建築学会提言「カーボンニュートラル」に示された行動計画を具体化するための課題等について同副会長より報告がなされた。
- (4) 構造技術専門委員会の報告について

資料7の構造技術専門委員会議事概要に基づき、建築基準法改正後の構造技術の諸状況や検討状況について事務局より報告がなされた。

(5) 建賠保険等調査専門委員会の検討状況について

資料8により建賠保険等調査専門委員会の活動状況について、同専門委員長の八島担当副会長及び事務局より報告がなされた。

建賠保険の支払い対象が滅失・破損が条件とされているため、加入のメリットがないように思われていることもあり、今後専門委員会で保険の支払い対象を拡大すること等を課題に上げて検討していく予定である。

◎次回委員会 平成22年10月27日(水) 14:00～16:30 日事連会議室

■第1回 教育・情報委員会 議事概要

日 時 平成22年9月3日(金) 14:00～16:10

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委 員 相場 博、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、岩田 守

事務局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、吉田 茂、

市川 貴之、野出 友樹、夏目 浩行

欠席者 西森 敬祐、神崎 貢(担当副会長)

〈配付資料〉

委員名簿

前回議事録

資料1 : 平成22年度教育・情報委員会事業計画

資料2 : 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料3 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

資料4 : 会員建築士事務所の基礎的データ調査集計結果一覧表

資料5 : 産学連携建築教育会議資料(抜粋)

資料6 : 管理講習会教材開発検討ワーキンググループ(WG)について
議事

(1) 平成22年度事業計画等について

資料1に基づき平成22年度教育・情報委員会事業計画等について報告があった。事業計画等に関する質問・意見等については、議題2以降の個別項目ごとの説明時に取り扱うこととした。

(2) 法定講習の実施状況等について

資料2に基づき法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について報告があった。単位会における実施状況や問題点等について、委員より以下の発言があった。

- ・民間の実施機関の方が受講料が安いので、そちらへ受講者が流れている。
- ・民間のようにビデオ講習にしないとコストを下げられないのではないかな。
- ・申込期間が短いので、随時受付にしてほしい。

→「今までも単位会より同様の要望があり、普及センターに要望し、一定の改善が図られている。ただし、管理建築士講習は受講資格の審査が必要であり、それに一定期間を要するため、随時受付にするのは難しいと思われる。」との説明が事務局よりなされた。

「受講料を下げる方法はあるのか」という問題について、各委員がそれぞれのブロック協議会で話し合ってもらい、次回委員会で報告することとなった。

(3) 建築CPD情報提供制度について

資料3に基づき建築CPD情報提供制度の動き等について報告があり、委員より以下の意見等が出された。

- ・制度の普及促進に向けて、もっと教育普及センターに努力してほしい。
- ・単位会は具体的に何をすれば良いのか、また、どう動けば良いのかわからない。

→「自治体への本制度の採用要望や、プログラム申請と併せた会員への活用促進の周知をして頂きたい」との説明が事務局よりなされた。

(4) 会員建築士事務所の基礎的アンケート調査について

資料4に基づき会員建築士事務所の基礎的アンケート調査の結果について報告があった。ウェブ回答に関して、プログラム上の都合に

より、回答の途中で保存ができない等の利便性に欠ける点が指摘され、今後の改善点とした。また、今後、同調査結果を基に報告書を取りまとめることとした。

(5) インターンシップについて

資料5に基づきインターンシップの現状等について報告があった。今回の産学連携建築教育連絡会議から、佐野前委員長に代わり上野委員長が出席することが承認された。

(6) 管理講習会教材開発検討WGについて

資料6に基づき今月22日にスタートする管理講習会教材開発検討WGの概要について報告があった。同WGの内容や進捗状況等については、同WGの委員に就任する上野委員長及び宮原副委員長に、適宜、本委員会に報告を行って頂き、必要な調整を図ることとした。

(7) その他

次回委員会 11月15日(月)14:00～16:00

■第1回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成22年9月7日(火) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:中野満 副委員長:上原伸一

委 員: 小町屋一則、飯窪功児、西川英治、前川浩二、
西田功、新垣昇盛

担当副会長: 山下卓治

事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

＜提出資料＞

資料1 平成22年度 指導運営に関する事業等について

資料2 苦情の解決業務の参考事例集作成 年間スケジュール(予定)

参考資料 苦情の解決業務育成支援制度の創設(平成20年9月)

参考資料 非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止(弁護士法条文)

配布資料 苦情の解決業務の参考事例集(平成21年度下半期)

配布資料 苦情の解決業務の規程等関係資料

配布資料 指導運営委員会 委員名簿

議事1. 平成22年度 指導運営に関する事業等について

平成22年度の指導運営に関する事業計画及び平成21年度の事業について、資料1に基づき事務局から報告がなされ、各委員において確認した。

議事2. 苦情の解決業務の参考事例集(平成21年度下半期)の発行について

配布資料の苦情の解決業務の参考事例集(平成21年度下半期)および資料2の苦情の解決業務の参考事例集作成に関わる年間スケジュール(予定)について事務局から説明がなされた。また、事例集に掲載されている該当単位会の委員より苦情の内容等の説明があった。

業務台帳の書式をもっと簡略化して書けるようにできないかという意見があり、それに対して、苦情解決業務フローの順序に従うとこの書き方になるとの説明が事務局よりなされた。

また、東海北陸ブロック協議会で、斡旋業務において相談者からお金を取れないのかという意見が出たが、弁護士法に抵触するのでできない旨を確認した。

議事3. 苦情の解決業務育成支援制度の報告等について

参考資料の苦情の解決業務育成支援制度の創設(平成20年9月)に基づき事務局から説明がなされた。

現在、上半期・下半期に分けて参考事例集を作成しているが、来年3月まで単位会から個別レポートが提供されて事例集を作成すれば、4回発行することになる。なお、個別レポート提出による助成は平成23年3月までとし、その後どのようにするかは未定となっている。この支援制度の方法以外でも色々な方策があるかもしれないので、今後どのような形でやっていくかについて当委員会で方針等を決めることとなった。

◎苦情の解決業務育成支援制度の平成23年4月以降の方策等について、各委員より10月29日(金)までに事務局宛てEメール等で提案書を送付することとした。

議事4. その他

以下の意見があった。

○なぜ電話相談のみの案件は苦情相談申込書受付件数に入らないのか。電話相談だけであっても、苦情の解決業務として計上し

ても良いのではないか。

→規程モデル等を作成した苦情の解決業務対応ワーキングチームでは、「法律上の苦情の解決業務の範囲のみを受け付けることにして、実際に申込書の提出があって苦情の解決に該当するものを対象とする」としたことを事務局より説明した。

→ただし、苦情解決業務フローに「電話相談のみで解決した場合は、電話対応者又は相談員が相談記録を作成して申込書に代える。」とあること、また法定団体として電話相談で対応していることも記録として残すことは大切なことという意見もあるので、今後の検討課題とした。

次回委員会 11月25日(木)14:00～16:00

第7回全国大会実行特別委員会(東京開催) 議事概要

日 時 平成22年9月9日(木)10:00～12:15

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 外木場久雄、西倉努、小林忠志、宮原克平、中澤茂、高木憲一、宮下登久子

(欠席) 吉川昭

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、前田、千浜、松谷

1. 議事

1) 大会招待者及び大会参加者状況等について

事務局より、大会参加申込状況等について資料1によって説明がなされた。

単位会の参加数が9月9日現在で822名となり、併せて来賓の出欠状況について確認をした。また、記念パーティの来賓紹介では、関係団体の会長及び理事長が出席している場合は団体名、役職、名前を紹介することとした。

2) 大会式典等の運営及び役員等の役割について

事務局より、大会式典等の運営及び役員等の役割について資料2によって説明がなされた。大会式典では来賓祝辞の後、祝電披露(割愛する場合もあり)を行う。記念パーティでは来賓祝辞及び乾杯

の発声をお願いする関係団体の会長が欠席の場合は副会長に代理出席をお願いすることで調整をしていく。国会議員(大会式典のみ出席)、国土交通省の幹部の出席については直近まで調整があるため事務局で都度確認を行う。また、シボ・ジウムから記念パーティの司会については、プロの司会者(石田優子氏)に依頼をすることとした。

その他、大会当日の日事連役員等の役割について確認を行い、記念パーティでは常任理事についても前回の東京開催と同様に会長、副会長とともに来賓の接待に務めてもらうこととした。また、大会実行委員についてはシボ・ジウムでのパ・初対への対応、来賓誘導及び案内業務等の役割分担を決定し、運営にあたることとした。

3) 会場図、壇上席次案、客席配席案について

事務局より、会場図、壇上席次案、客席配席案について資料3によって説明がなされた。壇上席の来賓側には直近まで出席者の調整があるが、現地点では国土交通大臣(代理として国土交通省幹部)、国会議員2名に壇上席に着席していただくこととした。

4) 大会式典及び記念パーティの進行について

事務局より、大会式典及び記念パーティの進行について資料4によって説明がなされた。台本については、読み合わせは行わずに修正等は事務局で対応をすることとした。

5) シボ・ジウムリーフレット及び大会プログラムの準備状況について

事務局より、シボ・ジウムリーフレット案及び大会プログラムの準備状況について資料5-1及び5-2によって説明がなされた。

シボ・ジウムリーフレットにはパ・初対に対しての質問書を添付することとし、シボ・ジウムの休憩時に大会参加者に提出してもらう。また、「建築士事務所法」のイメージ(案)について一部修正等を行うこととした。大会プログラムについては、前回の委員会決定をした表紙部分のライン使いの色をカラー版下で確認し、校正については引き続き事務局が対応していくこととした。

次回委員会の開催は、平成22年12月13日(月)15:00～17:00

〔配付資料〕

資料1 大会招待者及び大会参加者状況等について

資料2 大会式典等の運営及び役員等の役割について

資料3 会場図、壇上席次案、客席配席案について

2010-9 日事連会務月報

資料4 大会式典及び記念パーティの進行について

資料5 シボ・ジウムリーフレット及び大会プログラムの準備状況について

第1回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年9月9日(木)13:30～16:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、曾田賢治、高橋祥治、
小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷、赤士

1. 委員等紹介

大内委員長の挨拶後、委員及び事務局の自己紹介が行われた。

2. 議事

(1) 総務・財務委員会の分担事項及び平成22年度事業計画について

事務局より、資料1により、日事連の機構、総務・財務委員会に係る分担事項・平成22年度事業計画及び総務・財務に関する平成21年度事業報告の説明がなされた。

(2) 平成22年度年次功労者の表彰者決定について

事務局より、平成22年度年次功労者表彰者の決定について資料2によって報告がなされた。

表彰規程により、日事連推薦者5名、単位会推薦者38名を先の8月常任理事会で決定し、表彰は10月1日の全国大会(東京開催)式典において行う。

(3) 平成22年度日事連建築賞の表彰者決定について

事務局より、日事連建築賞受賞者について、資料3のとおり8月常任理事会で決定したことを報告した。

一般建築部門79点、小規模建築部門87点の合計166点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、31単位会から一般建築部門27点、小規模建築部門27点の合計54点の応募がなされた。

選考委員会では現地審査を経て、8月6日の最終選考委員会で最終的に選考がなされた。国土交通大臣賞及び日事連会長賞はそれぞれ

れ1作品を、また、優秀賞に一般建築部門から3作品、小規模建築部門から3作品を、奨励賞に一般建築部門から5作品、小規模建築部門から4作品を選定した。表彰は10月1日の全国大会(東京開催)式典において行う。

(4) 平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項の一部変更について

大内委員長より、全国大会実行特別委員会及び常任理事会で検討した大会実施要項について資料4によって、次の趣旨の説明、報告がなされた。

大会テーマは、6月の通常理事会で「建築士事務所法の制定を目指して」と決定されていたが、その後、全国大会実行特別委員会で更に検討した結果、関係団体の参加を得ていくためには幅広い表現がよいとの判断から「建築設計・工事監理業の確立に向けて」に変更し、シボジウムではサブテーマとして「建築士事務所法はなぜ必要か」としたい。また、調整中であったシボジウムのパネリスト3名(岡本賢、谷合周三、河野進)とコーディネーター1名(本郷正人)について決定した。

(5) 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組への対応状況について

専務理事より資料5によって次の趣旨の説明、報告がなされた。

内閣府(行政刷新会議)より各府省に対して、政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について緊急の作業依頼がなされ、国土交通省住宅局建築指導課は、所管の各団体へヒアリング調査及び資料の提出等を求めている。日事連もその対象となり対応しているところである。現時点では内部留保に関連して、特定資産のうち3つの積立預金の具体的な使途等についての詳細な説明等を求められているところであり、提出期間が短いため、その都度会長等と相談しながら説明資料を作成して対応している。今後、国土交通省内での検討結果を踏まえ、9月末を目途に内閣府に報告がなされる予定である。今後の対応は予断を許さない状況であるが、その都度会長等と相談しながら対応していきたい。

委員からは次のような意見等が出された。

- ・財政安定積立預金が内部留保とみなされかねないのであれば、建築士事務所協会のPR等に使ってはどうか。
- ・財政安定積立預金の残高が平成10年頃から急に増えているのは

何故か。

旧住宅金融公庫特定業務登録者及び大臣・知事指定講習受講者等が増加したことにより、収支差額が増え、財政安定積立を行うことができたため。

(6) 新法人移行検討ワーキンググループ、会員増強検討ワーキンググループの構成メンバーと活動状況について

新法人移行検討ワーキンググループの主査である大内委員長と会員増強検討ワーキンググループの主査である西村副委員長より、資料6によって、ワーキンググループの構成メンバーとスケジュールについて説明がなされた。

会員増強について、委員からは次のような意見等が出された。

- ・事務所協会に入会するメリットを前面に出してPRする必要がある。
- ・事務所協会を一般市民にPRしてほしい。一般市民に周知することによって、事務所の加入促進に繋がるのではないか。
- ・富山会では事務所協会会員の銘板を作り、会員が事務所の外に掲示できるようにした。このような活動も一般へのPRに繋がるのではないか。

大内委員長から、東京会では個別に非会員の事務所を訪問し、会員を増やしている。このような地道な活動をしないと、簡単には会員増強などできない。皆さんから、是非アイデアを出してほしい旨発言がなされた。

(7) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

適合証明業務登録機関特別会計の財政安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが行われたが、平成22年度の新規、更新登録の募集を行ったところ、想定を下回る約6,100名(平成22年7月末の速報数)となり、更新前登録者数に比して約17%減となった。

以上の状況から再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定化を図る改善策を考えなければならない状況である。このため、住宅金融支援機構から、平成24年度以降の登録制度が財政上の理由で維持できない場合は、制度変更の準備期間が必要であるため、平成23年2月上旬迄には平成24年度以降の方針を決定してほしい

旨の申し出が8月になされた。このため、8月常任理事会で協議したところ、再度の財政安定化を図る改善策を総務・財務委員会で検討することとなった。検討の方向としては、適合証明技術者講習会テキストの収支を、これまで一般会計の講演講習として処理してきたが、本年度の予算更正時に適合証明業務登録機関特別会計の講演講習に移管する。また、平成23、24年度に向けて、以下のような登録制度の今後の方針についての検討等を考えている。

・日事連の登録機関特別会計の事務所費、人件費の経費負担率の再検討

・適合証明技術者登録料の値上げの検討

・適合証明技術者講習会テキストの単位会卸値の検討

以上の説明に対し、委員からはそもそも本制度を継続していく必要があるのかどうか、抜本的に廃止または返上も含め、何らかの対応策を検討する必要があるのではないかと意見が出された。協議の結果、単位会、ブロック協議会等で検討し、次の総務・財務委員会で常任理事会に提案する結論を出すこととした。

次回委員会開催予定 平成22年10月28日(木) 13:30～15:30

(配付資料)

委員名簿

資料1: 日事連機構、総務・財務に関する22年度事業計画・21年度事業報告

資料2: 平成22年度年次功労者表彰者について

資料3: 平成22年度日事連建築賞審査報告、受賞作品一覧表

資料4: 平成22年度第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項、運営スケジュール

資料5: 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について

資料6: 新法人移行検討ワーキンググループ・会員増強検討ワーキンググループ第1回次第及びスケジュール

資料7: 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る収支改善の検討資料

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

10月21日	会誌編集専門委員会
27日	業務・技術委員会
28日	総務・財務委員会
11月4日	新法制度検討WG 建賠保険等調査専門委員会
5日	構造技術専門委員会
9日	広報・渉外委員会
10日	新法人移行検討WG
12日	監査会
15日	教育・情報委員会

■9月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年9月1日～9月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	629	+ 1	5,307	11.9	216		34.3
青 森	168	+ 1	1,166	14.4	32		19.0
岩 手	253		1,238	20.4	59		23.3
宮 城	290	- 2	2,516	11.5	55	+ 2	19.0
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	199	- 1	1,972	10.1	49		24.6
茨 城	501		2,687	18.6	136	+ 1	27.1
栃 木	173		1,706	10.1	91		52.6
群 馬	175		2,203	7.9	92		52.6
埼 玉	578	- 1	5,990	9.6	106	+ 2	18.3
千 葉	435	+ 4	4,248	10.2	99	+ 1	22.8
東 京	1,380		17,783	7.8	358	+ 1	25.9
神奈川	784		7,093	11.1	153	+ 1	19.5
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	513	- 1	2,690	19.1	115		22.4
山 梨	114	+ 1	1,008	11.3	13		11.4
富 山	291		1,498	19.4	55		18.9
石 川	259	- 1	1,345	19.3	51		19.7
福 井	269		1,158	23.2	59		21.9
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	608	- 1	5,849	10.4	131	+ 1	21.5
三 重	183	- 1	1,596	11.5	64		35.0
滋 賀	200		1,413	14.2	37		18.5
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	173		17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	120		1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	75	+ 1	609	12.3	43		57.3
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	58	+ 1	12.9
広 島	384		2,852	13.5	120		31.3
山 口	116		1,500	7.7	37		31.9
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	17		16.8
愛 媛	126		1,456	8.7	24		19.0
高 知	147		842	17.5	16		10.9
福 岡	505	- 4	4,808	10.5	133		26.3
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	237		1,057	22.4	42		17.7
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	200	- 1	1,213	16.5	35		17.5
宮 崎	134	- 1	1,395	9.6	66		49.3
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	182	- 4	1,417	12.8	45		24.7
計	14,861	- 10	122,804	12.1	3,615	+ 10	24.3

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。

会 務 月 報

第332号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第1回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成22年9月2日(木) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦
委員・松橋孝則、伊藤典男、丸川眞太郎、池田賢一
担当副会長・野呂敏秋

欠席者 委員・横須賀満夫、高橋 宏

議 事

1. 当委員会の分担事項及び平成22年度事業計画について
事務局より、当委員会の分担事項及び平成22年度事業計画について、資料1により説明がなされた。
2. 建築士事務所キャンペーンの実施について
事務局より、建築士事務所キャンペーンの実施について、資料2により説明がなされた。
平成22年度建築士事務所キャンペーンは、法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務の周知を中心に、「信頼のあかし 建築士事務所協会～われわれはあなただの夢を創造するパートナーです」を統一テーマとして10月、11月を中心に実施する。
また、助成金は昨年同様上限60万円で、実施計画書及び収支予算書を提出した後送金し、キャンペーン終了後に提出した収支決算書により、収支が60万円に満たない場合は、差額を返金することとしている。
キャンペーンで配布する資料としては、セミナーテキストに加え、「国民への周知パンフレット」「耐震診断とは?」「誰でもできるわが家の耐震診断」を用意し、必要に応じて送付する。

3. 日事連・単位会共同要望運動の実施について(報告)

日事連と単位会は共同して地方自治体への要望を例年行っており、平成22年度の要望書は7月1日付で単位会へ送付し、各地域での要望運動の実施を依頼した旨の報告が資料3によりなされた。なお、平成22年度の要望項目は以下の4項目とした。

- 1) 公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること
- 2) 公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定を行うこと
- 3) 公共建築物の設計業務の発注に際しては、委託先の建築士事務所に構造設計/設備設計一級建築士の有無により入札、プロポーザル等への参入機会を制限することのないよう適正な対応を行うこと
- 4) 建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること

4. 会誌の充実・発行について

会誌編集専門委員会では、平成23年度を目途に表紙デザインを含めた体裁及び掲載内容について、具体的な見直しを検討することとした。また、委員の再編成により委員会体制を強化した旨が、資料4により報告された。

5. ホームページを活用した広報活動について

事務局より、平成22年度末を目途に専門業者を選定し、日事連ホームページのリニューアル作業を進めるとの説明が、資料5によりなされた。
また、最近の主なホームページの更新についても説明が行われた。

6. UIA2011東京大会への対応について

事務局より、UIA2011東京大会の開催について、企画への対応についての経緯及び日事連としての開催に向けたPRの協力(会誌「Argus-eye」7月号～9月号にUIA 2011東京大会の紹介を短期連載)について、資料6により報告された。

7. 建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS)への協力について

事務局より、建築・空間デジタルアーカイブス(DAAS)設立の経緯及び日事連として協力している具体的な項目(日事連建築賞受賞作品データの提供、全国大会でDAASの活動をPR)について、資料7によ

り報告された。

次回委員会 平成22年11月9日(火)14:00～16:00

■平成22年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成22年9月15日(水)13:30～15:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名
出席者数 32名
(内、表決委任状提出者7名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博
副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治
専務理事 高津充良
常務理事 北野芳男
常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 學、
中野 満、西村 武
理 事 秋野卓生、上原伸一、大野和男、荻原幸雄、
鈴木眞生、水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、
村山高文、吉田 敏
監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者(表決委任者)理事

浅野善治、岡部明子、河野久、佐野吉彦、
野呂幸一、森野美徳、割田正雄

欠席者 理事 富田 裕、馬場錬成

事務局 恩田利昭事務局長、鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長

5. 議 事

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

(3)議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成22年8月27日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局より次の事項の説明がなされた。

①平成22年度日事連建築賞の表彰者決定の件

本年度は、一般建築部門79点、小規模建築部門87点の合計166点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、31単位会から一般建築部門27点、小規模建築部門27点の合計54点の建築作品が日事連に応募された。第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補して選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。現地審査は7月8日から8月6日にかけて行い、各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行い、資料1のとおり、平成22年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

②平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項の一部変更の件

第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施要項は、全国大会実行特別委員会での検討結果を踏まえ、6月の通常理事会で決定されている。その後、全国大会実行特別委員会ですらに検討を進めた結果、現在の大会テーマ「建築士事務所法の制定を目指して」では決起集会的な受取方をされ、直接的すぎるため、国や他の建築関係団体の方々に参加しやすい大会テーマに変更したいとの意見もあることから、大会テーマの趣旨を変更せずに幅広くとらえられる「建築設計・工事監理業の確立に向けて」と変更し、シンポジウムのサブテーマとして「建築士事務所法はなぜ必要か」とした。また、調整中であったシンポジウムのパネリスト3名(岡本賢・日事連建築設計制度等対応特別委員会基本法部会部会長、谷合周三・弁護士、河野進・(株)河野進設計事務所)とコーディネーター1名(本郷正人・日刊建設通信新聞社)について決定した。

議長より、以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案について語ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 国土交通大臣への要望について

会長より、資料3によって次の趣旨の報告がなされた。

日事連並びに日事政研では、本年5月28日に、民主党幹事長に対し、建築士事務所法の制定及び建築確認制度の効率化・合理化推進の2項目から成る政策要望を提出した。

同要望内容については、9月7日に正副会長6名が国土交通省の馬淵副大臣と面会し、前原国土交通大臣宛てに提出した。これらは、民主党への要望に続き、今回の政府への要望を実施したものである。内容は、建築基準法及び建築士法とともに独立した建築士事務所法の制定による業の適正化が急務である旨を強調し、理解を求めた。特に、建築士事務所の開設者が、建築士でない場合の責任の明確化、さらには、建築士事務所登録をしなければ“業”として設計・工事監理業務が行えない制度の必要性等を要望した。

2) 建築基準法の見直しに関する検討会について

会長及び専務理事より、資料4によって7月21日の通常理事会で説明した以降の動きについて次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は、第9回目が8月5日に開催された。当日は構造計算適合性判定制度を中心に議論され、テーマ別の意見交換に区切りをつけた。第10回目は9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示されたが、委員より多くの意見が出されたため1週間以内に意見の提出を行うこととし、10月中旬に検討会を開催し、各委員の意見を踏まえ修正案の提示と調整を行い検討会の報告をまとめる予定である。検討会の報告を受けて国土交通省政務三役の判断により、最終判断がなされる見込みである。

これに関連して、萩原理事より、確認申請という入口の部分ばかりを厳しくしてもしようがない。建築時点で合法であっても建築物は改修等が行われ、その間に建築基準法等が改正されるので長期ビジョンで考えてほしい。建築物の合法性を維

持するため顧問建築士制度のようなものを導入して、年1回違法な改修等がないか確認させることが重要ではないかとの意見があった。

3) 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について

専務理事より資料5に基づき次の報告がなされた。

内閣府行政刷新会議事務局より各府省に対して、政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について緊急の作業依頼がなされた。国土交通省住宅局建築指導課は、所管の各団体へアリソグ調査及び資料の提出等を求めている。日事連もその対象となり対応しているところである。現時点では内部留保に関連して3つの特定積立預金の使途等についての詳細な説明資料等を求められているところであり、提出期間が短いため、その都度、会長等と相談しながら説明資料を作成して対応している段階である。今後、省内での検討結果を踏まえ、それぞれの段階の指導を経て9月末を目途に内閣府行政刷新会議に報告がなされる予定である。今後のそれぞれの段階での対応は予断を許さない状況であるが、今後もその都度会長等と相談しながら対応していくこととなった。

これに関連して、宮原理事より、このような調査が単位会でも行われるのか状況がわかれば教えてほしい旨の質問がなされた。これについては、単位会でこのような調査を行うかは知事の意向によるものなのでわからない。ただし、新公益法人へ移行する際には、県レベルの審査は必ず行われる。

また、上原理事より、特定資産の使途時期等の計画について計画通り進まない場合はどうなるかとの質問がなされた。これについては、計画通り進めるよう努力するしかないが、計画通り進まない場合は、その時点で理由を明示して説明し指導を仰ぐことになると思う。

4) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の不適正行為による処分及び処分事実の公表について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年9月13日に開催された登録制度運営委員会で、(株)昇設計建築工房及び当該建築士事務所の開設者である名取昇に対し、不正の事実に基づいて適合証明技術者の登録申請

を行い登録を受け、適合証明書を発行したため9月13日付けで取消し、同日より永年の再登録禁止処分を行った。なお、これらについては、適合証明技術者支援情報のホームページで公表した。

5) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

①平成21年11月通常理事会で適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、財政安定積立預金の安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが決定されたが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討することになっている。この経費負担率等の見直しは、登録者数が7,185名(平成21年3月末の登録者数)で推移すると仮定した場合の登録収入に対するものである。

②平成22年度の適合証明業務登録の新規、更新登録を行ったところ約6,100名(平成22年7月末の速報数)となった。これは更新前登録者数の7,326名(平成22年3月末の登録者数)に比して約17%減となった。

このような現状により、当面の登録制度の維持及び存続のため(平成24年度の適合証明業務の新規、更新登録制度の維持)再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定積立預金の安定化を図る改善策を考えなければならない事態が生じた。また、住宅金融支援機構から、この登録制度は支援機構としても重要であると考えているが、平成24年度以降に、この登録制度を登録機関が財政上の都合で実施できない場合は、それなりの制度変更の準備期間が必要であるため平成23年2月上旬迄には方針を決定してほしい旨の申し出が8月にあった。

このため、再度、財政安定積立預金の安定化を図る改善策を検討する必要性が生じてきた。このことについては総務・財務委員会で検討をすることとなった。

6) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

事務局より、常任理事会で検討した第35回建築士事務所全国

大会(東京開催)の当日の運営について、資料8によってリハール、記者会見、シンポジウム、大会式典、記念パーティ等の正副会長等の担当役割、時間帯及び来賓等の説明及び報告がなされた。また、大会式典は民主党常任幹事会議長の祝辞及び自由民主党建築設計議員連盟会長の祝辞を予定しているが、記念パーティは国会議員の出席は予定していない旨の報告がなされた。

7) 会員・構成員異動報告

平成22年7月末日、8月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料9の通り。

平成22年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,890事務所、賛助会員4社

平成22年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,871事務所、賛助会員4社

8) その他

・荻原理事より、30代、40代の建築士の資格者が50代に比して相当減少している。この現象は近い将来に建築士事務所が減少していくことが予想できる。また、5名以下の建築士事務所が半数を占めている状況からそれ以下の事務所は会費の減額、それを超える場合は規模による応分の負担の会費の検討を含めて何らかの対策が必要ではないかとの意見があった。これについては、総務・財務委員会の下に会員増強検討ワーキンググループを設置して検討を始めたところである。これから単位会へのアンケート調査等を通じて対策が提案されるものと考えている。

・上原理事より、常置委員会等の報告を理事会で行ってはどうかとの意見があった。これについては、現状は常置委員会の委員長である常任理事が理事会で必要に応じて説明または報告を行っているが検討する。

<配付資料>

資料1:平成22年度「日事連建築賞」審査報告

資料2:平成22年度「第35回建築士事務所全国大会」(東京開催)実施要項

資料3:建築設計・工事監理業務に係る要望について

資料4:建築基準法の見直しに関する検討会について

資料5: 政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について(作業依頼)

資料6: 独立行政法人住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明業務登録建築士事務所の登録取消しと再登録禁止の通知

資料7: 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

資料8: 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について

資料9: 会員・構成員異動報告書

■第8回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日 時 平成22年9月17日(金)14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 横須賀満夫、副委員長・福島賢哉、
委員 高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、平山正義、
入口嘉憲

欠席者 委員 川島啓道

〈配付資料〉

資料1: 第4回景観形成・まちづくり推進協議会WG資料

資料2: 景観・まちづくり活動実施状況調査の中間報告について

資料3: その他

議 事

1. 第4回(7/20)景観形成・まちづくり推進協議会WG報告

福島副委員長及び浅野委員より、第4回景観形成・まちづくり推進協議会WGに関する報告が資料1により以下のとおりなされた。

同WGでは、平成22年度「住まい・まちづくり担い手事業」の選定結果について報告がなされ、その後、専門家派遣の進め方及び派遣される専門家の選定について検討が行われた。

前回の第3回WGで専門家を派遣すると決定した16団体へは、日事連を含む建築設計に関する5団体から推薦された専門家を派遣する。専門家派遣候補者については次回WG(9/30)で決定する。

2. 景観・まちづくり活動実施状況調査の中間報告について

2010-11 日事連会務月報

第7回景観・まちづくり特別委員会で実施決定し、7月16日付で単位会へ調査依頼した景観・まちづくり活動実施状況調査に関する中間報告が事務局より資料2によりなされた。しかし、未回答の単位会や、未記入箇所がいくつか散見されるため、情報としてより有用性のあるものにするためにも、全単位会からの回答を得る必要があるため、未回答単位会に対し、早急に督促することとした。これまで日事連では、景観・まちづくりに関する専門家推薦人リストを保持しておらず、他建築系団体と比較すると後発にあたる。そのため、ある程度の基準は必要だろうとの意見に加えて、会員紹介回答票一覧の体裁、質問内容等について各委員より、多様な意見が出されたが、最終的に今回の委員会に提出した会員紹介回答表一覧を微修正することで了承された。

なお、第5回景観形成・まちづくり推進協議会WGが9月30日に予定されており、その際に提出できる推薦人リストを、事務局で早急に準備することとした。

最後に、11月上旬を目途に調査票未提出単位会からの調査結果をとりまとめ、委員長及び副委員長に確認を依頼しつつ、11月下旬には各単位会に調査報告を行うこととした。

次回委員会 平成23年1月26日(水)14:00～16:00

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

11月16日 総務・財務委員会

17日 正副会長会議 常任理事会

18日 五会会長会議

22日 管理講習会教材開発検討WG

24日 会員増強検討WG

25日 指導運営委員会

30日 新法制度検討WG

12月 6日 通常理事会 全国会長会議

8日 会誌編集専門委員会

12月13日 建陪保険等調査専門委員会
14日 新法制度検討WG
15日 新法人移行検討WG

■10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	682	+ 53	5,307	12.9	216		31.7
青 森	168		1,166	14.4	32		19.0
岩 手	253		1,238	20.4	59		23.3
宮 城	290		2,516	11.5	55		19.0
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	199		1,972	10.1	49		24.6
茨 城	501		2,687	18.6	137	+ 1	27.3
栃 木	173		1,706	10.1	91		52.6
群 馬	175		2,203	7.9	92		52.6
埼 玉	579	+ 1	5,990	9.7	106		18.3
千 葉	435		4,248	10.2	99		22.8
東 京	1,380		17,783	7.8	365	+ 7	26.4
神奈川	783	- 1	7,093	11.0	154	+ 1	19.7
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	513		2,690	19.1	115		22.4
山 梨	114		1,008	11.3	13		11.4
富 山	291		1,498	19.4	55		18.9
石 川	259		1,345	19.3	51		19.7
福 井	269		1,158	23.2	59		21.9
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	609	+ 1	5,849	10.4	131		21.5
三 重	183		1,596	11.5	66	+ 2	36.1
滋 賀	200		1,413	14.2	37		18.5
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	173		17.2
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	121	+ 1	1,135	10.7	21		17.4
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	75		609	12.3	43		57.3
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	58		12.9
広 島	384		2,852	13.5	120		31.3
山 口	114	- 2	1,500	7.6	37		32.5
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	17		16.8
愛 媛	126		1,456	8.7	24		19.0
高 知	147		842	17.5	16		10.9
福 岡	506	+ 1	4,808	10.5	134	+ 1	26.5
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	238	+ 1	1,057	22.5	42		17.6
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	200		1,213	16.5	35		17.5
宮 崎	134		1,395	9.6	66		49.3
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	182		1,417	12.8	45		24.7
計	14,916	+ 55	122,804	12.1	3,627	+ 12	24.3

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。

会 務 月 報

第333号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回 業務・技術委員会 議事概要

[日 時] 平成22年10月27日(水) 14:00～16:30

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長:田端 隆 副委員長:荻原幸雄

委員:新井典夫、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、
宮脇弘明

担当副会長:八島英孝

(欠席:遠藤昭五)

日事連事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

{配付資料}

耐震化緊急支援に関する資料(国土交通省提出)

資料1:業務・技術に関する事業報告(案)

資料2:最低制限価格に関するアンケート調査票(案)

資料3:建築基準法の見直しに関する検討会

(10/19・第11回)関係資料

資料4:建築構造基準委員会の設置について

資料5:業務報酬基準ワーキンググループ 関係資料

資料6:地球温暖化対策アクションプラン策定委員会関係資料

資料7:「事務所への長寿命化に対する意識調査」実施委員会
委員推薦文書

議 事

1. 耐震化緊急支援について

・政府の緊急総合経済対策の措置が10/26閣議決定され、今後国会に提出し成立する見込みである。その中で「住宅・建築物の耐震化緊急支援事業」が盛り込まれているが、同事業の補助が平成23年3月までの短期間に限られるため、事前準備が必要であるとし

て国土交通省市街地建築課の担当官が当委員会に出席し概略説明がなされ質疑応答を行った。

2. 協議事項

(1) 業務・技術に関する上半期事業報告について

・資料1により、業務・技術に関する上半期事業報告について事務局において説明がなされ、当委員会において確認し、これを了承した。

(2) 最低制限価格に関するアンケートの調査項目等の検討について

・田端委員長より資料2の全国入札状況アンケート調査票(案)が提出され、本資料を基に検討を行った。

各委員より主に以下の意見がだされた。

・アンケートの取り方としては、単位会を通じて回答書に返信用の封筒も付けて各市等へ調査票を送付し、回答をもらうことにしたい。
・単位会において市等からアンケートの回答が得られないと想定される場合は、単位会の判断で直接出向きヒアリングをして回答をもらうことになると思われる。

・何を目的にアンケートをやるのかを明確に示さないと市等は困惑するだけで回答が得られないと思われる。

・総合評価や低入札については、市等に尋ねなくても単位会でわかっている設問なので、その場合は単位会の判断で回答すればよい。

検討の結果、以下のとおり進めることとした。

・単位会で既に把握し回答できる設問は、単位会内で回答してもらうこととする。

・単位会へは、アンケート調査の趣旨を示した協力依頼の文書を送付する。依頼文書については、正副委員長で作成する。

また、アンケート調査票の項目は、正副委員長で再度整理する。

・依頼文書及びアンケート調査票を各委員へ送付、確認し意見があれば出してもらうことにする。

3. 報告事項

(1) 建築基準法の見直しに関する検討会について

・10/19最終の「建築基準法の見直しに関する検討会」が行われ、検討会のとりまとめとして3つの検討課題が示されたこと等について事務局より資料3に基づき概略説明がなされた。

(2) 建築構造基準委員会について

・建築基準法の見直しに関する検討会の中で、技術基準については別途委員会を設置して検討することになり、国総研において「建築構造基準委員会」を設置して、ビブアチェックの対象範囲の限定、混構造の計算及び構造基準図書(黄色本)の見直しに係る技術基準の原案を作成することとなった。

その中で、ビブアチェックの対象範囲を見直すことについては、消費者代表も入れて別途会議を設けて行うことになったことを事務局より資料4に基づき説明がなされた。

なお、建築構造基準委員会については、三栖会長に確認をとり当委員会から田端委員長を推薦し出席することとしたことを報告した。

(3) 業務報酬基準ワーキンググループの検討状況について

・国の業務報酬基準の適正活用検討研究会の検討スケジュール及び告示第15号の定期的見直しに向けてデータベースを再度見直すためのプレ調査等の具体的方法について、荻原副委員長より資料5に基づき報告がなされた。

プレ調査等は大手事務所を対象に行うことにしており、業務報酬基準ワーキンググループでも大手事務所がメンバーとなっているが、規模の小さい住宅の分野についても調査の対象にすべきではないかとの意見がだされた。また、住宅の分野を告示第15号に入れるのは無理があり、個別に対応して算定すべきではないかとの意見がだされた。

各委員の意見を踏まえ、荻原委員長が同ワーキンググループにおいて提言していくこととした。

(4) 地球温暖化対策アクションプラン策定委員会について

・9/24第3回地球温暖化対策アクションプラン策定委員会が開催され、同委員会に出席している八島担当副会長より資料6に基づき検討内容について報告がなされた。

今後は課題となっているアクションプランの項目についてWGを作り、その中で取りまとめを行っていくこととしている。

(5) 「事務所ビルの長寿命化に対する意識調査」実施委員会について

・ロングライフビル推進協会(BELCA)において、平成22年度よりロングライフ

ビルの促進に必要な情報の収集及び整備、発信等を目的とした「長寿命化促進特別調査」を5年計画で実施することとなり、実施委員会を設置して調査内容に対する意見収集等を行うこととした。同協会より本会へ実施委員会の委員について推薦依頼があり、荻原副委員長(千葉会)を推薦したことを事務局より資料7に基づき報告し当委員会でも了承した。

◎次回委員会 平成23年1月21日(金)14:00～16:30 日事連会議室
以上

■第2回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年10月28日(木)13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、曾田賢治、
高橋祥治、小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、
前田、松谷、赤士

1. 議事

(1) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

前回の委員会で、標記議事について検討した結果、本制度の今後の方針について今回の委員会で常任理事会に提案する内容を確定する必要がある旨が委員長より説明がなされ、協議に入った。主として委員より次の趣旨の質疑があった。

・登録者が何名いれば制度を維持できるのか。

→9千名から1万名程度である。

・日事連が登録機関として、この登録制度を実施しない場合は、その後どうなるのか。

→住宅金融支援機構がどのような対応をするかは、今の時点では分からない。

・日事連が登録機関とならなかった場合、士会連合会が登録機関となる可能性はないのか。

→現在、士会連合会は日事連とともに登録機関となっている

ので、登録制度の現在の状況から判断すると、あえて単独で登録機関となって登録制度を維持することは考えにくい。

- ・登録料が安すぎるのではないかな。
- 登録料を急激に値上げすると、登録者が急激に減る可能性がある。
- ・登録業務を現在の状況のまま続けると、一般会計からの補填が必要になり、実際に業務を行っている登録者が少ない現状からみて、制度継続のために一般会計からの補填は好ましいことではない。
- ・不適正業務が増えると、登録事務所への立ち入り調査等の業務が増加することになり、これらの業務量の増加に対して、日事連だけで行うには限界があり、単位会の協力が不可欠になる。

協議の結果、次の方針案をまとめた。

- ①登録者数については、今後の大幅な増加は見込めないうえ、減少する傾向は今後も続くものと推定される。このため、登録窓口事務費の削減、登録料の値上げの検討等を行っているが、登録制度を維持できる期間に差はあるものの、早晚、登録制度を維持することには限界がある。
- ②登録制度を運営するためには、厳正で社会的に信頼されるよう適合証明業務の適正化を図っていく必要があるが、今後とも厳しい経営リスクのなかで制度を運営していくことは困難であることから、一般会計(会費等)から多額の補填を行うような状態となることは会員の理解が得られにくく、その前の段階で結論を出すことが望ましい。

以上の理由により、総務・財務委員会では「平成24年度の新規・更新登録は行わない。ただし、平成22年度登録者の登録有効期間は平成24年9月30日迄であるので、それまでの期間の事務処理は継続して行う。」ことを今後の方針案として常任理事会に提案することとした。

なお、今回の検討資料を単位会に送付し、意見等を各ブロック協議会選出の常任理事がまとめ、常任理事が常任理事会で各単位会の意見等説明できるよう配慮することとした。

次回委員会開催予定

平成22年11月16日(火)13:30～16:30

(配付資料)

適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る収支改善の検討資料

■第2回 教育・情報委員会 議事概要

日 時 平成22年11月15日(月) 13:30～15:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委員 相場 博、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
西森 敬祐、岩田 守、神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、北野 芳男、吉田 茂、市川 貴之、
野出 友樹、夏目 浩行

〈配付資料〉

前回議事録

資料1:平成22年度上半期事業報告(案)-教育・情報関連部分-

資料2:産学連携建築教育連絡会議資料(抜粋)

資料3:会員建築士事務所の基礎的データ調査のこれまでの経緯と
今後の予定等について

資料4-1:日事連における建築CPD情報提供制度の活用について

資料4-2:建築CPD情報提供制度に係る意見・要望等
(九州・沖縄ブロック)

資料4-3:建築CPD情報提供制度に係る委員からのご意見

資料5-1:管理講習会教材開発検討WGについて

資料5-2:知事指定講習(管理講習・開設者研修)に係る意見・要望
等(九州・沖縄ブロック)

資料6-1:法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況について

資料6-2:法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)に係る意見・要望等について

資料6-3:業務連絡会の開催について(センター作成文書)

参考：法定講習に係る論点等について

議事：

(1) 平成22年度上半期事業報告(案)について

事務局より平成22年度教育・情報委員会事業計画等について、資料1により説明がなされた。説明内容としては、①上半期法定講習実施状況、②建築士事務所の管理講習・開設者に対する研修(知事指定講習)、③建築CPD情報提供制度、④日事連業務支援サービス終了の件、⑤建築士事務所協会・会員建築士事務所の基礎的データ調査及び⑥インターンシップ 対応の各項目について、事業の現状と今後の予定等の概要説明がなされた。

(2) インターンシップ について

宮原副委員長より、資料2により本年11月8日に開催された第5回産学連携建築教育会議(インターンシップ 検討WG)についての報告がなされた。現状としては、それほどの進展は見られず、全国レベルでの事業であることから、事業の進展については、地域差が存在している等の説明があった。また、上野委員長より、インターンシップ の目的が不明瞭であること、大学の単位認定基準も多数混在している等の問題点についての指摘があった。

(3) 会員建築事務所の基礎的データ調査について

事務局より、資料3に基づき会員建築士事務所の基礎的データ調査のこれまでの経緯と今後の予定等について報告がなされた。また、データ集計プログラムに問題があったため、再集計作業を行い、11月中に完了させるとの報告も合わせてなされた。データ調査に関しては、各委員よりWEB入力 of 煩雑さ、調査方法の形式(WEBもしくは書類)、入会申込書フォーマットの統一、有効回答率、以前の同調査結果の利用方法等について意見が多数出された。本調査の利用目的に関しては、会員の実態を把握することによって日事連の施策に反映させていくためとの回答がなされ、各種意見を参考に今後の調査に反映させていくこととした。最後に、次回委員会で、報告書(案)を提出する予定である旨の報告が、事務局よりなされた。

(4) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料4-1により説明がなされた。これまでの日事連の申請プログラム及び今後プログラム申請を想定している講習・研修等についての説明がなされた。その後、岩田委員より資料4-2に基づき、

九州・沖縄ブロック協議会の際に出されたCPD制度に関する意見・要望等についての報告がなされ、続けて各ブロックの状況について、各委員から説明がなされた。各ブロックからの意見としては主に以下のものがあつた。

- ・建築系CPDを一本化してほしい。
- ・法定講習会(管理建築士講習、建築士定期講習、構造・設備一級建築士)は認定してほしい。
- ・CPD制度の広報・PRがさらに必要。
- ・多くの行政団体が建築士会CPD制度を採用しているので、事務所協会側としては問題意識を持っている。

続いて、遠山委員より資料4-3により、建築CPD情報提供制度と建築士会CPDの相違点について説明がなされた。

(5) 管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料5-1に基づいて、9月22日に開催された第1回管理講習会教材開発検討WGの概要について説明がなされた。教育・情報委員会が親委員会にあたるため、逐次相互間で必要事項の報告・調整等を行っていくこととした。その後、岩田委員より資料5-2に基づき、九州・沖縄ブロック協議会の際に出された管理講習・開設者研修に関する意見・要望等の報告がなされた。

(6) 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

事務局より資料6-1について説明がなされた。法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況、第四期講習(2011年1月～3月)の開催予定等について説明があり、特に建築士定期講習に関しては、士会連と比較してみると、第四期では、講習実施回数に大きな差が生じている旨の報告があつた。

その後、各委員より資料6-2に基づき、各ブロック協議会で議論した法定講習に係る報告がなされた。主要な意見として以下のとおり。

- ・民間登録講習機関との受講料格差の解消について
- ・受講申込手続きの簡素化(インターネット等の活用)
- ・DVD受講による経費の低減化
- ・法定講習の周知方法
- ・講習内容の充実

→今回の委員会で報告された各ブロックの意見・要望を集約し、委員

長及び副委員長とともに指定登録講習機関である財建築技術教育普及センターとの意見交換の場を早期に設ける必要があるとの認識がなされ、今後速やかに対応していくこととした。

最後に、事務局より本年12月15日(東京)、12月17日(大阪)で開催される、財建築技術教育普及センター主催の「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」業務連絡会について説明がなされ、意見・要望を各単位会の出席者に託す旨、各委員に依頼した。

(7) その他

次回委員会 平成23年1月28日(金)14:00～16:00

■平成22年11月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成22年11月17日(金)13:30～17:05

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、
西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、田端 隆常任理事

6. 議事進行役

八島英孝副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

2010-12 日事連会務月報

1) 第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年12月6日(月) 会場:八重洲富士屋ホテル

10:00～12:00 12月通常理事会(3F「赤松の間」)

13:00～14:00 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:10～16:30 第111回建築士事務所協会全国会長会議(2F「桜の間」)

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく平成22年12月6日に第111回建築士事務所協会全国会長会議を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料1のとおり、これを決定した。

2) 第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定の件

事務局より、来年度福島県で実施する全国大会のための第36回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2によって説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成等を資料2のとおりとすることを決定した。

(2) 協議事項

1) 平成22年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料3によって平成22年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成22年度上半期事業報告及び収支報告は、11月12日の監査会及び11月16日の総務・財務委員会でも報告し、特段の指摘事項はなかった。

協議の結果、平成22年度上半期事業報告及び収支報告を資料3のとおり、12月通常理事会に報告することとした。

2) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討結果及び登録制度の今後の方針について大内総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

①平成21年11月通常理事会で適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、財政安定積立預金の安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが決定されたが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討することになっている。なお、この経費負担率等の見直しは、登録者数が7,185名(平成21年3月末の登録者数)で平成30年まで推移すると仮定した場合の登録収入に対するものであった。

②平成22年度の適合証明業務登録の新規、更新登録を行ったところ約6,300名となった。これは更新前登録者数の7,326名(平成22年3月末の登録者数)に比して約17%減となった。このような現状により、当面の登録制度の維持及び存続のため(平成24年度の適合証明業務の新規、更新登録制度の維持)再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定積立預金の安定化を図る改善策を考えなければならない事態が生じた。また、本年8月に住宅金融支援機構より、この登録制度は支援機構としても重要であると考えているが、登録機関が財政上の都合で平成24年度以降に、この登録制度を実施できない場合は、住宅金融支援機構として制度変更の準備期間が必要であるため、平成23年2月上旬迄に、登録機関としての方針を決定してほしい旨の申し出があった。このため再度、財政安定積立預金の安定化を図る改善策を検討する必要性が生じ、総務・財務委員会で検討をしてきた。

③再度の財政安定積立預金の安定化を図る改善策として検討をした事項等は、平成22年度に改善する措置の検討では、一般会計の講演講習に係る収支として処理してきた適合証明技術者講習会費の収支を、平成22年度の予算更正時に一般会計の収支から適合証明業務登録機関特別会計に移動し

て収支科目を新設する検討。平成24年度に向けての改善検討では、適合証明技術者登録料の値上げ、単位会の登録事務費の値下げ、適合証明技術者講習会費の単位会卸値の値上げ等の検討等を行った。

④検討の結果、「登録者数の増加については、今後の大幅な増加は見込めないうえ、登録者数が減少する傾向は今後も続くものと推定される。このため、登録窓口事務費の削減、登録料の値上げの検討等を行っているが、登録制度を維持できる期間に差はあるものの、早晚、登録制度を維持することには限界がある。」「登録制度を運営するためには、厳正で社会的に信頼されるよう適正化を図っていく必要があるが、不適正業務が多発している現状では、登録事務所に対する立入調査等の業務等に係る日事連及び単位会での登録事務等の業務量が増加傾向にある。一方、登録者数の急激な減少を抑えるために登録料の大幅な値上げをせずに事務所費、人件費の負担率及び登録窓口事務費等の削減等を行わなければならない、今後とも厳しい経営リスクのなかで制度を維持していくことは困難である。また、非会員が約2/3を占める登録制度を維持していくために、今後、一般会計(会費等)から多額の補填を行うような状態となることは会員の理解が得られにくく、その前の段階で結論を出すことが望ましいと判断した。」

このような理由により、総務・財務委員会としては登録制度の今後の方針は、「平成24年度の新規・更新登録は行わない」ことを常任理事会に提案するに至った。ただし、平成22年度登録者の登録有効期間は平成24年9月30日迄であるので、それまでの期間の事務処理は継続して行う。

以上の大内総務・財務委員長からの「今後の登録制度の方針について」の提案について協議に入った。

なお、本常任理事会の開催にあたっては、常任理事に対し、事前に総務・財務委員会の方針案について、所属のブロック協議会内の単位会より意見の聴取の依頼を行った。そのため協議では、総務・財務委員会の方針案について、各常任理事より所属ブロック協議会内の単位会の意見の発表がなされた後、概ね以下

のような発言や協議がなされた。

①各ブロック協議会からの意見は、「日事連の決定に従う」との単位会の意見はあるが、積極的に「平成24年度の新規・更新登録は行わない」との意見は無かった。「出来る限り継続して登録制度を維持していくべきである」との意見が少なからずあった。

現況では適合証明技術者のうち、本業務に関わっている技術者は極めて少ない状況であるため、登録更新ごとに登録者数が減少している。このため、今後の登録者数の増加は見込めないとする意見があるが、平成21年度から中古融資申込件数が増加しているように建築住宅政策では、量の確保から質の向上を目指す方向へと移行し、ストックの有効活用が重要視されるようになってきている。今後中古住宅への需要が増加し、建築士事務所も中古住宅に係る業務に関係していくことは必要であるとの考えから、適合証明業務登録制度については、継続実施し、当面する財政上の改善措置を行ったうえで、平成24年度の新規・更新登録受付を実施し、その後登録者数の状況を見て以降の制度の継続を判断することが適当と考えられる。

②平成21年10月以降、登録者の不適正業務事例が相次いで露見している。適合証明業務登録制度の存続は、適合証明技術者の業務の適正化が前提である。今後もこれまで同様に不適正業務の事例が続けば、制度の存続はあり得ない。そのために不適正業務の再発防止のための立入調査（業務調査）や業務規程等の見直しを行うなど、業務の適正化のための活動を日事連及び単位会が協力して実施し、消費者の信頼に添えていく必要がある。

この立入調査等は、現在は日事連事務局が住宅金融支援機構とともにやっているが、業務調査は全国に及んでおり、しかも件数も多いことから、日事連だけでの対応が困難となっているため、今年度から必要に応じて登録窓口である単位会でも日事連と連携して立入調査の実施等を行う必要性がある。

③平成24年度の新規・更新登録者数、事務量等の状況に応じて、

登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率を検討し見直す。

以上の協議結果を踏まえ、資料4を次の方針案に修正して、12月通常理事会に提案することとした。

○登録制度の今後の方針案

平成22年度及び平成24年度に以下の改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行う。

ただし、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとする。また、適合証明技術者の業務の適正化については日事連と単位会が連携して取組み消費者等の信頼に添えていくこととする。

①『平成22年度の改善措置』

- i. 日事連の一般会計の講演講習科目に係る収支の内、適合証明技術者講習会費の収支部分を適合証明業務登録機関特別会計の講演講習に係る収支科目に移動する。
- ii. 適合証明技術者の業務の適正化を図り、登録制度を維持するため、単位会においても日事連と連携して立入調査等の適正化のための対策を協力して行う。

②『平成24年度に向けた改善措置』

平成22年度からの改善措置 i 及び ii に加えて次の事項の改善措置を行う。

- iii. 登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率は、登録者数、事務量等に応じて検討する。
- iv. 平成24年度の登録料の値上げを検討する。
- v. 単位会の登録事務費の値下げを検討する。
- vi. 単位会へのリスト販売手数料の値下げを検討する。

3) 公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針について大内総務・財務委員長及び事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連の新法人への移行にあたっての検討を行ってきたが、公益社団法人への移行の場合は、認定基準を継続して満たすことが条件となるため、日事連の今後の活動を想定すると、主たる事業である講習等の収入を伴う事業を含めた公益目的事

業の収支相償の条件が確保、維持できない場合が考えられること。また、内閣府の公益認定等委員会の判断により公益目的事業とみなされないことによって、公益目的事業比率が50%以上としない場合があること、さらに特定資産が遊休財産額と判断され、遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてしまう場合等も考えられるなど、公益認定基準の継続維持が不確実である。

公益社団法人へ移行した場合、その後に公益認定基準の継続維持ができないときは、公益認定を取り消され、公益団体等に公益目的財産の残額を贈与しなければならないこととなる（公益社団法人へ移行後は、行政庁等による運営・事業活動についての報告の徴収、立入検査の実施などの監督を受ける）。認定取消後は一般社団法人として存続することを選択できるものの、実質的には財政的な問題で運営ができず解散することになる可能性が高い。

このように、公益社団法人に移行できたとしても、毎年度の各種事業において、公益認定基準を維持するため、自主的、自律的な活動が制約される可能性が高い公益社団法人への移行は見合わせることにした方が良いと考えられる。

一般社団法人（非営利型）への移行の場合は、上記の条件がなければ、移行時に計算された公益目的財産額に相当する額を公益目的支出計画に沿ってすべて支出する必要があるが、すべて支出した後は、行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了し、その後は柔軟な事業の展開が可能となり、自主的、自律的な団体運営が行えることになる。また、移行後の取得財産に関しても一定の要件（剰余金の分配を目的としない）はあるものの、行政庁が業務・運営全般にわたり一律的に監督することはないため団体の自主的、自律的な事業運営に支出することが可能となる。ただし、公益目的財産額を公益目的支出計画に沿ってすべて支出するまでは、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。

税制面では、日事連が公益社団法人へ移行した場合の税の優遇措置を検討した場合、現在の日事連の課税状況が収益事業に係る経費を計上することによる課税状況を前提にすると、

一般社団法人（非営利型）または公益社団法人のどちらに移行した場合においても現状と同等程度の課税措置となることが想定され、公益社団法人移行による税の優遇措置を受けることが現状では大きく期待できないものと考えられる。

以上の検討結果により、日事連での移行方針は次のとおりとしたい。

①日事連は当面は「一般社団法人（非営利型）」に移行することとし、定款の目的に沿って公益事業を推進する。一般社団法人（非営利型）への移行に伴い確定する公益目的財産額は公益目的支出計画に沿って支出する。

②一般社団法人（非営利型）に移行後については、「公益社団法人」への移行の必要性が生じた場合には、その段階で改めて公益社団法人への移行について検討を行うこととする。

③移行時期は次の方針としたい。

日事連は、一般社団法人（非営利型）への移行については、今後具体的な作業を進め平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とするが、認可協議の状況によって遅くとも平成25年11月までには移行を行うものとする。

④単位会での対応について

i. 平成18年11月30日の第99回全国会長会議で申し合わせた「公益社団法人への取組」は取り消し、削除するものとする。

ii. 公益社団法人又は一般社団法人への移行の判断は、各単位会の資産（財産）の状況、公益目的事業の比率、支部の取扱い等、各単位会の状況によって大きく判断が異なることから、単位会の事情に応じて単位会が独自に判断する必要がある。

iii. 公益社団法人への移行は、社会的には公益性の高い法人と認識される一方で、公益社団法人へ移行後の公益認定基準の継続維持が条件となり、単位会はこれを十分に考慮する必要がある。

iv. これらを踏まえ、単位会は専門家に相談する体制を整えるなど移行に関する検討体制を早急に整備する必要がある。

ある。

- v. 移行期限である平成25年11月までに認可が得られるよう十分な時間的余裕を確保して作業を行う必要がある。

⑤単位会への情報提供について

日事連に設置された新法人移行検討WGでの検討資料は、必要に応じて単位会に提供する。

協議の結果、公益法人制度改革への対応に係る上記の日事連の移行方針案についての内容を了解し、資料5を12月通常理事会に提案することとした。

4) 12月通常理事会の議題等について

12月通常理事会の議題等について資料6により協議がなされ、協議の結果、原案どおり、資料6を12月通常理事会開催通知とすることと決めた。

(3) 報告事項

1) 建築基準法の見直しに関する検討会の状況について

会長及び専務理事より、資料7によって9月15日の通常理事会で説明した以降の動きについて次の趣旨の報告がなされた。建築基準法の見直しに関する検討会は、第10回目は9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示されたが、委員より多くの意見が出されたため、10月19日に検討会を開催し、これまでの意見を踏まえ再提示されたが、特に「おわりに」を中心に、更なる意見を踏まえ一部修正することとし、座長一任となった。建築4会では検討会の結果を踏まえ、建築基準法の速やかな一部改正等がなされるよう11月4日に馬淵国土交通大臣へ要望した。現時点では最終報告書は公表されていないが、今後報告書の公表が行われるとともに、国交省政務三役の検討・判断によりしかるべき措置がなされるものと期待している。

2) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

田端業務・技術委員長より資料8に基づき次の報告がなされた。

建築基準法見直しに関する検討会のなかで提案され設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」の第1回目

が11月15日に中央合同庁舎で開催され、構造計算適合性判定制度に関連する技術的検討についての議論が行われた。各構造計算ルートについての検討と今後の整理方針(案)について議論した。議論を踏まえて国総研及び建研協力委員において整理作業を行う予定となり、第2回目の委員会は平成23年2月が予定されている。

3) 国の住宅・建築物の耐震化緊急支援事業(H22年度補正予算関係)について

専務理事より、国の住宅・建築物の耐震化緊急支援事業(H22年度補正予算関係)について住宅(マンションを含む)の耐震改修等の緊急促進、緊急に耐震化が必要な建築物等の耐震診断・改修(民間直接補助)について、資料9によって説明がなされた。

4) UIA2011東京大会への日事連としての対応について

富岡広報・渉外委員長及び専務理事より、UIA2011東京大会への日事連としての対応について11月9日開催の広報・渉外委員会で日事連としての対応について検討した結果、単位会(またはブロック協議会)が実施を予定しているイベントで、日事連との共催(共同開催)として実施がふさわしいものについて日事連プロジェクトとして支援する方向で考えたい旨の結論となり、単位会(またはブロック協議会)に対し、イベントの実施に際して日事連との共催の意向調査を行うことになった旨の報告が資料10によってなされた。

5) 会員・構成員異動報告

平成22年9月末日及び10月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料11の通り。

平成22年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,861事務所、賛助会員4社

平成22年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,919事務所、賛助会員4社

6) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料12、資料13により報告がなされた。

<配付資料>

資料1: 第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

資料3: 平成22年度上半期事業報告・決算報告書

資料4: 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討結果について

資料5: 公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について(案)

資料6: 平成22年12月通常理事会開催通知

資料7: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料8: 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

資料9: 住宅・建築物の耐震化について

資料10: UIA2011東京大会への日事連としての対応について

資料11: 会員・構成員異動報告書

資料12: 後援・協賛名義使用の件

資料13: 経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

12月 17日 会員増強検討WG

20日 住宅金融支援機構適合証明業務登録制度
運営委員会

22日 管理講習会教材開発検討WG

■11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	733	+ 51	5,307	13.8	218	+ 2	29.7
青 森	168		1,166	14.4	32		19.0
岩 手	253		1,238	20.4	59		23.3
宮 城	290		2,516	11.5	55		19.0
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	201	+ 2	1,972	10.2	49		24.4
茨 城	501		2,687	18.6	137		27.3
栃 木	173		1,706	10.1	91		52.6
群 馬	175		2,203	7.9	92		52.6
埼 玉	579		5,990	9.7	106		18.3
千 葉	438	+ 3	4,248	10.3	99		22.6
東 京	1,393	+ 13	17,783	7.8	365		26.2
神奈川	789	+ 6	7,093	11.1	154		19.5
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	513		2,690	19.1	115		22.4
山 梨	114		1,008	11.3	13		11.4
富 山	291		1,498	19.4	55		18.9
石 川	267	+ 8	1,345	19.9	51		19.1
福 井	269		1,158	23.2	59		21.9
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	607	- 2	5,849	10.4	131		21.6
三 重	182	- 1	1,596	11.4	66		36.3
滋 賀	198	- 2	1,413	14.0	37		18.7
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	174	+ 1	17.3
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	120	- 1	1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	77	+ 2	609	12.6	43		55.8
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	58		12.9
広 島	384		2,852	13.5	120		31.3
山 口	114		1,500	7.6	37		32.5
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	18	+ 1	17.8
愛 媛	127	+ 1	1,456	8.7	25	+ 1	19.7
高 知	147		842	17.5	16		10.9
福 岡	494	- 12	4,808	10.3	134		27.1
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	238		1,057	22.5	42		17.6
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	200		1,213	16.5	35		17.5
宮 崎	134		1,395	9.6	66		49.3
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	182		1,417	12.8	45		24.7
計	14,984	+ 68	122,804	12.2	3,632	+ 5	24.2

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。